

令和4年

七ヶ浜町議会会議録

3月会議 3月1日 開会
 3月14日 閉会

七ヶ浜町議会

令和4年3月1日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録

（第1日目）

令和4年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第1号

令和4年3月1日（火曜日）

出席議員（11名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
8番	遠藤喜二君	10番	渡邊淳君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（2名）

7番	安倍敏彦君	13番	遠藤久和君
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君

長 寿 社 会 課 長	遠 藤 裕 一 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	内 海 栄 広 君
教 育 長	武 田 光 彦 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	小 野 賢 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	飯 野 直 樹 君
同 書 記	船 木 潮 君

議事日程 第1号

令和4年3月1日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 2号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第 3号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 特定個人情報の保護に関する条例及び七ヶ浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 七ヶ浜町まちづくり振興基金条例について
- 日程第11 議案第 9号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託の廃止について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 令和 3 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 令和 3 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 令和 3 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 4 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 4 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 4 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和 4 年度七ヶ浜町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 2 号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第 3 号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の

一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 特定個人情報の保護に関する条例及び七ヶ浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 七ヶ浜町まちづくり振興基金条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 14 議案第 12 号 災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託の廃止について
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 3 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 3 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 4 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 4 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 4 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 25 号 令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 28 議案第 26 号 令和 4 年度七ヶ浜町水道事業会計予算

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日3月1日は休会の日ですが、議事の都合により令和4年七ヶ浜町議会定例会を再開し、3月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により1番佐藤直美議員、2番小林倫明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和4年七ヶ浜町議会定例会3月会議の日程は、本日から14日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの14日間と決しました。

諸般の報告

ここで、議長より諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、1月31日、宮城県町村議会議長会正副会長会議が開催され、私が出席をし2月22日に開催の宮城県町村議会議長会に定期総会の議案等について協議をしてきております。（「資料ないです」の声あり）諸般の報告の資料お手元に渡っていませんか。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。大変失礼いたしました。

では、お手元に資料をお渡ししましたので、それを見ながら進めさせていただきます。

初めに、1月31日宮城県町村議会議長会正副会長会議が開催され、私が出席をし2月22日に開催の宮城県町村議会議長会定期総会の議案等について協議をしております。

次に、2月3日令和4年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、熊谷明美議員が出席をしております。

次に、2月21日宮城黒川地方町村議会議長会定期総会が、翌22日宮城県町村議会議長会定期総会がそれぞれ開催され、いずれも私が出席をし令和4年事業計画などにつきまして審議をしております。

次に、1月25日、2月25日に行われた例月出納検査の結果は、監査委員より報告されておりますのでお目通し願います。

また、本定例会に説明のため出席している職員はお手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

行政報告を申し上げます前に、今月11日で東日本大震災発生から11年が経過いたします。改めて、震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族、御家族、震災で被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、令和4年七ヶ浜町議会定例会3月会議の開会に当たり、令和3年定例会12月会議以後における行政報告を申し上げます。

1月6日、宮城県漁業協同組合塩釜総合支所において第74回鹽竈神社奉獻干しノリ品評会が開催されました。今回は県内産地から100点の出品があり、ノリの色つやや手触りなど厳正な審査が行われ、松ヶ浜の星 兵喜さんが見事最高賞である宮城県知事賞を受賞されました。受賞しましたノリは皇室に献上されております。2年連続で町内の生産者が最高賞を受賞したことは同業者の励みにもなり、町にとりましても大変栄誉あることとございます。今回の受

賞を心よりお祝い申し上げます。

1月9日、七ヶ浜国際村において成人式が開催され、新成人163名が出席しました。新型コロナウイルスの影響により今年も出席者を限定しての開催となりましたが、長引くコロナ禍の中で友人や恩師と旧交を温めるよい機会となりました。恩師からは、小学校、中学校在校時の懐かしい話や今後の活躍への期待など、新成人に向け心温まる言葉をいただきました。また、新成人代表からは、これまでの20年間でお世話になった家族や友人、全ての人たちへの感謝の言葉とともに新成人として将来への限りない夢と希望を胸に抱き、これからは自分たちが社会を支え貢献していきたいとの決意が述べられました。

1月13日、七ヶ浜国際村ホールにおいて、東北復興宇宙祭り i n 七ヶ浜が開催されました。このイベントは、一般財団法人ワンアースが昨年実施した東北復興宇宙ミッション2021での成果を今後の復興活動や地域活性化につなげることを目的に開催されたもので、東北復興宇宙ミッションの実行委員長で宇宙飛行士の山崎直子さんにおいていただき、一般財団法人ワンアースの長谷川代表理事や塩釜地区二市三町の市長、町長、生産者など住民代表が参加しました。

第1部では、ミッションの一環として地球を周回した塩釜地区二市三町ゆかりの植物や農作物の活用について、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町の住民代表が発表を行い、本町からは宇宙ルバーブについて紹介がありました。また、塩釜地区二市三町の市長、町長を交えたディスカッションでは、宇宙から帰還した植物や農作物の活用を今後地域の活性化にどうつなげていくか意見が交わされました。参加者からは、二市三町農産物を組み合わせ、地域の特産品となるような商品を開発するなどのアイデアが出されました。

次に、3月11日の東日本大震災七ヶ浜町追悼行事について申し上げます。

毎年3月11日に開催しております東日本大震災七ヶ浜町追悼式については、震災から10年を節目として今後の在り方について検討を重ねてきたところです。御遺族の意向確認のため昨年実施したアンケートでは、開催すべきとの意見が半数以上を占めましたが、開催の頻度は3年、5年、10年置きが好ましいとの意見が多かったことから、今後の開催は3年、5年といった間隔で開催することを考えております。なお、震災から11年となる今年は東日本大震災七ヶ浜町追悼行事として、公園墓地蓮沼苑内の東日本大震災慰霊碑前及び七ヶ浜国際村エントランス広場に献花台を設置し、自由献花とし、町民には14時46分のサイレンとともに黙禱を行い、震災で犠牲になられた方々を追悼することを呼びかけることとしております。

最後に、新型コロナウイルス感染症関連について報告をいたします。

昨年末に新たな変異株オミクロン株が確認されて以降、世界中で爆発的に感染が拡大し日本

国内においても、以前にも増して第6波の感染拡大が続いており、全国31都道府県にまん延防止重点措置が適用される事態となっております。宮城県内においては、2月9日に一日の新規感染者数としては過去最高を記録し、本町においても1月13日以降、連日新規感染者が確認されており、2月28日現在の累計感染者数は271名で若年層を中心に感染が広がっております。基本的な感染予防対策の徹底と3回目のワクチン接種が感染拡大を抑制する何よりの特効薬と考えますが、町では2月17日より2回目の接種を完了した方に順次3回目のワクチン接種券を発送しており、3月22日より集団接種を開始いたします。3回目のワクチン接種により、町民の皆様が1日も早く安心して生活を送っていただけるよう接種の円滑な実施と早期完了に努めてまいります。間もなく始まる令和4年度から新たな長期総合計画がスタートいたします。新型コロナウイルスの第6波は、いまだ終息が見えませんが、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に新しい長期総合計画の下、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる健康のまち実現に向け、職員一丸となり取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ行政報告といたします。ありがとうございました。

日程第3 施政方針及び提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、施政方針及び提案理由の説明について、寺澤 薫町長へ説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、これより令和4年度の施政方針と今定例会に提出いたしました議案の提案理由について説明を申し上げさせていただきます。

世界中を席卷した新型コロナウイルスは、瞬く間に私たちの生活に忍び寄り、長きにわたる自粛生活によって人々の価値観さえ覆す勢いがあります。今後、3回目のワクチン接種をはじめ、感染拡大防止に総力を挙げて取り組むとともに1日でも早く平穏な日常が戻ることを祈るばかりでございます。

さて、今年度からポストコロナを見据え、本町の未来を開く指標となる新たな長期総合計画がスタートいたします。この総合計画では、本町の復興の先に目指す町の将来像として、安心、笑顔、心癒やされるまちをスローガンに掲げました。東日本大震災から11年、復興事業は1つの区切りを迎えることができましたが、心の復興には今後も時間をかけてしっかりと向き合い、震災と教訓を後世に伝えつつ、迫りくる災害にも備えてまいります。今後のまちづくりにおい

でも人口減少、少子高齢化への対応、コミュニティーの希薄化は大きな課題となってまいります。激しい時代の変化にも柔軟に対応しながら、本町が培ってきた地域や人とのつながりを大切にし、お互いの顔が見え、町民の皆様が幾つになっても心豊かに健康で生き生きと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

本町におきましては、心通う健康のまちづくりをより一層推進するため、まちづくり戦略をステップアップし、6つの政策軸の下、まちづくりを進めてまいります。

1つ目は、安全安心の充実であります。

全国各地で頻発し、年々激甚化する大規模自然災害への備えとして、人命の安全確保を最優先に被害を最小限に抑える対策がいつもあります。このため、災害レジリエンスの向上や行政と学術のさらなる連携により、本町の国土強靱化に努め防災減災に取り組んでまいります。

今年度の主な事業といたしましては、町内全域における内水浸水シミュレーションを行い住民に情報を提供するほか、宮城県が新たに公表する予定の津波浸水想定範囲に対応した津波ハザードマップを作成し、自助、共助による避難行動の徹底と安全確保を図ってまいります。

また、災害防災情報の迅速な伝達に大きな役割を果たしている防災行政無線親局の更新や自主防災組織と連携したコロナ禍における避難所運営体制を強化し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

2つ目は、人材の育成であります。

今年度は、世界のグローバル化やICT化の大きな社会変化に対応できる人材を育成するため、小中学校の英語コミュニケーション力の育成とGIGAスクール構想によるICT教育の推進の2つを大きな柱として展開してまいります。

世界を見据えて地域に根差すをコンセプトに取り組んできた七ヶ浜グローバルプロジェクトは、これまでの活動が高く評価され、令和3年3月にELEC英語教育庁文部科学大臣賞を受賞するなど、着実に実を結んでおります。

本年度では、豊富な発語量や英語の日常化を意識した取組を進め、英語をツールとして自分の言葉で考えや意見を伝えることができるよう、一歩進んだコミュニケーション力の育成を推進してまいります。また、ICT教育の推進ではタブレットの活用の幅を広げ、より効果的な事業改善と学習活動を推進し、質の高い学校教育の実現と情報活用能力の育成に取り組んでまいります。このほか、文化芸術事業や生涯学習事業等においても町民のニーズを踏まえながら学習機会の充実を図り、心豊かな活力ある人材育成に取り組んでまいります。

3つ目は、攻めの福祉であります。

児童福祉子育て支援につきましては、長引くコロナ禍の影響で社会的、経済的に不安定な状況が続く、さらには孤立などで妊娠、出産、育児への不安や悩みを抱える妊産婦等の増加が懸念されます。妊産婦、乳幼児等への包括的な支援として妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と個別の実情に応じた支援内容の調整に取り組んでまいります。このほか、産後の母子が心身ともに健やかに過ごすことができるよう、アウトリーチ型乳房ケアを行い、産後ケア事業の拡充を図るとともに、コロナ禍における子育て世帯の支援として妊婦生活応援事業や赤ちゃん応援パッケージ支給事業を実施します。

子ども家庭総合支援拠点では、専門的な相談、対応を必要とする子供やその家庭等に対し継続的な支援を行い、妊娠、出産、育児に関する個別相談や情報提供を行うほか、関係機関と連携し要保護、要支援児童等への対応に取り組んでまいります。

また、公認心理士による巡回相談や支援体制の強化を図るほか、児童福祉と母子保健との一体的な運営管理を推進するため、引き続き宮城県から児童福祉を専門とする職員を派遣いただき、業務の統括及び関係機関との連携強化を図ってまいります。また、七ヶ浜町保育所等整備事業により、整備した認可保育所が令和4年度に開所します。本町において初となる民設民営の認可保育所設置により、待機児童ゼロを目指します。

高齢者福祉につきましては、個々の事情に応じて適切な福祉サービスが提供できるよう、顔が見える福祉施策を推進してまいります。その1つとして、地域の見守り支援員を配置し、地区や町社会福祉協議会と連携しながら地域の見守り等、介護予防に取り組んでまいります。そのほか、コロナ禍における支援としまして、高齢者見守り配食サービス事業を展開してまいります。また、これまでも取り組んできたドライビングシミュレーターに加え、スポーツダーツなど年代を問わず気軽にできるレクリエーションも取り入れ、健康寿命の延伸と介護予防につなげてまいります。

4つ目は、地域の再構築であります。

私たちは震災を通じて何気ない日常にあふれる思いやりや感謝の大切さを痛感いたしました。本町においてもコミュニティーの根幹である住民同士のつながり、支え合いを重視した取組を推進してまいります。

事業といたしましては、小学校地区民合同大運動会をはじめ、町民の健康と世代間交流、コミュニティーの活性化を目的にスポーツダーツを活用した七ヶ浜アロープログラムを推進してまいります。さらに、町民のコミュニティーの場に出向き、展開する普段着の健康づくりを今年度より取り組んでまいります。

また、町内においては、地域間連携を契機に本町の魅力発信に始まり、震災の経験や教訓を災害時の避難行動につなげられるよう地域力向上に向けた取組を進めてまいります。町外に向けては、関係人口増加や移住定住促進につながるよう再発見された本町の魅力を映像で配信するなど、町のイメージの向上にも取り組んでまいります。

5つ目は、地域公共交通の継続と充実であります。

町民バスぐるりんこは、通勤通学や買物など町民にとって必要不可欠な交通手段であります。持続可能な地域公共交通、地域交通ネットワークとして町民バスぐるりんこにバスロケーションシステムを導入し、バスの利便性向上と新型コロナウイルス感染症の影響による利用離れの回復に取り組んでまいります。

また、スマートフォン等による時刻表検索機能及び英語版時刻表やフリーパス方式の定期券のPR、65歳以上の運転経歴証明書提示者への1年間運賃無料や、中学校卒業記念無料乗車券配付などに引き続き取り組んでまいります。

6つ目は、地場産業の新たな展開の方策であります。

本町の新たな特産として期待されるトリガイの生育調査を拡充し、付加価値を高められるよう継続してチャレンジし、販路開拓や漁業者支援につながるよう展開してまいります。また、アワビ増殖事業にも引き続き取り組んでまいります。

明治から本町に伝わる西洋野菜ルバーブにつきましては、国際宇宙ステーションから帰還した七ヶ浜宇宙ルバーブの災栽培講習会を開催し、栽培の普及と歴史の伝承を図ってまいります。その他、ながすか多目的広場などにおいて地場産品も含めたマルシェを開催し、本町の地域資源を活用した新たなにぎわいの創出に取り組んでまいります。

最後に、これら6つの政策軸を連携させて本町の魅力を生かすまちづくりにして、新たに逍遙のまちづくりを進めてまいります。本町は、都市に隣接しながらも恵まれた景観により、ふと歩きたくなる心癒やされる魅力があります。本町の魅力は、景観に限らず観光スポットであったり、個性ある地域であったり、この土地に住む人々であったりします。この魅力に触れ、ひもときながら、町民や訪れた人々が思いのまま歩くことを楽しむ新たなまちづくりの展開を目指し、今年度では計画を策定してまいります。

また、本町の未来を思うとき、私たちを取り巻く環境は日々刻々と変化し、テレワークやオンラインでの会議が主流になりデジタル化が飛躍的に発展するなど、新しい生活様式は人々の日常や働き方を大きく変えようとしています。今年度は、その未来に備えるべく、七ヶ浜町デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、デジタル化による住民サービスの改革、

行政運営の効率化を図ってまいります。また、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付を行い、住民の利便性向上を図ってまいります。

次に、一般会計予算案について説明を申し上げます。

令和4年度の歳入歳出予算額は70億円で、前年度と比較しますと5億円の増で編成しております。新型コロナウイルス感染症対策関連経費、防災行政無線親局設備更新事業、新設認可保育所の開所に伴う保育所等整備事業費及び施設型給付費の計上により大きく増額となりました。

歳入については、主要な自主財源である町税が19億9,125万4,000円で、対前年度比1.0%増で計上しております。要因としては、償却資産の減価償却が進み固定資産税が減となる一方で、個人住民税の所得割の増やたばこ税の税率改正による増が見込まれることによるものであります。繰入金は東日本大震災復興基金繰入金を2,306万7,000円、子供医療費助成事業及び保育所等整備補助事業の財源として地域福祉基金繰入金を2,000万円、公債費元利償還金の財源として減債基金繰入金を5,000万円、さらに歳入不足を補うために財政調整基金からの繰入れ3億4,600万円等を計上しております。地方交付税は国の地方財政対策において地方交付税の増が示されております。前年度の決算見込み額を基に算出した結果、普通交付税は対前年比23.1%増の16億円、特別交付税は前年度の同額の1億円を計上しております。また、震災復興特別交付税は東日本大震災復興交付金事業から国庫支出金へ移行した災害公営住宅家賃対策補助事業等の地方負担分を当初予算に計上したことで対前年度比8.5%増の8,270万7,000円を計上しております。国庫支出金は新設認可保育所の開所に伴う保育所等整備交付金の計上及び施設型給付費の財源である子供のための教育保育給付負担金の増額等により、対前年度比24%増の10億9,206万7,000円を計上しております。県支出金は新設認可保育所施設型給付費の財源である宮城県子どものための教育・保育給付負担金及び障害者自立支援給付費負担金の増額により、対前年度比5.6%増の4億9,569万4,000円を計上しております。町債は地方交付税の財源不足振替相当分としての臨時財政対策債1億円、急傾斜地崩壊対策事業の財源として急傾斜地崩壊対策事業債2,970万円、多聞山2号線のり面改良事業の財源として町道整備事業債4,450万円、防災行政無線親局設備更新事業の財源として防災対策事業債3,070万円などの借入れを予定しております。

歳出については、人件費が職員数の減及び期末手当の率の改定により対前年度比2.6%減の12億7,769万7,000円を計上しております。公債費は東日本大震災後に借り入れた災害援護資金臨時財政対策債の償還開始等により対前年度比6.1%増の4億7,198万8,000円となるほか、扶助費は新設認可保育所施設型給付費及び障害者自立支援給付費の増により対前年度比12.3%増

の11億5,388万5,000円を計上しております。人件費、公債費及び扶助費による義務的経費は29億357万円となり、予算全体の41.5%を占めております。

普通建設事業費は保育所整備補助事業、町道整備工事、七ヶ浜健康スポーツセンター電気設備改修事業、防災行政無線親局設備更新事業などにより対前年度比136.1%増の4億3,501万9,000円となり、予算全体の6.2%を占めております。

物件費は衆議院議員選挙及び宮城県知事選挙並びに宮城県議会議員補欠選挙に係る経費で減額となっているものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、フィッシャーマンズチャレンジ事業、道路及び公園維持管理に要する経費等の増額により前年度比4.4%増の14億1,945万2,000円となり、予算全体の20.3%を占めております。

補助費等は復興支援負担金の減額などにより前年度比4%減の7億5,152万8,000円となり、予算全体の10.7%を占めております。

繰出金は後期高齢者医療事業への繰出金1,759万5,000円増の2億6,613万8,000円を計上したものの、介護保険特別会計への繰出金が777万円増の3億140万円、下水道事業特別会計への繰出金が1,665万7,000円増の2億7,237万2,000円となったことにより、前年度比5.1%増の9億7,793万4,000円となり予算全体の14%を占めております。

次に、下水道事業特別会計予算案について説明をさせていただきます。

令和4年度の歳入歳出予算額は5億9,600万円で、前年度と比較しますと6,600万円の減で編成しております。

歳入については、分担金及び負担金が下水道事業受益者負担金の減少により対前年度比78.8%減の6万8,000円、使用料及び手数料は現年度下水道使用料の微増により対前年度比0.5%増の2億1,905万9,000円、国庫支出金は社会資本整備総合交付金事業の減少により対前年度比32.9%減の2,350万円を計上しております。また、繰入金是对前年度比6.05%増の2億7,237万2,000円、町債は公共下水道事業債などの減少により対前年度比48.7%減の7,600万円を計上しております。

歳出については、総務費が委託料などの減少により対前年度比0.9%減の1億6,473万5,000円、事業費は委託料が内水ハザードマップ作成業務の計上により増となったものの、工事請負費の減により対前年度比32.9%減の7,483万2,000円を計上しております。工事請負費の主な内容としましては、社会資本整備総合交付金事業によるマンホールポンプ場改築工事、鉄蓋改築工事を予定しております。また、公債費は平成3年度借換え分などが完済したことや利子の減少により対前年度比7.5%減の3億5,233万2,000円を計上しております。今後も社会資本整備

総合交付金事業などによる下水道整備を進め、下水道を使用する方が衛生的で快適に生活できるよう施設の計画的な維持管理と効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算案について御説明をさせていただきます。

令和4年度の歳入歳出予算額は23億1,200万円、前年度より1億2,900万円の増で編成しております。

歳入については、国民健康保険税が3億5,515万4,000円と前年度より1,763万円の増で計上しております。また、歳出の保険給付費分として交付される保険給付費等交付金が大半を占める県支出金については歳出の保険給付費に合わせて16億9,553万5,000円と前年度より9,671万5,000円の増で計上しております。

歳出については、保険給付費を前年度からの推計値により16億8,091万2,000円と前年度より1億108万5,000円の増で計上しております。また、国民健康保険事業費納付金を県の算出額に基づき5億4,573万円と前年度より2,575万8,000円の増で計上しております。保険事業については前年度同様第2期国民健康保険事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき保険事業を実施することとしております。特定保険事業については業務委託として糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施するとともに、引き続き健康増進を図るための生活習慣病予防事業も進めてまいります。今後も貴重な財政基盤となる国民健康保険税について御理解をいただき、国民健康保険事業の運営に取り組んでまいります。

次に、公園墓地事業特別会計予算案について説明させていただきます。

令和4年度の公園墓地事業特別会計歳入歳出予算額は1,746万7,000円で、前年度と比較しますと11万5,000円の減で編成しております。

歳入については、使用料及び手数料1,058万円を計上しております。公園墓地使用料に係る墓地の区画数は18区画分を計上しております。繰入金については14万7,000円の減となり、歳出の一般会計に係る経費分を繰入れするものであります。繰越金については40万円を計上しております。

歳出については、総務費が1,028万7,000円を計上しております。このうち、蓮沼苑駐車場整備工事として200万円、公園墓地管理基金への積立ては180万円を計上しております。諸支出金については一般会計への繰出しで678万円を計上しております。今後も本事業の周知を図るとともに、公園墓地運営につきまして万全を期してまいります。

次に、介護保険特別会計予算案について説明させていただきます。

保険事業勘定の歳入歳出予算額は19億400万円で、前年度と比較すると8,500万円の増で編成

しています。

歳入については、基本的に給付費の23%を65歳以上の第1号被保険者、27%を40歳から64歳までの第2号被保険者が負担し、残りの50%を国、県、町が負担する仕組みになっています。公費負担分のうち、原則として居宅給付費については国が25%、県が12.5%、残りの12.5%を町が、また施設等給付費については国が20%、県が17.5%、残りの12.5%を町が負担することになっております。

歳出については、保険給付費17億6,753万9,000円、地域支援事業費7,953万5,000円、その他の諸費5,692万6,000円を計上しております。前年度予算と比較しますと保険給付費が8,502万円の増であります。これは要介護認定者数の増加によるサービス利用の増加分を見込んだことによるものであります。

サービス事業勘定の歳入歳出予算額は604万8,000円で、前年度と比較しますと57万8,000円の増であります。

歳入については、介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成収入で、歳出についても介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン作成委託料が主なものであります。令和4年度は第8期介護保険事業計画の中間年であります。今後も介護保険事業の健全な財政運営を図るとともに高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるように取り組んでまいります。さらに地域包括支援センターが中心となり、地域や関係機関と協働した介護予防、日常生活支援総合事業等の充実を図り、介護保険サービスが適切かつ有効に利用され、介護する方もされる方も生きがいのある活動とともに支え合うことのできる暮らしが実現できるよう努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、加入している全ての市町村において保険料の徴収及び被保険者の便益に寄与するものとして窓口事務を行っております。特別会計ではこれら市町村事務に関する所要の予算を措置するものとしております。

令和4年度の歳入歳出予算額は2億2,385万3,000円で、前年度より2,424万8,000円の増で編成しております。

歳入については、被保険者の増が見込まれることから後期高齢者医療保険料が1億7,128万円と前年度より1,881万円の増を見込んでおります。低所得者等の保険料軽減分として国、県、市町村が公費で負担する保険基盤安定繰入金金を4,765万4,000円と前年度より427万1,000円の増で計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 1,893 万 5,000 円と前年度より 2,308 万 1,000 円の増を計上しており、そのほかは主に事務費となる総務費に 440 万 3,000 円を計上しております。団塊の世代を控え、被保険者数のさらなる増加及び高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ公平に負担し合うことが制度を安定的に持続させることとして重要であります。保険料を徴収する市町村としては、引き続き後期高齢者医療制度全体の周知に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算案について説明を申し上げます。

本町の水需要は人口減少や節水型社会への移行に伴い、今後も減少傾向が見込まれますが、ノリ養殖業の状況によっては減少幅が抑制されるものと考えられます。また、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の動向にも影響を受けるものと思われまます。施設面では先年に引き続き水道ビジョン及び施設更新計画に基づく施設整備を行う予定であります。

令和 4 年度の収益的収入は 4 億 5,954 万 8,000 円で、前年度と比較しますと 943 万 9,000 円の減で計上しております。主な要因は建設改良工事費に伴う消費税及び地方消費税の還付金の減によるものであります。収益的支出は 4 億 5,828 万 1,000 円で、前年度と比較しますと 848 万 4,000 円の減で計上しております。主な要因は管路情報管理システム更新費用等の減によるものです。資本的収入は前年度と同額の 33 万円、資本的支出は 1 億 4,888 万 4,000 円で、前年度と比較しますと 1 億 7,676 万 7,000 円の減で計上しております。主な要因は建設改良工事等の減によるものであります。資本的収支における不足額の 1 億 4,855 万 4,000 円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたします。なお、災害復旧復興事業に国庫補助金等を活用したことに伴い一時的に増加した留保資金による水道料金軽減を本年度も実施いたします。今後も小さな町に大きな安心を、暮らしを支える水道を基本理念とし、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

以上、施政方針を述べましたが、改めて本年度は七ヶ浜町長期総合計画[2022-2031]がスタートする年であり、新たな時代を見据え町の人たちが健康で心豊かにお互いの顔が見えるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、議案提案理由の説明をさせていただきます。

一般会計をはじめ各種会計の令和 4 年度予算案の具体的内容につきましては、設置が予定されております予算審査特別委員会におきまして担当課長等から詳細に説明申し上げますので、私からは省略させていただき、各種会計の当初予算以外の議案について説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案は議案第 2 号から議案第 26 号までの 25 議案であります。

初めに、議案第2号教育委員会の委員の任命については、鈴木由佳莉さんの辞職に伴い、新たに齋藤絵梨香さんを任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第3号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の職員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第4号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号特定個人情報の保護に関する条例及び七ヶ浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号七ヶ浜町まちづくり振興基金条例については、まちづくりの振興に資する事業の資金を積み立てるため、まちづくり振興基金を設置するものであります。

次に、議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例については、課税区域の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例については、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑証明書の交付を受けることができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2、12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託の廃止については、東日本大震災に係る災害関連死等の審査について、今後、諮問すべき事案が見込まれないため災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託を廃止するものであります。

次に、議案第13号から議案第19号までは補正予算であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみ御説明申し上げます。

議案第13号は、令和3年度一般会計補正予算であります。補正の額は7,248万1,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ85億188万円とするものであります。歳出の主な内容としましては、ネットワーク強靱化サーバー更新事業、東日本大震災復興交付金国土交通省事業費等の国への返還金、災害避難所用新型コロナウイルス感染症対策環境整備事業への追加、認定こども園・幼稚園施設型給付費補助金への追加、保育士等処遇改善臨時特例交付金事業、漁業者燃油高騰支援事業、除排雪対策事業への追加、まちづくり振興基金条例制定に伴う積立金をはじめとした各種基金への積立金への追加及び補助事業費等がほぼ確定したことによります予算の整理による減額などであります。また、繰越明許費補正を8件、地方債補正を4件計上しております。

議案第14号は、令和3年度下水事業特別会計補正予算であります。補正の額は1,894万2,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億4,305万8,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、仙塩流域下水道維持管理負担金の減額と、下水道管路施設ストックマネジメント策定業務委託の減額等であります。また、地方債補正を4件計上しております。

議案第15号は、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正の額は1,704万6,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ22億668万9,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、保険給付費で一般被保険者療養給付費負担金の追加及び保健事業等の事業費の整理による減額並びに国民健康保険税の追加に伴う国民健康保険事業費納付金の財源の組替え等であります。

議案第16号は、令和3年度公園墓地事業特別会計補正予算であります。補正の額は217万円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1,575万8,000円とするものであります。主な内容としましては、公園墓地使用料の減額に伴う予算の整理であります。

議案第17号は、令和3年度介護保険特別会計補正予算であります。保険事業勘定における補正の額は1,203万9,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ18億9,135万5,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、保険給付費への追加と事業費の整備などあります。

議案第18号は、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算であります。補正の額は48万6,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億152万7,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加等であります。

議案第19号は、令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算であります。4条予算の資本的支出における建設改良費731万円を減額するものであります。補正の主な内容としましては、量

水器購入費及びエレベーター改築等工事請負費の不用額を減額するものであります。

以上、本定例会に提案いたしました25議案のうち令和4年度一般会計当初予算案及び各種会計当初予算案以外の議案について説明をさせていただきました。提案いたしました議案につきましては慎重審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時10分とさせていただきます。11時10分でございます。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第4 議案第2号 教育委員会の委員の任命について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第2号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第2号教育委員会の委員の任命について説明をさせていただきます。

今回提案申し上げました、教育委員会委員の任命につきましては、令和2年10月から教育委員として活躍をいただいております鈴木由佳莉委員が令和4年4月1日から国家公務員として採用が決まったことから、令和3年度をもって教育委員を辞したいとの申出がありましたことから新たに任命するものであります。

御提案申し上げました齋藤絵梨香さんは、現在、夫婦で会社を経営しながら小学生のお子様を育てており、家庭教育の在り方など広い視野と見識を持った方でございます。また、PTA活動にも積極的に参画され、令和2年度では校外指導部員として活躍されるなど、率先して活動をいただいている方でございます。齋藤さんは物腰が柔らかく、しっかりと相手の話に耳を傾け、相手の立場も理解した上での対応はもとより、協調性やリーダー性も兼ね備えており、ほかの保護者や先生方からの信頼の厚い方でございます。齋藤さんの人柄、誠実さ、そして教育に対する熱意は、本町の教育行政に寄与いただけるものと考え、提案するものでございます。

何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。2点ほど質問いたします。

まず1点目は、毎回の質問です。公募による任命をするという考えはなかったのか。毎回、その公募の考えはないという答弁ですので、改めて確認します。

2つ目は、この齋藤氏を任命するに当たって、人選計画というんでしょうかね、何人かの候補者がいたのか、その点。そして、いなかったのであれば、この齋藤さんをどのような経過で任命するようになったのか。その点お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） まず、公募というふうなことでございますが、やっぱり教育委員、重大な職務をお任せするためには確信の持てる方をお願いしたいと考え、公募ではなく信頼の置ける方を選ばせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 私のほうから全部の小中学校に教育委員の欠員に伴って推薦をいただきたいというお願いを出しました。その結果、2つの学校から推薦がありましたけれども、1つの学校は辞退したということです。残った学校が齋藤さんの所属する汐見小学校であります。汐見小学校のほうから何人か推薦がありまして、汐見小学校の中で齋藤さんが一番ふさわしいということで齋藤さんにもその旨を話しまして、承諾を得た。私のほうからその後、私のほうが齋藤さんに直接お会いしまして教育委員の仕事、任務、守秘義務等についていろいろ説明をする中で教育委員として非常に熱心に活躍してくれるということを実感をいたしました。よって、私としても汐見小学校に推薦を受けまして教育委員として推薦したいなということで、今回議会に取り計らった。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目の再質問させていただきます。

汐見小学校から何人かの推薦があったということでもあります。そこで伺います。その齋藤さんに決めたのは、今の話ですと書面に基づいて齋藤さんに決定したということで、決定した後に面談したというような話でした。本来なら、要するにその推薦があった人と事前、前もって面談して、その人の教育施策なり、思いを確認した上で決定すべきではなかったのかなという

ことを思うんですけれども、その点で書面を優先した、その経過というのはなぜなのか。そして、書面で推薦する、したというのは、何人かの構成メンバーでしたかと思うんですけれども、その構成メンバーは何人で、もし固有名詞を挙げていただければお願いしたいと、求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 汐見小学校のほうから、何人かの推薦があつていろいろ汐見小学校レベルで、汐見小学校レベルで協議した。その中で齋藤さんを第1位として推薦をしたいという話があつて、私のほうが面談をしたという経緯です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再度伺いたいです。要するに、通常だと小学校側で決定したということですが、教育総務課または、及び教育長としては、その小学校から複数の人が推薦されてきたので、そこの判断はあんたたちでしろということではなかったのか。その点伺いたいと思います。そうでなければ、普通だったら学校側で一般的には推薦、その来た人を1名に絞って、1名が推薦だから1名にすると思うんですけれども、なぜ各校側として推薦複数挙げたのに、また戻って1人を推薦するような経過になったのか。その点。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） お話ししましたように、学校サイドで複数挙がつたということなんです。その学校サイドで複数挙がつて検討した結果、私への推薦として、学校としては齋藤さんお一人を推薦されたということなんです。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 基本的に選定するのは、選ぶのは私なんですけど、それまでの活動と色々な状況を聞いて、それで私も面談をさせていただきました。そして、この方であればというふうなことで今回選定と提案させていただいた次第でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 何年ぐらいPTA活動に携わっていたのかお伺いします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 現在、お子さんが小学校3年生でございます。したがって、一、二年間ぐらいPTA活動に携わっていたんじゃないかなというふうに思っています。一応、主な活動としては、校外指導員として活動していただいたという報告をもらっています。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 校外指導部で活動されていたということですが、校外指導部で何年間、そして校外指導部内での役職は何をされていたのかお伺いたします。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 校外指導部ににつきましては、1、2年のときに指導部として活躍されていたと、子供さんがですね。それで役職については、そこまでの報告はございませんので、今承知していないところでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 校外指導部には自ら立候補されたのか、それとも学年委員とかで選出されてやられたのか。それによってやっぱりやっている度合いというか、頻度というか、活動も違ってくるとお思いますので、そのところお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） その辺の細かいところまでは承知していないところでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 面談されているのであれば、そういったことをお聞きしてPTA活動をやられているということ、面談されているので、そのところのPTA活動ですね、学校に関してのものをどのように面談されて、どのようにお話を聞いていたのかお伺いたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 推薦を受けた後、（「すみません、聞こえません」の声あり）一般的な話合いを私のほうでやりました。私のほうでは、七ヶ浜町が取り組んでいるグローバルプロジェクトを中心に話をしました。さらに、ICT教育も併せて2本柱でやっているんですよということについて説明をしました。それに対して齋藤さんは、私から見ると、意外やよく存じ上げているなというふうに思いました。特に私を感じたのは、小学校3年生の娘さんですけれども、娘さんが学校入って家の中で英語のことをちょくちょく、食事や風呂に入ったときに話すようにするそうです。七ヶ浜でこういうことをやっているのかということで、そこから関心を持ってきましたということで、そういうことを中心にして話をしたことで、PTAの役員に何の役員をしたのか、あるいは何年したのかとか、どういうことをやったのかというような根掘り葉掘り聞くことが、それは本来のこちら側の趣向とはちょっと違うので、むしろ教育に純

粹に思いを抱いている方であるかどうかといことを中心にして私のほうで話をしたということ
です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第
2号教育委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。

日程第5 議案第3号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に
関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第3号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第3号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

提案理由は、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本庁の職員の期末手当についても同
様の扱いとするものでございます。昨年の人事院勧告への対応につきましては、本来、11月会
議にて条例改正の可決をいただき、12月のボーナスから適用させるべきところでしたが、法案
の国会への調停がずれ込んだことから、今回の条例改正となったものでございます。人事院勧
告につきましては、民間事業所の給与を調査した結果、民間のボーナスの支給割合が4.32月分
に対し、国家公務員は4.45月分であったことから、民間の支給割合との均衡を図るため、4.45
月分から0.15月分減じて4.30月分とする勧告が出されておりました。このため、本町におい
ても民間の支給状況を踏まえ、人事院勧告や国における法改正を参考に期末手当の支給割合で格
差相当分を減額することとしたものでございます。

それでは、議案参考資料で説明をさせていただきます。

議案参考資料2、2ページ。職員の給与に関する条例新旧対照表第1条関係を御覧ください。

第19条第2項中100分の127.5を100分の120に改め、同条第3項中100分の127.5を100分の120
に、100分の72.5を100分の67.5に改めるものでございます。

次に、議案参考資料4ページ。一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表第2条関係を御覧ください。

8条第3項中100分の127.5を100分の120に、100分の167.5を100分の162.5に改めるものです。議案書3ページの附則を御覧ください。

第2項の施行期日については、公布の日から施行するものでございます。

第2項の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第19条第2項の規定に関連して、一般職のほか再任用職員、一般職の任期付職員、会計年度職員に適用し、附則第2項の4行目の及び以降では、期末手当を算定する基準を規定していますが、これらのうち令和3年12月1日に在職し、12月の期末手当が支給された職員はこの規定による算定にかかわらず令和4年6月の支給額から令和3年12月に支給された額掛ける割合を差し引いた額とするものでございます。その割合については、第2項第1号を御覧ください。

第1号の再任用職員以外の職員について、アはイの特定任期付職員以外の職員127.5分の15、特定任期付職員については、現在、本庁に該当する職員はおりませんので再任用職員以外の全職員が127.5分の15となります。

第2号の再任用職員は72.5分の10となります。

第3項につきましては、令和3年12月1日時点で企業職である水道事業所職員であったものが、人事異動により令和4年6月1日時点で一般職となった場合、令和3年12月時点では一般職の給与条例の適用を受けておらず減額することはできないため、附則に読替え規定を設け、水道事業所から異動した職員についても同じように減額することができるようにするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議案第4号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 続きまして、議案第4号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

提案理由は、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の特別職の職員で常勤のものの期末手当についても同様の扱いにするものでございます。特別職である町長、副町長、教育長についても期末手当の支給割合の較差相当分を減額することとしたものでございます。

議案参考資料にて説明をさせていただきます。議案参考資料3、5ページの同条例、新旧対照表を御覧ください。

第4条第2項の期末手当の支給割合100分の167.5を100分の162.5に改めるものです。

議案書6ページの附則を御覧ください。

第1項の施行期日は公布の日から施行するものです。第2項の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置について、この条例の規定による改正後の条例第4条第1項の規定の適用については、職員の例により議案第3号の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。附則第2項第1号ア10、127.5分の15を167.5分の10とするものです。特別職の期末手当は令和4年6月の支給額から、令和3年12月に支給された額掛ける167.5分の10を差し引いた額とするものです。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

提案理由は、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の議会議員の期末手当についても同様の扱いとするものでございます。議会議員の皆様についても、議案4号の特別職同様、期末手当の支給割合で較差相当分を減額するものでございます。

議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料4、6ページ、同条例新旧対照表を御覧ください。

同条例第5条第3項の期末手当の支給割合を100分の167.5を100分の162.5に改めるものです。

議案書8ページの附則を御覧ください。

第2項の施行期日は公布の日から施行するものです。第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置については、議案第4号の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例同様で、議会議員の期末手当は令和4年6月の支給額から令和3年12月に支給された額掛ける167.5分の10を差し引いた額とするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第8、議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

提案理由は、人事院規則の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。この改正は、人事院の意見の申出により行われる国家公務員に係る改正法と同様の措置として、地方公務員についても仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠、出産の申出をした職員に対する周知、意向確認の措置を義務づけるものでございます。

それでは、議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料の5、7ページをお開きください。

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第2条中第3号（ア）で規定する非常勤職員が育児休業できる要件である1年以上の雇用期間を撤廃するものでございます。なお、同条第3号アについては、（ア）を削ったため細分化されたほうの繰上げと、繰り上げたことによる文言整理を行うものでございます。

8ページの上から2行目の第3号アの（ウ）、それから次、10ページをお開きください。

下から3行目の第2条の3、第3号のイ、11ページの下から7行目の第2条の4、第2号の下線部分は文言を整理するものでございます。

次に、第17条についてでございます。第17条は部分休業についてでございます。部分休業とは、小学校就学前の子を養育するために勤務時間の始め、または終わりに、1日2時間以内で休むことができる制度です。本条では、部分休業することができない職員の範囲について育児休業同様、非常勤職員の要件である1年以上の雇用期間を撤廃し、文言を整理するものでござ

います。

12ページをお開きください。

次に、21条第1項では、新たに妊娠または出産等についての申出があった場合、任命権者が育児休業の制度の説明や制度利用の意向を確認するための面談等を行わなければならないこと。同条2項では当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならないことを規定しています。

第22条では、育児休業の取得が円滑に行われるよう職員への研修や相談体制と勤務環境の整備を行わなければならない旨を規定しております。

次に、議案書10ページの附則を御覧ください。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 特定個人情報の保護に関する条例及び七ヶ浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議案第7号特定個人情報の保護に関する条例及び七ヶ浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第7号特定個人情報の保護に関する条例及び七ヶ浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

これまで民間事業者、国の行政機関、独立行政法人とそれぞれに適用されていた個人情報保護制度がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律に一本化されることに伴い、行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法が廃止されます。議案の条例は、これに伴う根拠規定の改正でございます。

それでは、議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料6、13ページ、個人情報の保護に関する条例新旧対照表第1条関係をお開きください。

次に、14ページをお開きください。

17条第2項ハ中独立行政法人等の根拠規定、行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号第2条第1項）を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号第2条第9項）に改めるものです。

次に、議案参考資料15ページ。七ヶ浜町個人情報保護条例新旧対照表第2条関係をお開きください。

第2条第2号イ中個人識別部門の根拠規定、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律58号第2条第3項）を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号第2条第2項）に改めるものです。

16ページをお開きください。

同条第7号中、独立行政法人等の根拠規定、独立行政法人等の保有に関する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号第2条第1項）を個人情報の保護に関する法律第2条第9項に改めるものです。

議案書12ページの附則を御覧ください。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 七ヶ浜町まちづくり振興基金条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、議案第8号七ヶ浜町まちづくり振興基金条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） それでは、議案第8号七ヶ浜町まちづくり振興基金条例について説明いたします。

議案書13ページをお開き願います。

提案理由は、まちづくりの振興に資する事業の資金を積み立てるため、まちづくり振興基金を設置するものであります。

議案書、次のページ、14ページをお開き願います。

条例は6条で構成しております。第1条は、本町のまちづくりの振興に資する事業の財源に充てるため設置するものと設置目的を規定しております。

1項第2条から、積立額、管理運用収益の処理、処分、委任を規定しております。

最後に、附則としましてこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上、七ヶ浜町まちづくり振興基金条例の説明となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点というか、お伺いします。

まず、この七ヶ浜町まちづくり振興基金条例、今回提案された経緯についての御説明をお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まず、基金まちづくりの振興目的ということで、これまで様々な基金がありましたが、そういった振興の基金がなかったと。そして、時期としましては令和4年度、2022年度から令和13年度、2031年度までの新たな長期総合計画のまちづくりに関する政策を実現していくための必要な財源を積み立てるということで、より推進力を持つために基金を設置したということでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 振興基金で長期総合計画の実現性を図るためということで、こちらに関しては長期総合計画は確実に実現をしてほしいというふうに理解をしているものでございますが、この基金について、ちょっとなかなか目的とかも分からなかったもので、県のほうの市町村課のほうに県内の状況と、あとこういった制度というものはどうなのかというのを伺いを立てたところ、国のほうでも、宮城県の制度のほうでも、こういった基金で有利になるというような制度はないということで、さらに、県内の自治体でも運用事例がないということで、そういったことですので、現在、財政調整基金ありますが、そういったところで一定の目的があり、かつ、資産運用を図るために積み立てるのであれば、財政調整基金への積立てという従来の考え方もあると思いますが、その辺を分けた理由について伺います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まず財政調整基金でございますけれども、こちらについては年度間の財源の不均衡を図るため、調整するための基金でございます。本基金はいわゆる特定目的基金ということで、まちづくりの振興目的でございますが、単年度予算主義の補完として資金を積み立てるといったことの目的でございます。それで県内の事例を私どもも調べておまして、まちづくりに当たる振興の基金の例としましては、塩竈市さん、大崎市さん、東松島市さん、大和町さんにおいて同様の基金を設置しているということは確認しております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） いろいろそういった分ける理由があるということでございますけれども、県外の他市町村の事例ですと、大阪府の枚方市では2020年の3月に、この町に住みたい基金というものを設置しております。名称は違えど目的はそういった行政改革による効果や、使途の見える化、そういったところを図るための同市の魅力向上や行政改革の推進に係る事業費に充てるといった基金でした。その際に同市議会では、財政調整基金とどう違うのかとか、財調があるがなぜ今回この基金かといったような、また、基金の目的も漠然としているといったことや、活用基準を明確にすべきなどといったような議論がされたということがネット上にも情報が出ております。その後、様々な検討を重ねた結果とは思いますが、2021年の9月に同条例が廃止となっております。

そこで改めて伺いますが、こういった事例も踏まえて、塩竈市さんとか、松島町さんで制定されるということでございますが、そういった事例も踏まえて、今回、御提案されたまちづくり振興基金というものは財政調整基金の運用とは全く異なる明確な目的が示される、本町の振

興政策に使われるための基金として活用されるものなのかどうか。もう一度お願いします。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 財政調整基金の件は先ほどお話しとおりでございまして、ほかの特定目的基金でやると本町ではグローバル人材育成基金、産業振興基金、教育振興基金、長寿社会振興基金等々ございますけれども、こちらについてはその目的、設置目的以外の処分は原則として禁じられているということで、冒頭の話をしたまちづくりの振興に当たる基金がない状況なんです。ですので、今後はその長期総合計画で推進してみる中でそれを処分をして、基金を繰入してその事業に充てるという考えで設置したものでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） この基金の設置に当たっては、特別目的基金というふうなことでぜひ設けたいという。というのは、私のほうで3つの施策プラス、今回、逍遙のまちづくりの御提案とかさせていただきました。そういった意味で、1つは財源の裏づけではないんですが、いろんなこれからプランをしていくに当たって、そういった特定目的財源をベースにして進めるような計画づくりであったり、現場を進めていったりというふうなことで、そういったものも含めて、やはり財源の裏づけというふうな部分で設けさせていただいたところです。幅広く、その逍遙だけじゃなく、そういったまちづくりの振興に関するものであれば、そういったものは財源の裏づけの下に進めてまいりたいというふうなことで、ちょうど新たな長期総合計画がスタートするといったことがございまして、そういったことで提案したということでございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 2点です。先ほどから説明はいろいろ伺いましたけれども、やっぱり何ていうんですかね、ざっくりしたものこの条例制定があって、判断としては非常に難儀するところでございます。その中で、この条例については履行制度、要はそういうふう运用到いく制度というのは、先ほど町長のほうから逍遙の話も出ましたけれども、地域の住民の関与しながら進めていったり、そういったものが考えられているのか。

それからあともう一つ、そういうルールも含めてなんですが、それから議会の関与というのが、我が議会のほうにはこういう計画物に対して、何かこう見えるところがなくて、先ほどの5条のほうに処分するときには議会も確かに判断はありますけれども、そのプロセスに関してはほとんど、今議会の特性上ない。ですから、そういったものはちょっと議会側のほうも改正していかなくちゃいけないんですが、こういうはっきりしない条例を制定する際には、やは

り議会側のほうの関与というものをどのように考えているのかちょっと説明していただきたい。その2点です。住民含めて、議会も含めて、どのようにしていくのか。今のこの現行法令をそのままやりますと、行政側のほうでつくったものを認証しろというような判断しかない。そんな中でこの条例がいいのか悪いのかというのは判断なんかできないので、そのこのところの関与の方法というのはあるのかないのか。おまけに逍遙ですと、いろんな地区で特徴があると思うんですよ。そうすると、地区、地区の人達も踏まえて、何ていうんですかね、その作成していく、構想を練っていく、実施していくというような、特に逍遙なんかは地元の手入れも含めて考えないと思っているんですけどもね。いろんな、例えば万葉の森とか大衡のほうにありますけれども、例えばバーチャルで考えてリアルで現場と、そういったもののつくり方というのはやはり住民の人たちも含めて考えないと生きるものにはならないんじゃないかと。私の考え方ですけども、こんなの。ですから、そういったものでは住民と議会、こういったものをどういうふうに考えていくのか、その2点でございます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答を申し上げたいと思いますけれども、まず、まちづくりというふうな名前から、当然ながら住民が参画する、そういったことは当然考えられるわけでありまして、決して議会さんも含めて住民から意見を聞かないで事業を進めるというようなことは絶対ありませんので、これは御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つですけども、ちょっと誤解があるかと思うんですけども、基金には積立金と、それから基金内で運用する基金とありまして、今回の場合には積立金でございます。でありますから、当然事業を起こす場合には基金から直接支出をするというようなことではなくて、当然一般会計の中に事業を明示して、その特定、その事業を行うために財政調整基金ではなくてこの財源を充てるんだというふうなことになりますので、そのときに議会が当然ながら関与をしていただく、議会に、議会議員に、議会に関与していただくというふうなことになりますので、あくまでも財源を保留しておくというふうな考え方に立っていただければと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 議会のほうも、執行する際とかお金を決定する際の話は分かりますけれども、議会の特性上というか、今のうちの議会の特性上はプロセスまではちょっとなかなか行き届かないので、今回はそういうことは全く考えていないということによろしいですか。その

プロセスに関して。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 今までも、できるだけ事業を起こす場合には議会さんの御理解をいただくというようなことで進めてまいりました。この基金による事業についても、当然ながら議会さんの理解を得ながら事前に説明をしていただく必要があるものについては、当然ながら説明をさせていただきたいというふうに思います。それから、住民のほうにも事前に説明できるもの、あるいは参画してほしいものについては事前に説明をしていくというふうなことになりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点ほど質問させていただきます。

まず、前者とも関わりますが、まず第1点。その前に、どれだけ基金ね、積立て事業やればいいのか改めて把握したいものです。

1つは、条例では目標積立金、明記されておられません。そこで事業計画に伴う事業見込額というのを設けているのかどうか。その点が1点。

2つ目は、このまちづくり振興に資する事業と書いてありますが、具体的にどのような事業計画なのか。先ほどの説明では、長期総合計画の実施、実現ということをお話しておりますが、その具体的な事業について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 回答を求めます。町長お願いします。

○町長（寺澤 薫君） 目的額というふうなその上限設定等は設けておりません。新たなこの総合計画のスタートに当たって、まちづくりするものをベースとしてやっているというふうなことです。

2点目の具体的な事業というのは、私のほうで6つの施策をこれまで挙げてきた。それはまさにまちづくりに関する事業展開でございます。そういったことにするもので必要な場合、そういった基金をベースに利用させていただいて、まちづくりを進めるというふうな考えでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1つ、2つまとめて質問させていただきます。先ほどの政策課長の、これは当議会議員に示された今年度から10か年の七ヶ浜町長期総合計画であります。そこで今、後で反対討論のところと言いますけれども、38ページに計画の体系図というのがありますね。

ここに基本目標が8つ、あとは政策目標が19あります。その基本目標や政策目標を読んでも、本当に前者の方も言っていますけれども、具体的に何やんのっしやというところがまず明確になっていない。過去に私、これまで過去に3本の長期総合計画に関わったことがあります。そこで、過去の2001年から2010年、平成で言うと、年号で言うと13年度から22年、このときは、今回は一度、ちょっとまじだったんですよ。そのときは、前期、中期、後期、そして具体的な金額とかそういうのは示されておられませんけれども、それらの施策が一定分かる形で示されているんですね。ところが今回の、先ほど課長が示された長期総合計画、これ10年間で具体的にどういうものをやるのっしや。いつ頃どれをやるのっしや。これが全く明記されていない。そこで改めてそういうものを今後、強いて言えば新年度の中で、そういう10か年に基づく短期的な、長期的な施策というのをつくる考えがあるかどうか、その見解。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今回の計画は、これから人口が減っていく時代の中での長期総合計画というふうなことで、先が見通せない、右肩上がりとは違うという、まず。そして、人それぞれの価値観もどんどん違ってきて、ましてやデジタルトランスフォーメーションとかいろんなデジタル化も進んでくる。先が読めない。ただ、今後の展開として柔軟に総合計画、10年後こうなるとかという確としたその価値観が見えない中で、これをやる、あれをやるというのはなかなかこれからのまちづくりで大変だということで、総合計画では何々していこうと、住民と一緒にやってこれを進めていこうとか、そのための要は財源的なものをベースとして柔軟に対応するためのものだ。以前とは違って、これから人口がどれくらい増えるからこういう施設を造ってこういう施設をさらに必要だとか何とか、そういう時代でなくなるんじゃないか。そういうものを踏まえて、明確とした事業計画、これまでにつくったような計画とは異なっているというのは、これは御理解をお願いをしたいと思います。あくまでも時代の変化。今、皆さん震災終わって新型コロナがこれだけ3年も4年もまだ続くかもしれない。そういった状況が読めますか。読めましたか。その中で、総合計画でこれはやります、これやりませんなんて、なかなかこれからの時代は難しいと思っています。そして、どんどん高齢化が進む、人口も減ってくる、税収もどんどん下がってくる。そういった中で、我々は心豊かなまちづくりを進めるために、そういった基金をできるうちにやっておく。それでまちづくりを進めていくという、そういった考え方でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 日本共産党の歌川です。

議案第8号七ヶ浜町まちづくり振興基金条例について、反対の立場で討論いたします。

七ヶ浜町の今後のまちづくりの基本となる2020年から2031年度の七ヶ浜町長期総合計画が議会に示されました。ところが、初年度に当たる本事業での、今日表明された施政方針での施策地区6点と長期総合計画の基本目標との統一性が見られない。さらに、この基本計画となる19事業も施策目標でも何ら具体的な事業計画が示されておられません。まちづくり振興に関わる環境、教育、文化、スポーツ、福祉、産業、地域コミュニティー、公共事業などにおける具体的な事業、数値、財政等が示されていないことから、今条例設置については、時期尚早と言わざるを得ないことから、議案第8号七ヶ浜町まちづくり振興基金条例について反対するものであります。

さらに、先ほど町長が再度お話しされました施政方針の6つの政策地区1、安全安心の充実、2、人材の育成、3、攻める福祉、4、地域の再構築、5、地域公共交通の継続と充実、6、地場産業の新たな展開と模索。そして長期総合計画には、基本目標に癒やしの空間、関するまちづくり、活気を創造していくまちづくり、健康で生きがいを持つまちづくり、子供の夢を応援するまちづくり、人と地域を笑顔でつなぐまちづくり、6、みんなで作る安心安全なまちづくり、7、快適で楽しく暮らせるまちづくり、8、ともに築く新たなまちづくり、そのほか先ほど言いました19施策。要するに我々議員が地域の方々にこの長期総合計画、または町のこれからの振興の中で一体何を説明していったらいいのか、片方では6つ、片方では8つ、そして19施策。こういうもの、なかなか我々議会、個人的な、私個人だけなのかどうか分かりませんが、そういう具体的にどういうことを七ヶ浜町がやりたいのかということが、改めて新長期総合計画の中身を見ても理解できないものであります。このことを付け加えて反対いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 七ヶ浜町まちづくり振興基金条例の賛成の立場で答弁させていただきます。

説明にもありましたように、非常に幅も広くて、目的も、ちょっと失礼ですが、はっきりまだ具体的にはされていない。その中で柔軟性、後世に対応するような、こういったお金の枠というものを取っておかなければならないということは俊敏性に対する考え方というのは非常にいいと思うんです。ただ、先ほどから言いますように、反対者の方にも御指摘いただいています。

すが、目的、具体性に欠けるということは大いに反省していただいて、先ほどから言いました、この地域の方、それから議会のほうへのプロセス開示を、やはり優先に考えるということを附帯させていただいて賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） 附帯はまずいので討論に決していただきたいと思います。ほかに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）以上で討論は終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数あります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続けさせていただきます。

日程第11 議案第9号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第11、議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（渡邊真孝君） 議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書15ページを御覧ください。

提案理由のとおり、課税区域の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書16ページを御覧ください。

この改正は、別表の改正となります。条文の読み上げは割愛し、要点のみを説明いたします。

別冊の議案参考資料17ページを御覧ください。

今回新たに別表に記載される地番は、改正案側の松ヶ浜字浜屋敷51の1から始まりまして、22ページの東宮浜字鶴ヶ湊10の3まで25筆が加わります。

また、別表から削除される地番は、17ページの変更側の松ヶ浜字浜屋敷51から始まりまして、21ページの吉田浜字神明60まで4筆が削除されます。

今回の改正の主な理由は、分筆によるものと下水道受益者負担金の賦課区域に入ったことによるものであります。なお、施行につきましては議案書16ページ附則のとおり、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、要点のみの説明になりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。午後1時15分再開いたします。

休憩いたします。1時15分の再開です。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第12 議案第10号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第12、議案第10号七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第10号七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は17ページをお開きください。

七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について。提案理由は、個人番号カードを使用しコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑証明書の交付を受けることができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

その改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。議案参考資料は24ページとなります。

19条の下に第20条多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等というものを追加という

こととなります。

主な改正内容につきましては、個人番号カードを用いて多機能端末機、一般的にはマルチコピー機というふうな形でそう呼称されているものとなります。それによる印鑑証明書の交付ができるようにするための改正となります。以下、条の繰下げとなります。

議案書に戻りまして、18ページを御覧ください。

この条例の施行期日は附則のとおり令和4年10月1日からとなります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（岡崎正憲君） 日程第13、議案第11号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） それでは、議案第11号和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

提案理由につきましては、令和3年12月17日から18日にかけての深夜、強風の影響により町の管理に瑕疵があった立木が幹折れしたことにより、2軒の家屋などが破損した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

和解の相手は、七ヶ浜町汐見台5丁目1番地の43、角田道子様。

損害賠償の額は3万8,500円になります。

もう一方は、七ヶ浜町汐見台5丁目1番地の44、舘岡清一様。

損害賠償の額は30万8,000円。

お二方合わせて34万6,500円になります。

以上、説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 2点です。説明の中に和解の内容も含めてなんですけれども、町の管理に瑕疵があったということの表現ですが、これ管理の瑕疵とは具体的にどんなことなのか。要は、枝を払っていなかったのか、あらかじめ幹まで切っておかなくちゃいけないのか、それとも木をもっと活力を与えなければいけなかったのか。どういうこの管理瑕疵というものがあつたのかというのが1点です。

それから、これ風力というか、風の状態がどの程度吹いたのか分かりませんが、災害扱いはなかったのかと、その2点でございます。

○議長（岡崎正憲君） 回答を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 管理瑕疵の状態なんですけれども、のり面のところに立っておりまして、それが枝の幹が倒れたことより、その家屋に落ちる危険性、そういったことを察知できなかったのかと、そういった部分の管理瑕疵になります。風速は20メートルほどの部分だったんですけれども、ほかにそういったその災害の状況が発生する状態ではありませんでしたので、災害ではなくということで対応させていただきました。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） のり面から木が出ていたから、管理瑕疵があるということですか。ちょっとそのところが分かんないんですけども。どういう状態で管理瑕疵なのかなと思って。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） のり面のほうには張り出しはしていたんですけれども、それをいろんな場合を想定できなかったのかと、そういった部分の管理瑕疵になります。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） そうすると、今後のり面まで出ていたものもカットしておかなくちゃいけないということで、管理瑕疵は免れるということで取っていいんですね。そうすると、今後こういう管理の方法になるということですか。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答を申し上げます。

通常の管理では防ぎ切れなかったという、正しい行政が管理するものについては、当然ながら何かがあった場合には瑕疵を問われるというふうなことになります。それで、現実にどうだったかと申し上げますと、やはりのり面にある木については、高さとか、あるいは幹の太さ、そういったものを勘案した上でどうすべきかというのを今後も考えていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2問目はいいですか。

○10番（渡邊 淳君） 2問目は災害扱いにならないということで返事もらったんだよね。

○議長（岡崎正憲君） いいですね。ほかに質疑ございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託の廃止について

○議長（岡崎正憲君） 日程第14、議案第12号災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託の廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第12号災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託の廃止について説明いたします。

議案書のほうは、20ページを御覧ください。

町は災害弔慰金等の震災関連死等の審査に関し、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、平成23年9月の町会議の議決を経て、県との協議を行い、同年12月より県に事務の委託を行っております。現在、県では審査会に諮る案件がなくなったことから、令和4年7月31日をもって廃止することを予定しております。本町では、東日本大震災に係る県審査会の委託は平成24年9月が最終となっており、以降、審査会に諮る案件がないことから事務の委託の廃止

について地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

参考までに、県の審査会に審査を委託した件数は合計で6件であり、うち、震災関連死として認められた案件が1件、関連なしとされた件数が5件となっております。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第11号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第15、議案第13号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第13号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

議案書21ページをお開きください。

まず、第1条では既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,248万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億188万円に定めようとするものであります。

第2条では繰越明許費、第3条では地方債を補正するものであります。

次に、27ページをお開きください。

第2表につきましては繰越明許費の補正であります。

2款1項総務管理費のネットワーク強靱化サーバー更新事業918万9,000円。

3項戸籍住民基本台帳費の転出転入ワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修事業358万円。

3款2項児童福祉費の保育士等処遇改善臨時特例事業482万3,000円。

6 款 1 項農業費の農業振興地域整備計画書印刷事業43万8,000円。

7 款 1 項商工費のビーチクリーナー修繕事業70万円と漁業者原油価格高騰支援事業1,330万円。

9 款 1 項消防費の七ヶ浜町木造住宅耐震改修工事助成事業100万円。

10 款 5 項保健体育費の給食センター設備改修事業220万円の 8 事業につきましては、機材の納入遅れ等や国の新規事業などで年度内に事業の完了が見込めないことから翌年度へ繰り越そうとするものであります。

次に、28ページになります。

第3表につきましては、地方債の補正であります。変更する地方債は4件で、臨時財政対策債は普通交付税の再算定により臨時財政対策債償還基金費が費目設定されたことから、借入額を抑制するため相当分を減額し、限度額3億418万3,000円を2億1,900万円に変更します。それから、急傾斜地崩壊対策事業債の限度額1,380万円を1,420万円に変更するものであります。

次に、現年発生単独災害復旧の限度額については9,080万円を8,960万円に、現年発生補助災害復旧の限度額は2,910万円を2,350万円にそれぞれ変更するものです。これら変更する地方債につきましては、事業の完了による事業費整理に伴うものと災害査定による限度額の変更によるものであります。

今回の補正の主な内容につきましては、各種の事業費がほぼ確定したことに伴う整理や職員人件費の整理、新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止や縮小による減額等であります。また、ネットワーク強靱化サーバー更新事業、転出転入ワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修事業、地域公共交通対策費の追加、まちづくり振興基金積立金、東日本大震災復興交付金による国土交通省事業費に係る国庫返還金、民営保育所整備の遅れによる補助金の減額、認定こども園・幼稚園施設型給付費補助金の追加、保育士等処遇改善臨時特例交付金の追加、漁業者燃油価格高騰支援事業などであります。

それでは、歳入について説明いたします。31ページをお開きください。

1 款町税 1 項町民税から、次のページ6 項の旧法による税までにつきましては本年度課税額がほぼ確定したことから固定資産税を減額するものの、そのほかは全て追加となり町税総額では6,586万3,000円追加補正をするものであります。

32ページをお開きください。

2 款地方譲与税 4 項森林環境譲与税と 5 項特別譲与税につきましては、譲与される額がほぼ確定することから、それぞれ補正するものであります。

また、3款利子割交付金から、次のページ、33ページ10款地方特例交付金2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金までにつきましても、交付される額がほぼ確定することから整理するものであります。

11款地方交付税につきましても、再算定により臨時経済対策費分及び臨時財政対策債分の算定変更があったため、普通交付税に1億4,700万3,000円を追加。震災復興特別交付税につきましても、令和2年度事業分の過大過小分等で1億8,620万5,000円を追加するものであります。

35ページをお開きください。

14款使用料及び手数料2項2目衛生手数料190万8,000円につきましても、廃棄物処理手数料がコロナ禍で増加していることなどによるものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金、こちらの3節児童福祉費負担金2,082万3,000円につきましては、認定こども園・幼稚園施設型給付費負担金へ追加するもので、国から公定価格、いわゆる基準額の増が示されたことによるものであります。

4節児童手当負担金1,100万5,000円の減額につきましては、対象者数の減によるものであります。

2目衛生費国庫負担金892万2,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、2回目のワクチン接種に係る費用分がほぼ確定したことから減額などするものであります。

3目災害復旧費国庫負担金505万8,000円の減額につきましては、公立学校施設災害復旧費負担金で、災害査定により査定額が決定したことから七ヶ浜中学校分4万2,000円の増と、向洋中学校分510万円を減額するものであります。

36ページになります。

2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金245万8,000円につきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金で転出転入のマイナンバーカードによるオンライン申請に係るシステム改修事業費分、こちらが358万円を計上しております。そのほか戸籍システム関係整備費補助金が事業完了等により112万2,000円の減であります。

2節企画費補助金636万4,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、新たに子育て世帯への臨時特別給付金事業1,000万円が所得撤廃分の財源とするものと、漁業者原油価格高騰支援事業650万円を追加し、そのほか令和3年度分がほぼ事業が完了したことから整理するものであります。

なお、37ページの文化施設感染拡大予防活動支援環境整備事業補助金546万3,000円の減額に

つきましては、七ヶ浜国際村全館のウェブ配信システムを予定しておりましたが、補助対象がホールのみとなったことから減額するものであります。

37ページです。2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金151万3,000円の減額は、障害者の地域生活支援事業等補助金の減額などで補助額の確定によるものであります。

2節児童福祉費補助金の減額につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、所得撤廃分の1,000万円分が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とすることができることとなったため財源の組替えと、220万9,000円につきましては、事務費分がほぼ確定したため合計1,220万9,000円を減額するものであります。また、児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金156万8,000円の減が、国から県を通じて県補助金として交付されることとなったためのもので、16款2項2目の民生費県補助金に振り替えることとなったものであります。保育所等整備交付金1億2,994万2,000円の減額のうち、1億3,025万9,000円の減が民営保育所の建設資材の確保が現状で困難となっており工事が遅れていることから、75%分が来年度予算へ振替となることから減額するものであります。保育士等处遇改善臨時特例交付金482万1,000円の追加補正につきましては、民間保育士等賃金処遇改善策の財源となるものであります。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金2,669万6,000円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減額によるもので、1、2回目の集団接種が終了し、その事務費等について整理するものであります。

38ページをお開きください。

4目土木費国庫補助金2節住宅費補助金1,540万4,000円の減額につきましては、災害公営住宅等家賃対策補助金1,345万9,000円の減など入居者に収入変動があり、対象戸数が減少したためのものであります。

5目教育費国庫補助金3節被災児童生徒就学支援等特例交付金115万1,000円の減額につきましては、対象児童がほぼ確定したことによるものであります。

6目災害復旧費国庫補助金282万円の減額につきましては、既設の公営住宅復旧事業補助金について災害査定により査定額が確定したことによるものであります。

39ページを御覧ください。

16款1項2目民生費県負担金2節保険基盤安定負担金17万4,000円につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の軽減分175万5,000円。それと保険者支援分23万2,000円の追加交付と後期高齢者医療保険基盤安定負担金について、今年度の負担金が確定したことによる181万

3,000円の減であります。

次に、3節児童福祉費負担金857万円は認定こども園・幼稚園施設型給付費負担金について国庫支出金同様公定価格の増加が示されたため追加するものであります。

4節児童手当負担金249万円の減額につきましては、児童手当の対象児童生徒数の減によるものであります。

2項1目総務費県補助金2節企画費補助金40万3,000円の減額につきましては、市町村提案事業補助金がダーツによるアロープログラムの補助を予定しておりましたが、魅力ある地域づくり事業補助金の対象となったことから、補助の項目を変更し事業費等を整理した上で計上し直しするものであります。

次に、39ページ、40ページにまたがります。

2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金405万3,000円につきましては、認定こども園・幼稚園施設型給付費補助金について、国県負担金同様、公定価格の引上げが示されたため201万円の追加。児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金が、こちらも15款2項2目で説明しましたように県を通じた補助金となることから156万8,000円を追加するものであります。そのほかにつきましては、事業がほぼ完了し交付額等の確定によるものであります。

5目土木費県補助金1節住宅費補助金142万5,000円の減額につきましては、小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却助成事業補助金について、今年度内に終了する見込み分がほぼ確定したことによるものなどであります。

次に、41ページになります。

3項1目総務費委託金4節選挙費委託金741万9,000円の減額につきましては、衆議院議員選挙執行経費及び宮城県知事選挙執行経費並びに宮城県議会議員選挙執行経費の確定によるものであります。

42ページになります。

17款1項1目財産貸付収入273万円につきましては、高台貸付けが17万7,000円の減で、土地評価下落によるものであります。そのほか290万7,000円の追加分は、単年度の新規貸付け等により追加するものであります。代々崎浜の運送会社2件などであります。

2項1目不動産売払い収入1節土地売払い収入167万1,000円につきましては、町有地売払い収入で湊浜字砂山の被災元地の隣接の方から購入申出があり、隣接の地権者の購入希望がないことから売払いしたものであります。

5目学校給食費徴収金223万4,000円につきましては、コロナ感染防止等により学校行事が中

止となったことによる給食回数の増によるものであります。

43ページになります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、特別会計から一般会計へ繰入れするもので、公園墓地事業特別会計繰入金は公園墓地使用料が減額になる見込みのため199万円の減額、介護保険特別会計繰入金は前年度分の介護認定審査会負担金の確定により233万2,000円を追加、それぞれ繰入金を整理するものであります。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、人件費の整理や震災復興特別交付税で復興事業の過年度分が措置されることなどにより、取崩しを抑えることができることから減額補正するものであります。

3目地域福祉基金繰入金2,100万円の減額につきましては、当初予定しておりました民営保育所の補助事業分が翌年度での対応となることから、その財源部分の1,600万円を減額し、子供医療費分についても受診控え等により、その財源とした500万円の減とするものであります。

44ページをお開きください。

21款4項3目雑入2節雑入の市町村振興宝くじ交付金192万2,000円につきましては、宝くじの売上げ増に伴い追加交付されることとなったものであります。

45ページになります。

22款1項1目臨時財政対策債8,518万3,000円の減額につきましては、普通交付税の再算定で措置されることになったことから、借入額を抑制するため減額するものであります。

5目災害復旧費1節現年発生単独災害復旧債120万円の減額につきましては、事業の完了によるものであります。

3節現年発生補助災害復旧債560万円の減額につきましては、災害査定により確定したことによるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

初めに、職員人件費であります給料職員手当等共済組合負担金、退職手当組合負担金については年度末を控えほぼ見込みが立つことから人件費を整理するもので、費目ごとの説明は省略させていただきます。

46ページになります。

1款1項1目議会費8節旅費につきましては、コロナ禍において簡易研修等の収支により176万3,000円を減額するものであります。

2款1項1目一般管理費2,592万4,000円の減額につきましては、復興支援員について当初の

復興支援員2名を予定しておりましたが1名となったことによる減や、自治法派遣職員等事後研修会の中止などによるものであります。

49ページになります。

5目財産管理費12節委託料264万円につきましては、PCB廃棄の期限が来年度と迫っている中で、昭和47年以前の建築物の詳細調査を行うための委託料であります。該当する建築物は松ヶ浜小学校、こちらは昭和40年建築、それと亦楽小学校、こちらは昭和39年建築の2棟であります。

7目電算関連費12節委託料491万1,000円のうち、495万円と、次のページ、17節備品購入費423万9,000円につきましては、ネットワーク強靱化サーバー更新事業分でセキュリティー強化を目的として設置しているものが保守期限切れとなり更新するものであります。

次に、50ページになります。

8目諸費18節負担金補助及び交付金360万1,000円の減額につきましては、防犯灯修繕費用等補助金など地区との協議により進めておりましたが、今年度の事業費がほぼ確定したことにより整理するものであります。

9目財政調整基金費6,212万1,000円につきましては、普通交付税で臨時経済対策費分などの追加交付があったことなどから追加するものであります。

10目グローバル人材育成基金費3,009万9,000円につきましては、同事業が長期の施策となることから今後見込まれる事業の財源を確保しておくためのものであります。

14目公共施設管理基金費5,018万7,000円につきましては、施設の老朽化が著しいことから今後の対策として積み立てるものであります。

51ページになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料300万8,000円につきましては、住民基本台帳システムの転出転入ワンストップ化に伴う改修などであります。

次に、57ページになります。

6項企画費1目18節負担金補助及び交付金の町内バス路線確保対策負担金の増額につきましては、コロナ禍で乗車人数が減少したことや燃料高騰などから、ぐるりんことユアイバスの減収分を補填するものであります。

次に、59ページになります。

4目七ヶ浜国際村運営費1,401万8,000円の減額につきましては、文化芸術振興費補助事業の映像配信システムでホールのみ補助対象となったことから減額するものと、七ヶ浜国際村事業

協会補助金がコロナの影響に伴う事業の中止、縮小などによる減などがあります。

7目震災復興推進事業費891万7,000円につきましては、移転元地の湊浜字砂山の土地売却に係る返還金144万4,000円と東日本大震災復興交付金国土交通省事業の完了に伴う返還金738万2,000円などがあります。

61ページになります。

12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の補正につきましては、防災備蓄倉庫購入代360万8,000円と設置工事費24万2,000円が新たな追加分で、感染症対策備品等の保管用にするものであります。減額するものとしては、心と体の健康イベント支援事業費補助金500万円の減で、コロナ感染拡大を受けて延期となったため減額するものであります。それ以外につきましては、事業がほぼ完了したことから整理するものであります。

63ページになります。

13目まちづくり振興基金費1億8,000万円につきましては、次期長期総合計画の初年度に合わせ幅広く事業展開するための財源として基金を創設するものであります。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金332万7,000円につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出しで、保険基盤安定分などの追加であります。

64ページになります。

3目老人福祉費27節繰出金116万4,000円の減額につきましては、今年度の全体事業費の見込みにより介護保険特別会計繰出金を整理したことと、保険基盤安定負担金の減により後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

66ページになります。

2項2目児童措置費1,600万円の減額につきましては、児童手当該当者数の減などにより補助金を整理するものであります。

3目子ども医療費対策費812万8,000円の減額につきましては、コロナ感染拡大を受けて受診控えなどの影響によるものと思われるものであります。

67ページをお開きください。

6目子育て支援推進事業費18節負担金補助及び交付金1億4,654万3,000円の減額につきましては、民営保育所の建設支援により補助金の75%を令和4年度に補助することとなったため減額するものであります。

11目認定こども園・幼稚園推進事業費1,189万8,000円のうち、739万円につきましては認定こども園・幼稚園施設型給付費補助金で国から示された公定価格の引上げに伴うものでありま

す。また、保育士等処遇改善臨時特例交付金390万7,000円につきましては、国の新たな施策で保育士幼稚園教諭の賃金処遇改善策分であります。

次に、68ページになります。

14目低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費803万8,000円の減額につきましては、事業がほぼ完了したことから整理するものであります。

次に、69ページになります。

16目子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費170万9,000円の減額につきまして、こちらも事業の完了見込みにより整理するものであります。

4款1項2目予防費839万9,000円の減額につきましては、各種予防接種、それから住民健診等が完了したことにより整理するものであります。

次に、70ページになります。

3目母子衛生費395万5,000円の減額につきましては、妊婦、乳児健診等について事業完了見込みにより整理するものであります。

71ページになります。

9目新型コロナウイルス感染症対策事業費3,886万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種について、1、2回目の集団によるワクチン接種が完了したことから事業費を整理するものであります。

次に、73ページになります。

6款2項1目林業総務費129万6,000円の減額につきましては、松くい虫対策事業がほぼ完了したことから整理するものであります。

74ページをお開きください。

3項2目水産業振興費120万円の減額につきましては、農漁業新規就労者支援事業補助金の補助対象者数の減により整理するものであります。

7款1項1目商工振興費18節負担金補助及び交付金110万円の減額につきましては、地場産品等を活用した健康増進事業補助金で、健康づくり講演会時に試食品を提供しようとしておりましたが、講演会がコロナの影響により中止となったことから減額するものであります。

75ページになります。

3目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費610万1,000円につきましては、町内飲食店消費喚起支援事業、それから事業継続地域支援金、それと主食用米作付農家事業継続支援事業が完了し整備するものと、新たに漁業者燃油価格高騰支援事業補助金として燃油価格高騰に

伴い漁協正組合員128人を対象に1人10万円の補助を行うものであります。

77ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費12節委託料313万円の減額につきましては、除草委託等の入札差金を減額するものであります。

3目道路新設改良費152万2,000円の減額につきましては、多聞山2号線の道路改良工事で、当初電柱移転費や土地の購入などが出てくるものと予算計上しておりましたが、用地引換確定により電柱管理者による移転と寄附により対応できたことから減額するものであります。

3項1目住宅管理費124万3,000円の減額につきましては、菖蒲田浜地区町営住宅外階段改修工事等の入札差金によるものであります。

78ページになります。

2目災害公営住宅維持管理基金費24節積立金3,412万7,000円につきましては、災害公営住宅等家賃対策補助金、災害公営住宅等特別家賃低減対策費補助金の地方負担分である震災復興特別交付税分を追加するものであります。

4項2目公園管理費12節委託料3,098万2,000円の減額につきましては、除草等公園管理委託料等の入札差金とながすか多目的広場の芝育成期に係るかん水作業委託が適度の雨により予定より少なくなったことなどによる減であります。

21節補償補填及び賠償金34万7,000円につきましては、議案第11号の和解及び損害賠償の額を定めることについてで建設課長から説明がありました賠償金の歳出予算であります。

5目公共下水道費3,174万5,000円の減額につきましては、年度末を控え下水道事業特別会計の全体事業の整理に伴い繰出金を整理するものであります。

79ページになります。

9款1項2目非常備消防費128万7,000円の減額につきましては、消防団関連の経費について年度末により整理するものであります。

3目消防施設費17節備品購入費123万2,000円の減額につきましては、石油備蓄交付金によるIPトランシーバー購入等の入札差金を整理するものであります。

80ページになります。

4目防災費18節負担金補助及び交付金289万7,000円の減額につきましては、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金、それと危険ブロック塀除却等費用補助金について今年度分の事業がほぼ確定したことから整理するものであります。

82ページになります。

10款1項4目被災児童生徒就学援助費114万9,000円の減額につきましては、東日本大震災被災児童生徒就学援助の対象者数の減によるものであります。

6目教育振興基金費5,009万9,000円につきましては、今後見込まれる事業の財源を確保しておくものであります。

2項1目学校管理費10節需用費347万6,000円につきましては、電気料の値上がりや冬の寒さが厳しかったことに加え、感染予防対策で喚起をしながらエアコンを使用している関係上、電気料が不足することから追加するものであります。

12節委託料163万1,000円の減額につきましては、清掃等作業員派遣事業について作業日数の減等によるものであります。

87ページになります。

10款5項1目保健体育総務費106万7,000円の減額につきましては、各種大会等が中止になり、それに伴うスポーツ推進員の報酬の減やトライアスロン中止による補助金の減などであり、

5項4目学校給食費10節需用費291万3,000円につきましては、学校行事が中止となり給食回数が増加したことによる給食用賄い材料代などであり、

88ページになります。

14節工事請負費220万円につきましては、給食センターのエコキュート1台が故障したため、早急に対応する必要があることから追加するものであります。

89ページになります。

11款1項1目公共土木施設災害復旧費410万7,000円の減額につきましては、菖蒲田浜、松ヶ浜それぞれの災害公営住宅に係る昨年2月13日発生、福島県沖地震による復旧工事等が完了したことなどによるものであります。

5項2目社会教育施設災害復旧費140万5,000円の減額につきましては、生涯学習センター及び歴史資料館の災害復旧工事の完了により価格が確定したために整理するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 6点、7点、8点、9点、10点、11、12、13点、今後重複しなければ13点の質問となります。（「3点お願いします」の声あり）そうすると、歳出のほうで質問させていただきます。

ページ、39ページ。

16款県支出金、収入も含めて申し訳ありません。16款県支出金2項県補助金2目民生費県補

助金の社会福祉費補助金の中の地域福祉推進会議補助金の中で地域福祉おこしモデル事業補助金へ追加14万2,000円についてであります。具体的にどのような事業が追加されたのか。そして支出の項ではどこに当たるのか。その点を改めて質問させていただきます。

2点目。43ページ。

ここから支出ですね。46ページ。すみません、申し訳ないです。49ページです。

2款総務費1項総務管理費、財産管理費の節区分12の264万円、その他公共施設PCB設備調査委託料についてであります。この点については、私も記憶がちょっと定かでないんですけども、今から20年前、2000年前後、平成で言うと12年頃ですか。今の旧ボイラー室のところに、以前はPCBを保管していたんです。そのときに私一般質問でしたのかなというふうに思うんですけども、その管理処分についていろいろ質問しました。そのときに、町内の公共施設のPCBの保管及び設置状況の調査もやったのでは、やったはずではなかったかなというふうに記憶しているんです。そこで、改めて今回この松小と亦小の使用状況の調査ということですけれども、その点、今から20年ぐらい前にやったところでの調査の対象外だったのか。それとも、そのときはあそこに旧ボイラー室に保管してあるPCBだけの処分の対象だけになっていたのか。その点伺いたいと思います。

3点目。50ページ。

同じく、2款総務費1項総務管理費8目諸費の中の18節区分の補助金の中の上段の防犯灯電気料補助金を減額104万4,000円であります。要するに、この電気料というのは前年度分の補助だと思うんですけども、この減額というのはLED化によって減額されたのか。その点について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） それでは、議案書39ページ。1点目でございます。

県支出金の2目民生費県補助金の中の地域福祉おこし事業の14万2,000円追加分でございますが、これ先行して最終予算のほうを先に12月補正、予算、歳出のほうの予算につきましては12月補正で要求させていただきました。内容につきましては、安全で安心なまちづくりを目指してということで2月に全戸配付させていただいた冊子のほうの分になります。この分の歳入予算につきましては、この時点で県のほうの振興補助金を確定しておりませんでしたので、そのときの歳入予算のほうは計上しておりませんでした。追加が認められましたので今回歳入予算を計上したということでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 2問目のPCBの関連ですけれども、以前倉庫のほうにあったものにつきましては、2年前ですか、全て処分しております。ただ、その後、民間のほうから高濃度のPCB含有の変圧器、それから学校の工事関係で出てきたものもあります。以前、かなり前に調査したということも私も聞いておるんですが、目視による調査じゃなかったのかなということが、そういうものが出てきたということは裏のほうにあつたりとか、天井裏にあつたりとかというのがありますので、これを再度調査したほうがいいだろうなど。まして来年度でPCBの処分の期限が法律上決まっていますので、その前に今年度の予算でまずは調査した上で出てくれば、もう既に出てきたものもありますので、来年度その総量に合わせて処分費なりを予算計上して対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 3点目でございます。議員お見込みのとおり、LED化による減額でございます。

以上でございます。（「はい、了解」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい、了解」の声あり）ほかに質疑ございませんか。熊谷委員。

○5番（熊谷明美君） 3点ございます。

1点目が、62ページ。

2款総務費6項企画費、節区分が17節区分備品購入費、防災備蓄倉庫購入代360万8,000円と出ておりますが、こちらの先ほどの説明では新型コロナウイルス関連の備品の備蓄、災害用の備蓄品を備蓄しておくというような倉庫だということで御説明いただきましたけれども、そうしますとこれは新設、新しく倉庫を置くというような形で考えてよろしいのか伺いたと思います。

それから2点目。2点目は次ページの63ページです。

2款総務費6項企画費、まちづくり振興基金費の1億8,000万円ですけれども、こちら先ほどの条例の中では金額の定め方が、積み立てる額は当該年度の予算で定める額の範囲内とするということがございますけれども、今回この1億8,000万円を決めた計算方法といたしますか、どのような形で1億8,000万円を決めたのか伺いたと思います。

それから3点目です。3点目は、87ページです。87ページ。

10款教育費 5項保健体育費 2目の体育施設費の節区分10需用費、野外活動センター遊具修繕料が22万1,000円と出ておりますけれども、この遊具はどのような遊具で、修繕がどのような修繕なのか内容を伺いたと思います。

以上3点です。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。1問目。

○防災対策室長（石井直紀君） 1点目の倉庫でございますけれども、2つ新設いたします。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2点目。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 今回、1億8,000万円とした部分につきましては普通交付税、それから特別交付税等々、今年度予想していた部分よりもかなり多く入ってきております。その中で減債基金分等々も含めて、あとコロナ関連、それらで一般財源が若干浮いた部分があります。そういったものもろもろ、ほかの基金等々も含めて勘案した結果、この額が適切だろうというふうな形で1億8,000万円というふうな形で定めたものであります。ちなみに財政調整基金につきましては、今の段階で極力詰めるものは詰めた上で、その中で残った部分、1億8,000万円というものを定めたというふうな、そういう形でございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。3問目。

○生涯学習課長（小野賢一君） 野外活動センターの遊具修繕ですけれども、こちらはきずな公園のブランコのマット設置でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、1点目は了解いたしました。

この2点目のまちづくりの基金ですけれども、今その1億8,000万円出たという金額の内容を聞かせていただきましたけれども、これはまず、これからの新しい計画に対しての基金だということでございますけれども、今後、毎年このような形で基金を積み増ししていくのか、そういう考えなのか、その辺を伺いたというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） まず、今年度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、たまたま余剰金が出たという部分があります。今後、歳入歳出の見込みを見ていくと、どうしても財源的なものは不足するだろうなというふうな見方をしております。そういった中で、長期総合計画10年の計画の中で、もろもろの事業を考えていった際に、財政調整基金

だけでは当然、通常ベースの事業をやる部分で財源不足する部分については、財政調整基金、ただ新たなものをやる場合につきましては、なかなか財源的なものが出てこない部分がありますので、今回のこの基金のほうで何とかやりくりしたいなという、そういうところでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうしますと私が聞きたかったのは、金額は別にしても、毎年このような、例えば基金というまちづくり振興基金積立金という形で、毎年そのようなことを考えていくのかどうかということをちょっとお聞きしたかったところです。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） なかなか積み増ししていくのは、今後は厳しいというふうに見ております。当然、ほかの部分で財源が不足する可能性は当然ありますので、今回はたまたま、先ほども言いましたように普通交付税等々かなり予定よりも入ってきております。そういったものも含めて、今の段階でこの基金だけじゃなくて、ほかのものも含めて積み増ししているという、そういう状況ですので、今後、余剰金それから仮にこれで足りないとかというふうな部分があれば検討はしますけれども、現状、今の段階ではこの額で推移していくのかなというふうに見ております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目。

○5番（熊谷明美君） では、3問目の再質問です。

野外活動センターも新しくなってから4年か5年くらいたつと思うんですけども、今ブランコのマットということでございますけれども、定期的に遊具に関しての点検とございますか、危険、そろそろ老朽化しているような遊具も出てきているのではないかなというふうに思いますけれども、その辺は当局としては定期的に点検をしながら必要なもの、それから修繕が必要なものというのは考えていたのかどうか伺いたいというふうに思いますが。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 点検のほうは業者点検が年1回ございます。それから職員の点検が毎月あります。それで今現在、このマット以外では特別交換とか修繕も必要ないだろうと判断してございます。

以上になります。（「了解いたしました」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 47ページ。（「何点ですか」の声あり）3点です。（「3点どうぞ」の声あり）

2款1項1目8節旅費のほうの下段の研修旅費を減額100万円になっていますが、こちらのほうは替わりのオンライン研修などがあったのかどうか伺います。もしあったのであれば、体制と参加人数を伺います。

2問目は、48ページ。2款1項2目10節需用費、こちらのほうの印刷製本費、あとはその下のほうの次の段の需用費にも印刷製本費があるんですが、こちらのほうの減額理由を伺います。

3点目は、49ページ。2款1項5目17節備品購入費47万9,000円。こちらのほうの草刈り機購入代、台数等、どこで使うのか設置予定場所。あと、こちらのほうはメンテナンスが容易な国産品を用いているのかどうかも伺いたしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長、1問目。

○総務課長（高橋 勉君） 1点目でございます。コロナ禍で研修に行けなかったということがございます。それからウェブの研修も確かにございました。回数までちょっと今把握してございませんで、後ほどお伝えしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 2点目。政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 議案書48ページの広報広聴費の、まず広報しちがはまの印刷でよかったですでしょうか。その減額理由で。印刷、全て。まず、じゃあ広報しちがはま印刷の減額につきましては、当初予定していたページ単価より契約した結果下がったと、契約差金が理由になっております。

次のライフカレンダーについても同様です。契約差金でございます。

2点目は、決算書のほうでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 会計管理者。

○会計管理者（内海栄広君） 決算書につきましても契約差金でございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 草刈り機。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 3点目の草刈り機の購入ですけれども、こちらにつきましては、以前法人会からいただいた通常横に切るタイプなんですけれども、それを上から囲んで切るタイプ、そういったものを法人会のほうからいただきました。ただ、幅がちょっと狭いものですから、刈り幅が狭いものですから、今後、菖蒲田浜の駐車場の向かいですね、そういったところ

を今、去年とか海水浴の中止でもって草刈りをやっていない部分があります。かなり背丈が高くなっておりますから、そういったものを人力でうまく対応したいなということで、今回1台購入するものであります。

以上です。国産のものです。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございますか。
佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 5問あります。（「3問お願いします」の声あり）まず1問目が、ページ27ページになります。27ページですね。

こちらの3民生費2項児童福祉費、事業名が保育士等処遇改善臨時特例事業に関してなんです、こちら国の制度ということでお伺いしておりました。こちらは従業員、施設ではなくしっかり従業員のほうにまで、末端というか働いている方にまでしっかりこの制度が、働いている皆さんが恩恵を受けているのかというのを、しっかり町としてチェックできる体制があるのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

そして、2問目です。2問目は50ページになります。

こちらの2款1項10目24の節です。グローバル人材育成基金へ積立てということなのですが、以前も質問しております。こちらの基金、誰が何に使うのか。そして、どうすれば使えるのか。例えば、長期留学支援事業制度のようなものを念頭において毎年積み立てているのかお伺いいたします。こちらが2問目です。

3問目になります。62ページです。

2款6項12目の18節心と体の健康イベント支援事業補助金を減額となっておりますが、9月会議でイベント内容を聞いた際、子供から大人まで楽しめるファミリー向けのミュージカル等を検討しているとお聞きしておりましたが、こちらの実際にできなかった理由は、そして、できなかったのであれば代替案は考えなかったのかお伺いいたします。

以上、3問です。

○議長（岡崎正憲君） まず、1問目。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 1問目の、27ページでございます3款2項の繰越明許費のほうに事業費として載っております保育士等処遇改善臨時特例事業の件でございます。こちらにつきましては国の施策でありまして、こちらで載せているのは民間の認定こども園2施設と、あと指定管理として行っております放課後児童クラブの対応となるものでございます。いずれにしても、事業主がそれぞれの社員処遇改善を行った分を補助するという内容のものでご

ございますので、事業が完了しましたら実績を提出していただくという内容でございますので、それに基づきまして確認、チェックを行うということになっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 2問目のグローバル人材育成基金の積立金のほうですけれども、こちらについても先ほどいろいろ説明したと思うんですが、人材育成に当たっては、当然時間もかかる、数年じゃなくて長期にわたってかかるものだと理解しております。そういった中で、町独自の事業として、やはり先ほども言いましたように財源的なものをある程度蓄えておかないと、事業継続はなかなか難しいものだと思っております。そういった中で、毎年ある程度、積めるときは積んで事業を展開していきたい。それから、細かい事業という形になりますけれども、先ほども言いましたように長期にわたるものですので、年度、年度、その予算の段階でこういった事業というふうな形で説明していきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目。国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） それでは、3問目の心と体の健康イベント支援事業補助金の減額について説明いたします。9月補正の際にプロのミュージカル等を検討しました。実際その頃から他館での興行が増えておりまして、有名どころのミュージカル団体とかが県内でも多く公演をやるようになってしまったと。9月補正後に事業検討を進めていったんですけれども、年度内でできるものがないませんでした。こちらのコロナの交付金につきましては、今後も財源がある中で、心と体の健康イベントについては引き続き模索しながらしかるべき時期に予算計上できればというふうに代替のものは考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 1問目は理解しました。

2問目再質問させていただきます。こちらは昨年も同じような答弁いただいていたんですけれども、ちょっと私去年の数字はないんですが、令和2年度こちら1億920万円、私が持っている資料では積み立てていると思うんです。毎年それなりの金額を積み立てております。そしてこれ、今、課長おっしゃったとおり長期にわたるものなのということなんです、例えば、プリマスに行く事業とかですと、それはそれで毎回計上されております。なので、これをどの

ように使うかも、その人材育成をするのに長期にわたって必要だというふうにおっしゃるんですが、具体的にどういうふうにするグローバルな人材を育てていくのに使うか。例えば、私がさっき申し上げたとおり、長期留学したいという方々に留学支援制度を設けるとか、例えば、ここ、この日本内の学校でも英語に特化した大学に行きたい、なので奨学金が必要だという学生に支援するのか。それとも、子供に限らずにそういった家庭に支援していくのか。それとも、箱物にして必要だとなって何か建築するために蓄えているのか。毎年それなりの金額を積み立てているにもかかわらず、ただ単にグローバルな人材を育成するために使いますと言われても、ちょっと私理解ができないというか、理由が分からないので、もう一度御説明いただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） まず、先ほど副町長いろいろ説明したと思いますけれども、別な基金のほうで。あくまでも基金としてそれは目的基金ですので、その目的に沿ったものを予算で、それは当然歳出予算等々で説明した上でやっているものだと思うんですね。それを基金があるから、それを何年先までこういうふうに使おうかというのは当然、今の段階では出てこないものですので、それはあくまでも財源として持っておく。それで、来年度、それからその次の年度という形で、その見の上で各種事業、それから足りないと思う部分の事業に充てていくというふうな形になっていると思いますので、その辺を御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） そうしたら、こちらのグローバル基金を、人材育成基金を取り崩して、今まで何か事業を起こしたという理解でよろしいんですか。すみません、ちょっと私のほうで把握していないのかもしれないんですけれども。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私のほうから回答申し上げますが、グローバル人材育成基金の使い方なんですけれども、今、現にグローバル人材育成事業をやっております。例えば、学校なんかでやるという、外国人とかALTとかそういった人たちに来ていただいて、それを委託料として払っていますし、そういった事業をやっているんですけれども、それらに対する財源として繰入れを行っています。その事業を今後もずっと続けていくための基金だというふうに理解していただきたいんですけれども。今、現にグローバル人材育成事業として2,000万円近くの事業を毎年やっています。ですから、その2,000万円の事業費を確保するために、これ

が毎年2,000万円一般財源で出すというふうなのはなかなか厳しいもんですから、今後、基金にできるだけ積み増しをしておいて、できるだけ長く続けないと子供たちにそういったスキルがつかないというふうな思いから、今のうちに、財源があるうちに積み立てておきたいというふうなことでございますので、全然今まで使わなかったというふうなことではなくて、ここ4年か5年になりますかね、その間ずっと大体2,000万円近くの金を使っております。そういったことなので、恐らく積み立ててずっとそのままあるんじゃないかというふうな御理解なんじゃないかと思えますけれども、いや、毎年取崩しをして、新たにまた積立てをするというふうな、財源があれば積立てをするというやり方をしていますので、これが積立金でございます。基金の中で運用するというふうなことではなくて、必要なときに取崩しをしたり、積み立てておいたり、財源が余ったら積み立てておいたりというのが積立金と言われる基金でございます。運用基金ではありませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） それでは、3問目に移ってください。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 3問で質問なのは重々理解しているんですが、再質問させていただきたいんですけども、今の件に関して。

○議長（岡崎正憲君） それは今の説明で、と別にさせていただきたいと思います。3問目に移ってください。

○1番（佐藤直美君） 今の駄目ということですか。

○議長（岡崎正憲君） 認めません。

○1番（佐藤直美君） そうしたら3問目に移ります。

こちら引き続き来年度も模索してということだったんですが、こちらのミュージカルにこだわったがために、なかなかそのミュージカルの団体も繁忙期に入ってというか、いろんなところで公演をするようになったから七ヶ浜町ではやってもらえなかったという説明かなというふうに理解しているんですが、ミュージカルにこだわらずにほかのものも検討したのかどうか。そして、なぜミュージカルだけにこだわるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 令和3年度の心と体の、この事業につきましては9月議会でミュージカル等の大人から子供までみんなが楽しめるものというところで、例に挙げたのがミュージカルでした。実際、事業として計画、模索した中では、本当に子供から大人も一緒に笑えるもの、お笑いのものとかも実現できないかなということで、こちら事業イベント企画会社に模索したんですけども、やはりほかの会館のほうでどんどん埋まってしまっていて、

国際村のほうで、町内でやるのがちょっとかなわず、ミュージカルだけにこだわったわけではないということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ここでちょっと休憩をさせていただきます。再開は午後2時50分。2時50分からの再開といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

ほかに質疑ございますか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 3点ございます。前者と若干かぶりますけれども、議案書62ページ。62ページの2款6項12目の17節防災備蓄倉庫購入代ということで、コロナ関連のものを入れる予定で2つ新設するという御説明でございましたが、こちらの設置場所についての説明を求めたいと思います。

2点目は、次ページ63ページ。2款6項13目24節まちづくり振興基金積立金について伺います。こちら1億8,000万円の算出根拠につきましては、今年はたまたま余剰金が出たということで一般財源が浮いたということで、1億8,000万円ということでございますけれども、あくまでこちら町民の血税を原資にしようというものでございますので、改めまして、今後、具体策が明確に示されるということで理解してよろしいのか伺いたしたいと思います。

3点目は、86ページの下段です。10款4項5目につきましては特定財源の減額理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 1つ目の御質問でございます。

設置場所でございますけれども、七ヶ浜中学校と向洋中学校を予定してございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2点目。政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 議案書63ページのまちづくり振興基金の具体的な計画でございますが、まず、例えばですけれども、次期長総の中で逍遥のまちづくりの計画でございますが、来年度に計画を策定して、その中で事業が明確になっていくものだと考えております。事業については、その年度、年度に議会に上程しまして予算を議決いただくという流れになっていくと考

えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 新型コロナ感染対策の備品購入の減額、こちらについての特定財源……（「もう一度言いますか」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員、もう一度お願いします。

○3番（仁田秀和君） 特定財源が国県支出金が12万6,000円、それとその他で26万円減額になっておりますが、この減額理由です。

○議長（岡崎正憲君） 特定財源、86ページですよ。

○3番（仁田秀和君） 86、87ですけども、86に数字が出ていますので。

○議長（岡崎正憲君） それの。すみません、もう一度。経緯のところですね。

○3番（仁田秀和君） そうです。10款4項5目歴史資料館運営費、ここまでよろしいですか。その特定財源12万6,000円と、その他26万円の減額出ておりますけれども、特に国県のほうをちょっとお伺いしたいんですけども、こちらの減額理由。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連の部分が特定財源の減という形になっております。それで修繕費につきましては、こちらは一般財源のほうで対応しております。国のほうの調整交付金ですね、そちらのほうが減になっている。実質的に事業完了に伴っての整理というふうな形であります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 1点目のみ。七中、向洋中ということですけども、こちらの設置場所ですね。そちらのスペース、こちらは十分に確保されているのか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今のところ場所の予定ですけども、体育館の裏側になります。両校ともそちらになります。スペース的には十分確保できるスペースでございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございますか。渡邊淳議員。

○10番（渡邊 淳君） ちょっと前の方とダブリますが、68ページの保育士の処遇改善の臨時特例交付金について先ほど説明がありましたが、これもう1回説明してほしいんですが、指定の

児童館の事業主が実績を基に精査して、その実績のオーバーした分がこの国からのものをいただくという内容でよろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） それ1問目ですか。（「1個だけです」の声あり）子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほどの処遇改善の件でございます。まず、御質問の68ページですね。68ページの3款2項11節認定こども園・幼稚園推進事業費のほうに補助金として載ってある保育士等処遇改善特例交付金390万7,000円と、67ページを御覧いただきたいんですが、67ページの8目放課後児童健全育成事業費、こちらにも18節補助金として保育士等処遇改善臨時特例交付金が計上されております。先ほども御説明しましたように、いずれも事業主が職員に対して、社員に対して給与等処遇改善を行ったものに対して、国からの100%補助となっております。その歳入が37ページの15款2項2目2節児童福祉費補助金の中にごございます。ですので、処遇改善を行った分を国の100%補助という内容で、町を通して補助をするという内容になっております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 先ほど実績を基に評価されて町から出すというような表現だったので、実績を持つということは1か月後になる。それとも年間なんですか、これ。どういうタイミングで出されるものなのかというのを伺います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 現在のところ、こちらの事業対応が令和4年の2月分の給与から改善をされたものということになっております。ですので、2月分、3月分は令和3年度となっております。ただし、実績をもって補助申請となりますので、どうしても4年度の支払いになってしまいますので、それで繰越明許というような補助補正を計上しております。ですので、そちらの事業を正しく行っていたのかという実績報告を基に、4年度で3年度分も支払うと。ただ、こちらの事業については、現在2月から9月分までを対象としております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。質疑ないようでしたら。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 続きまして3点について。歳出のほうで、50ページ。

2款総務費1項総務管理費10目グローバル人材育成基金費について3,009万9,000円についてであります。中身については、前者の質問と同じです。積立て理由となるその事業計画について説明を求めたいというふうに思います。

そして、これは旧国際交流事業費基金なんですけれども、先ほど質問に対する答弁の中で、毎年度支出も十分にやっているんだということでもあります。そこで、私それらのことで今年度の当初予算で繰入れが約1,000万円。そして今回で3,009万9,000円ということは、プラス約2,000万円。そして、記憶ですと平成2年度末で1億1,900万円ぐらいの、要するに1億2,000万円基金あったんですよ。ということは、今年度、平成3年度の決算時点で約1億4,000万円のグローバル人材育成基金なんです。これを、国際的に通じるような人材育成もそれは少しやってもいいと思います。私、それよりも教育振興費、これね、わずか8,000万円か9,000万円しかないんですよ。私、全ての小中学生にいろんな諸経費、保護者負担とかそういうところに、負担なくして、軽減して、そしてその能力を伸ばすような教育に回したほうが、十分いいのではないかなというふうに思います。そこで戻って、このグローバル人材育成基金3,000万円積立てした理由、事業計画について改めて伺いたいと思います。

2点目。同じページであります。

14目公共施設管理基金5,000万円の追加であります。これも同じく理由で伺いたいと思います。

3点目。57ページ。

2款総務費6項企画費1目企画総務費の中の節区分18負担金補助及び交付金の中の、それぞれの町内のバス路線確保対策負担金とぐるりんことユアイバスについてであります。質問するのは、さっき答弁では乗車率の低下、あとは燃料費等々の高騰によるというものであります。具体的に、コロナ前との令和3年度実績、3年度というか現在までの実績の中で、乗車率がどのぐらいの割合なのか。そして収入減がどのぐらいの減少なのか改めて。要するに、当初の300万円と32万1,000円の中の燃料費がどのぐらいで、乗車率の減少によって、その後どのぐらいなのかというのを1つと、今言ったようにコロナ前との乗車率の状況について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） では、1問目から。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） まず、1点目のグローバル人材育成基金積立金のほうですけれども、今回3,009万9,000円ということで、端数のほうにつきましては利息分ですけれども、先ほど議員さんおっしゃったように今年度末、大体14億円ちょいぐらいになりそうなところなんです。ただ毎年度、2,000万円から3,000万円、財源としては取り崩して充てている状況です。今後、先ほども何度もお話ししたように、一般財源の毎年度の収支の見込みを見ますと、どうしても収入のほうが少ないという状況が出てきます。通常の行政としてやらなくちゃならない部分につ

きましては、当然これはやめるわけにはいきませんので、そういった部分を補うために財政調整基金でやっております。ただ、町としてこういった部分、グローバル人材育成というふうな部分を掲げてやっている以上は、数十年続けなくちゃならないものだと思いますので、それらの財源として、やはりこれらを見込んでおかないと続けられないという部分がありますので、そういった部分で積み上げているという状況です。当然、余剰金があればという形になります。今後は、先ほど言ったように収入の見込みが少なくなってくると思われまので、そういったときには当然こういったものを取り崩してやっていかなくちゃならない。積み上げもなかなかできないという状況になってくると思いますので、そういった部分を見込んでのものです。ただ、細かい事業となりますと、当然毎年度の当初予算のほうでC I Rとかいろんな部分で、先ほど言いましたように2,000万円から3,000万円ぐらい様々な事業に充てておりますので、そういった部分で説明していきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと2点目ですね。2点目の公共施設管理基金、こちらにつきましても今お話ししたとおり、今後の収入部分が少なくなる、そういった部分を見越して、当然役場の本庁舎、それから先ほどP C Bの関係でお話ししたように、小学校、そういった部分も含めて大規模改修が今後出てくると思ひます。その際には、億単位で当然出てきますので、その中で補助金なり起債とかというのはあるかと思ひますけれども、それだけではどうしても足りませんので、それらの財源にするために、今の段階で余力がある中で積み上げておくという形で対応しておりますので御理解のほどお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 3点目。57ページの町民バスぐるりんこと東部線のコロナ前の乗車の状況、収入の状況の変化ということでございますが、まず、ぐるりんこに関しましてはコロナ前の令和元年度から利用者が、これ令和3年度の見込みでございますけれども、88.1%の推移で今行っております。続いて、収入に関しては令和元年度と令和3年度、これも見込みにつきましては81.4%の推移で行っております。東部線が、すみません。ちょっと手元に資料がなくして申し訳ありませんが、収入を当初予算で見込んでいたより、こちらは収入が6.1%さらに減っているための補正予算でございます。

3点目、以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目のみ質問させていただきます。人材であります。確かにこれにつ

いては収入はほとんどないんですよ、当然ね。国際交流事業ですので、新年度の4年度の当初予算でも国際交流は約1,000万円であります。しかし国際交流、人材で新年度の予算で繰入金で2,700万円ほどやっているんですけども、要するに幾らひもといても、絶対使っても2,000万円ぐらいなんですよね。年間、よほどのことがない限り。今、前者の佐藤直美議員が、要するにプリマスに学習留学するとか、そういう人材を毎年何人か提出を求めて、指名して留学を推進するとか、そういうものをやるんだったら、このぐらいのお金貯めて積立てして流用していくというのはあり得るんですけども。今のその各学校に訪問していただくだけでは、教材費以外の資料等そういうものを含めても1,000万円しかないんですよ。そういう点含めれば、今回1億2,000万のさらに積立てするっていうのはね、私必要ないんじゃないかなというふうに思うんです。その点伺いたいと思います。そういう事業を展開することもあるのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 先ほども申し上げましたとおり、今後の歳出、財政収支を見ますとやはり目減りしていくという、そういった中で通常業務は当然やらなくちゃならない。それ以外の町独自としてやっている部分ですので、そういった部分を見ると、仮に2,000万円であれば、1億4,000万円であれば7年間は続けられるとか、そういった部分で見えていますので、長く、極力長く続けたいというそういった思いからこういった基金を積み上げているという、今の余力がある状況だからこそ積み上げられるという部分でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「了解です」の声あり）

次に、先ほど残りました佐藤直美議員の2問。佐藤直美議員、2問。

○1番（佐藤直美君） 残り2問ですね。86ページになります。

86ページの10款4項2目の17節の備品購入費になります。こちら備品購入費ということですが、備品購入代の内訳、そして使用目的、それからもう1点は草刈り機も購入するようなんですけど、草刈り機は既に1台あると思うんですけど、追加購入する理由は。そして、こちらの草刈り機の動力ですね、何をもちいて動いているのかということをお伺いしたいと思います。（「もう1問いいですか」の声あり）ごめんなさい。

もう1問は、87ページになります。

87ページの10款5項2目12節こちらの野外活動センター除草業務委託料を減額ということなんですけど、減額理由。そしてこんなに減額しているということは、今後は、先ほど草刈り機を

買ったりとかしていらっしやるので委託はしていかないのか、それとも委託はしていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 1点目の備品購入。こちらの4万2,000円がデジタルカメラになります。デジタルカメラ。これ1個あったのが壊れたので今回備品で買います。

それから下の草刈り機ですけれども、こちらもともとあった草刈り機なんですけれども、こちらも壊れましたので、古くて壊れましたので今回買うということでございます。

それから、委託料の除草。除草の委託料、こちらにつきましては入札差金でございます。今後も委託は継続してやっていく予定でございます。

以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 先ほど草刈り機、壊れて買ったということですがけれども、動力どんな感じの、バッテリーオイルを入れるのかとか、いろいろタイプがあると思うんですがけれども、どんなタイプの草刈り機なのか。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 一般的にある、何ていうんですかね。手でやるやつです。乗って歩くやつではないです。（「動力を聞いてみたいだったけれども」の声あり）

○1番（佐藤直美君） 大丈夫です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「以上です」の声あり）ほかに質疑ございますか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 35ページです。

2点です。35ページの使用料及び手数料の14款2項2目衛生手数料費です。節区分が1清掃手数料、先ほどコロナ禍で手数料上がっているというお話、説明ありましたけれども、上がっているというのはどういうので上がっているのか。もうちょっと詳しい説明を求めたいと思います。

もう一つが76ページです。76ページの商工費です。節区分が18、負担金及び交付金の漁業者燃料価格高騰の支援事業の1,330万円なんですけれども、こちらは説明だと正組合員1人ということでございます。128人と。水協法を見ていると60条前後に約款に定めると書いてあって調べてみたんですけれども、家族が3人全部が七ヶ浜町の場合は正組合員ではないんですね。家族3人いたとしたら。あれ世帯で1人ということなんですかね、あれって。ここで答え出ち

やったんですけれども、回答を求めたいと思います。その2つ。

○議長（岡崎正憲君） まず、清掃手数料のほうからですね。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、木村議員の1点目清掃手数料の増の要因ということですが、こちら廃棄物手数料、清掃手数料ですね、町民生活課の窓口で処分券を買いに来る方々の手数料ということで、一般廃棄物を直接宮城東部に持ち込んだり、業者の方が一般廃棄物として持ち込む分の手数料。昨年度から引き続き断捨離というんですかね、ごみの処理が引き続き伸びている状態、家庭ごみも同じなんですけれども、伸びている状態で、その分手数料、処理券を買っていく方も増えているということでの増額ということになっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 2点目でございますが、正組合員につきましては宮城県漁協のほうの定款のほうで基本的には1年を通じて90日を超えてということが大前提になりますが、七ヶ浜支所のほうでの規約か何かだと思えるんですけれども、そちらのほうで1世帯1名というふうの規定していると、はずです。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点目は分かりました。

2点目で再質問です。2点目なんですけど、国はその燃料高騰時の補填対応策、そのセーフティネット構築事業なんですけれども、我々もちょっと調べてみますと5年のスパンの中で一番高いときという仕組みになっているんですね。半分国、半分自分で掛けているということなんですけれども、漁協ではもしかするともう出ないかもしれないよ、まだ出るんじゃないか、大丈夫なんじゃないかとかとあるんですけれども、やっぱりちょっとこれだけ世界情勢が荒れていると下がるという可能性がないんじゃないか、不安だという声も私どもに届いているんですけれども、本町のほうにはそういった業者から声というのはないのか回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 全員協議会の席上でもお話しさせていただきましたが、ここに至るまでの経緯については何回か漁協さんとうちの町のほうで話合いの場を設けているということをお話ししたとおりですが、正式に要請があったのは今年に入ってからのことになりますので、今後必要だという声、今現段階では聞こえてはきておりません。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほど言ったように、世界情勢荒れているとずっとなかなか下がるという、ガソリン代でもそうなんですけれども、下がるという見通しが見つからない中で、これ1,330万円1人10万ずつですけれども、これは何回かは、さらに続けるというスパンの1つと考えていいんでしょうか。それとも、そこまではまだ考えていないんでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 基本的には今回1回切りというふうには考えておりますが、議員さんおっしゃるように、いろんな情勢がこのような状況ありますので、情報収集には努めてまいりたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。大きい声でお願いします。大きい声ではいと言っていたきたいと思いますので。遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） では、元気よく。2点お願いします。

27ページ。先ほどの、どなたか質問か何かあったと、繰越明許の7番目の商工費、ビーチクリーナー修繕事業となっていますけれども、このビーチクリーナーのどのビーチクリーナーなのか。そして内容的に70万円ですよ。以前、前の産業課長さんでしたっけ、年間10万円か20万円くらいかけて一応もたせるという話だったんですけれども、70万円という、これは2期分になるんですかね。これが1点。

あと、もう1点。49ページ。先ほど財政課長でしたっけ、草刈り機の件でお答えあったと思うんですけれども、2の1の5の17、この草刈り機。多分一般的な草刈り機というのは歯車を合わせたような、内側に回って処理するタイプだと思うんですけれども、先ほど課長が言われたのは、掃除機の前のフィルターというか、吸い込み、前後に回る、回転するやつ。あれのやつだと思うんですね。それで皆さん多分分からない方もいるので、これ何ていうのかな、内訳じゃなくて仕様書、そういうのをちょっと出していただきたい。これはそれだけなんですけれども。私自身は大体分かりますけれども、ほかの方あんまり分からないと思うので。あと、もしよかったら今度寄附していただくときに、30センチ幅じゃなくて、通常56とか60センチ幅なので、希望を言ったほうがいいと思うんですけれども。その2点です。

○議長（岡崎正憲君） 草刈り機のどういう内容なのかということを知りたいということですね。分かりました。まず、ビーチクリーナーの件で産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まず1点目のビーチクリーナーの修繕の件でございますが、27ページのほうの繰越明許費補正のほうに計上しておりますが、74ページのほうにも歳出として金額を計上しているわけですが、中身につきましては、リアシャフトの交換、通常の点検じゃござ

いまして、リアシャフトが腐食と申しますか、さびが激しいということで、そちらのほうの本体の交換。それから、あとステンレスタインの交換ということになります。繰越明許に計上した理由につきましては、リアシャフトが要は海外産、製品ということで3月中に発注したとしても年度内にどうやら物が入ってこないということがあるようで、繰越明許に計上させていただいた経緯がございます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 草刈り機のほうは、予算要求する段階でカタログ等を取り寄せておりますので、そのコピーを皆さんのほうに渡したいと思っております。それから寄附のほうについては、なかなかこちらから要望が言いづらい部分がありますので、その辺は御勘弁願いたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） ビーチクリーナーは菖蒲田のシャッターの中にあるやつでいいんですか。パトロールセンターでしたっけ。あそこにあるやつですよ。シャフトそのものというのは大分さびていたとか、あれフソーさんの製品ですよ。窓口多分イセキだとは思いますが、ただ、やっぱり外国物とか、丸紅さんから寄附されたから仕方ないですけども、やっぱりメンテこまめにしておかないと駄目だと思っております。それでなくとも無理やりもたせるとい話ですから、あれは。あれの仕様に、たばこの吸い殻、花火も全部処理できますよとなっているんですよ。それができるんだったら最高ですから、ばんばん使ってやってください。

○議長（岡崎正憲君） 今の質問は。

○8番（遠藤喜二君） それで、この部品に関してなんですけれども、これ国内ではできないんですか。イセキじゃない、どこでしたっけ、農機具メーカー。あそこが窓口になっているので、そこで多分部品できるはずなので、多分もっと安くできると思っております。そういうの確認とかしたことはないのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まずメンテにつきましては、通常のメンテをした上で、今回のような事案があったということで交換する経緯に至っております。部品につきましては、おっしゃるとおり引っ張るほうが本体そのものがトラクター形式になるので、JA仙台さんの多賀城の機械化センターというところから見積り等々、それから現場を見ていただいて、そちらのほうの

見積りの結果、部品については海外製だということの内容がありましたのでこのような結果となっております。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。なければ、歌川議員。残り7問です。

○12番（歌川 渡君） 引き続き、歳出のほうで質問させていただきます。67ページ。

3款民生費2項児童福祉費8目放課後児童健全育成事業費の中の18節区分負担金補助及び交付金の保育士等処遇改善臨時特例交付金91万6,000円についてと、放課後児童クラブに限っての質問にさせていただきます。

これは、いろいろ説明あったように国の施策による事業であります。そして、この児童クラブについては指定管理をしている事業であります。そこで、当然今回のこの事業、国の施策によるもので、当然公定価格の基準に基づいて交付されるものであります。そこで、1つはこの91万6,000円の額というのは、実際の国の基準と実際の支援員の配置数、人数というのは違うかと思うんですけれども、その中で当然実績に基づいてということでも今話がありましたけれども、質問するのは、この国の定められている1人当たり、引上げ報酬が9,000円、月当たりですね。そういうふうになっています。しかし、実質的には指定管理に委託するので、中間マージン取られるかどうか私分かりませんが、支援員に実際にこのぐらい引上げのためにしてくださいということでの指導はしているのかどうか、その点について。要するに、若干戻って、実際に公定価格として来ている人数と、町に配置している支援員の人数も含めて報告していただきたいと思います。事務的な質問であります。この放課後児童。37ページ、歳入の。これ質問したくないんですけれども、ただちょっと時間があります。15款国庫支出金2項国庫補助金の中の民生費2目民生費国庫補助金の中の最終下段に、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業91万5,000円。そして今回の支出のほうでは、91万6,000円ということで、これ四捨五入しての歳入と歳出のやり方なのかどうか分かりませんが、こういうときの数字のやり方というのは、町としてどういうふうに判断しているのか。1つ目の回答いただければ。

2点目です。これは、やめましょうね、事務的なものです。

2点目、70ページ。4款衛生費1項保健衛生費7目環境衛生費の中の需用費21万1,000円環境美化推進員事業費消耗品代追加21万円です。これについての内訳について説明を求めたいと思います。

3点目、78ページ。（「もう今、3点でしたね」の声あり）ポチ2があって、ポチ2も……

○議長（岡崎正憲君） まず1問目の保育士の人数と。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） まず、1点目の67ページの放課後児童クラブの処遇改善の補助金についてでございます。こちらにつきましては、国の施策が、周知があった都度、事業者のほうに周知を行いまして、どのような内容で実際に検討しているのかと、行うのかということの報告も求めております。実際、こちらの人数につきましては、はまぎく児童クラブ7名、さくらとまつかぜは5名ずつという報告を受けておりまして、その方々分の内容を、その方々の分の処遇改善分として予算を計上しております。

2点目。歳入と歳出の1,000円の違いについては、歳入は1,000円以下を切り捨てていること。歳出については、1,000円未満については切り上げていること。そこで1,000円の端数調整が出てくるという内容になっております。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは3点目の環境衛生費の需用費、消耗品の21万2,000円内訳ということですが、こちらにつきましては、環境美化推進員の方々の活動用のブルゾン、上着です。ブルゾン、ジャンパーと言ったらいいですかね。上着60着を3,200円掛ける消費税という形で用意させていただくものとなります。環境美化推進員は48名で、予備分含めてということになります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目のみ。質問がなかなかちょっとね、届かなかったのか。要するに実際の17名の配置ということで報告されました。国からの基準の支援員の数も17名で配置されているということで理解していいのかどうか。その点だけ。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 国の施策に適用する処遇改善を行う人数として、17名ということでございます。国からは何名ということとはございません。実際、事業者のほうでどのような処遇改善を行うのか、それが国の施策に適用しているのかということで判断となります。

○議長（岡崎正憲君） 残り4問あるんですが、続けてお願いします。

○12番（歌川 渡君） これも事務的なのを減らして3問にします。

78ページ。8款土木費3項住宅費2目災害公営住宅維持管理基金費の積立金3,412万7,000円について、今回のこの積立てに伴う積立て総額の内訳について説明を求めたいと思います。

2点目。同じく78ページの4項都市計画費の中の2目公園管理費の中の節区分12委託料の中のながすか多目的公園広場管理各種委託料を減額の理由と内容について説明を求めたいと思

ます。

3点目。82ページ。10款教育費1項教育総務費6目教育振興基金費の5,009万9,000円について、今後見込まれる事業について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 2億2,600万円の内訳ということですね。災害公営住宅の低廉のほうの部分なんですけれども、そちらも合わせて1億7,504万7,000円になります。（「数字はゆっくり繰り返し」の声あり）低廉のほうは1億7,504万7,000円になります。それと交付税の分、震災特交の交付金なんですけれども、こちらが467万1,100円、失礼しました。4,671万1,000円。すみません。交付税のほうは4,671万1,000円。あと、令和2年度の決算で精算分、こちらが411万4,000円。それと基金の利息分、これが25万6,000円。公営住宅の滞納繰越し分、こちらが12万1,000円。災害分の住宅使用料の滞繰分です。12万1,000円。一般のほうの住宅使用料分の滞納繰越し分が6万7,000円。それと駐車場のほうの災害分の滞納繰越し分、これが2万2,000円。それと一般のほうの駐車場の滞納繰越し分、これが8,000円。

以上になります。

それと、ながすか多目的広場の各種委託、まず大きなところで言いますとシルバー人材センターに委託しております除草、こちらが127万6,000円。それと芝の管理なんですけれども、肥料等だったり薬剤散布、こちらが30万3,400円。それと、芝の目土、土入れ、こちらが46万7,500円。それと、また芝のほうの肥料散布のほうは43万4,500円。それと、ハナモモの大府市さんより寄附いただいた部分のちょっと枯れがありまして、そちらの補植分が27万3,130円。それと芝の使い勝手のマナーの啓発のためのポスター、横断幕も作成等を49万円と考えております。

以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 教育振興基金費のほうですけれども、先ほど様々な基金の部分でお話ししたかと思えますけれども、まず子供に対する教育という部分で、町長の施策の目標でもあります英語教育に力を入れていくという部分につきましては、やはり町単独でやっている事業でございますので、今回余剰金というかそういったものが出たものですから、その部分を今回積み増ししているという形でございます。

あと、その他学校関係の施設、設備関係とかそういったものもありますので、今後長期的な視野で見た場合にやはりある程度の積み上げが必要かなということで積立てしたものでござい

ます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目、2点目については、聞き取れなかったけれども分かったことにします。

3点目、2ページの教育振興基金ですね。私、グローバル人材のときにも若干説明しました。グローバル人材育成基金と教育振興基金というのは事業内容が異なるものであります。ということで、この英語教室なんていうのは英語の国際交流の人が学校に行つてということなので、これを教育振興費には入らないのではないかなというふうに理解するんですけども。そして、先ほどの予算の説明では、見込まれる事業という説明がありました。見込まれる事業というのは今言った英語教育のためのことなのか。そうするとALTだかという人を、例えばここで5,000万円とすると、約5人か6人ぐらい雇えるんですね。本来ならグローバル、これはグローバルじゃないので教育なんですけれども、そういう点を含めると、繰り返します。見込まれる事業というのは具体的に、この5,000万円に特化した見込まれる事業というのはどういうことなのか。これまでの9,000万円の積立てと、積立ての見込まれるのに対して、さらにやるのか。この5,000万円というのは今までの9,000万円の積立てのほかに、5,000万円の独自の見込まれる事業というのがあるのかどうか。その点伺います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 再質問についてお答えします。

今までやってきたものを継続するという部分もありますし、それからプラスアルファ、当然いろんなものが出てくる可能性もあります。そういったものも含めての積み上げというふうな形でございます。御理解のほどお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） なかなか難しい答弁ですけども、新年度の予算の中で改めて確認させていただきます。

以上で終わります。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）では、質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 時間がなくなつたので、討論については手短かにしたいと思います。12番、

日本共産党の歌川です。

議案第13号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算について反対いたします。

国の政策に対応した保育士、幼稚園教諭の給与引上げ及び放課後児童クラブの支援員への報酬引上げなどの一部の改善が行われていることは評価するものですが、本補正予算案には、過大な基金のさらなる積立て、議案第8号で提案された七ヶ浜町まちづくり振興基金1億8,000万円の積立ても計上されています。今、必要なのは新型コロナの影響による低迷した社会経済への対応方策として、町民への各租税の軽減策、なりわいへの支援、低所得者への支援など行うことが優先すべきではなかったでしょうか。今回の一般会計補正予算にこのようなことが十分反映されていないことから反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 議案13号の令和3年の七ヶ浜町一般会計補正予算の賛成の立場で答弁します。

今回の補正予算に関しては、繰越し含め災害急傾斜等いろいろな事業整理は必要だということと上がっております。交付金も含めてそのような事態になっております。それから様々な事象に対しての対応も上げて整理されております。このことから、今回の補正に対して賛成するものです。また、振興基金条例についてなんです、やはり目的が前の条例案のところでも出ましたが、目的がきちっとされるということを目指して賛成といたします。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第16、議案第14号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 議案第14号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書91ページを御覧ください。

本補正予算につきましては既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,894万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,305万8,000円に定めようとするものでございます。

補正の主な理由は、事業費等がほぼ確定したことに伴う予算の整理でございます。

94ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものでございます。

次に、補正の主な内容について説明いたします。97ページを御覧ください。

歳入の3款1項1目下水道事業国庫補助金313万8,000円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金3,174万5,000円の減額は、歳出補正分の財源調整でございます。

7款1項1目下水道事業債380万円の減額は、事業費等の確定に伴うものでございます。

次に、98、99ページを御覧ください。

歳出の1款1項1目一般管理費12節委託料210万円の減額は、下水道事業地方公営企業会計以降業務委託の入札差金でございます。18節負担金補助及び交付金404万円の減額は、流域下水道維持管理費負担金分でございます。26節公課費116万円の追加は、本年度納付分の消費税中間納付額が確定したことに伴うものでございます。

2款1項1目公共下水道築造費785万9,000円の減額は、本年度の事業費が確定したことに伴い委託料、工事請負費負担金を整理するものでございます。

3款1項公債費1目元金1万7,000円の追加並びに2目利子606万8,000円の減額は、本年度償還額が確定したことに伴うものでございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第17、議案第15号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第15号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書は100ページになります。

第1条として、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1,704万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億668万9,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

議案書は105、106ページをお開きください。

1款国民健康保険税は主なものとしまして1,027万6,000円を合計で追加になります。これは一般被保険者分及び退職被保険者分ともに追加となるものであります。失礼しました。退職は減です。失礼しました。

3款県支出金合計2,393万1,000円の追加は、調整交付金の追加になります。

続きまして、5款繰入金1項他会計繰入金328万9,000円の追加は、主に保険基盤安定繰入金になります。

議案書は107ページに移ります。

7款1項の59万6,000円は延滞金となります。3項の雑入の220万5,000円は一般被保険者第三者納付金への追加となります。同じく2目235万6,000円の追加は一般被保険者返納金となります。

8款国庫支出金137万8,000円は災害臨時特例補助金となります。主なものは新型コロナによる減免の財源ということになっております。

次に、歳出を御説明いたします。議案書は108ページになります。

1款1項総務管理費11万1,000円は、国保連合会事務委託料の追加となります。同じく3項

運営協議会費の9万1,000円の減額は、運営協議会委員報酬の減額となります。

2款1項1目は一般被保険者療養費給付金の追加となります。同じく2目は審査支払手数料の追加となります。

3款国民健康保険事業納付金の各項については、財源の組み替えとなります。

109ページになります。

下段のほうに行きまして、4款1項特定健康診査等事業費は特定健診委託料等269万9,000円の減になります。同じく4款2項保険事業費55万円の減額は、各種検診等補助金52万4,000円の減が主なものとなります。

以上で説明を終わります、御審議のほどお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第18、議案第16号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第16号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は111ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,575万8,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。議案書は116ページになります。

1 款使用料及び手数料239万円の減額は、公園墓地使用料見込んでいた分よりも少なくなつたための減ということになります。

2 款財産収入 6 万5,000円は、公園墓地管理基金の利息の追加となります。

3 款繰入金15万5,000円の追加は、公園墓地管理基金繰入金への追加となります。

次に、歳出を御説明いたします。議案書は117ページに移ります。

1 款総 1 項 1 目一般管理費は雑木の伐採委託になります。同じく 2 項 2 目公園墓地基金費40万円の減額は公園墓地管理基金積立金の減となります。

2 款諸支出金は一般会計繰出金199万円の減額となります。

以上で説明は終わりとなります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○3 番（仁田秀和君） 117ページの歳出です。A、Dブロックの雑木伐採委託ということでございますけれども、ここの主な箇所。それと電線関係、広告になっているところがよく見られるんですけども、電線関係はNTTさんであったりとか、そういうところが切ることになっていると思うんですけども、そういったところについての支障について、現状の説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問、A、Dブロックの場所となりますが、Aブロック、Dブロックともモニュメント広場近くの山沿いの雑木ということになります。主な伐採の目的としては、隣接する墓地のブロックにかなり近いために、広葉樹のためにかなり葉っぱがお家のほうに寄ってくるというところがある伐採ということになります。

あと電線関係につきましては、逐次パトロールなり巡回なりして、連携してNTTの所有物であったり、電力さんのものがありますので、逐次連絡して対応してもらうようにというふうを考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第19、議案第17号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第17号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書118ページを御覧ください。

今回の補正は保険事業勘定予算について既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,203万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,135万5,000円に定めようとするものです。

主な補正理由としては、居宅介護サービス等給付費の追加のほか、事業費確定による予算の整理となっております。

議案書飛びまして123ページから124ページを御覧ください。

まず、主な歳入予算の補正内容について説明いたします。

3款1項1目介護給付費負担金410万6,000円は国庫負担金の追加。3款2項2目地域支援事業交付金107万8,000円の減額は介護予防日常生活支援総合事業の減。

4款1項1目介護給付費交付金419万3,000円は介護給付費交付金へ追加。2目地域支援事業支援交付金135万円の減額は地域支援事業支援交付金の減。

124ページに飛びまして、7款1項1目介護給付費繰入金194万1,000円は介護給付費繰入金へ追加。

議案書125ページを御覧ください。

9款3項3目雑入266万9,000円は令和2年度介護認定審査会負担金返還金などです。

126ページを御覧ください。

主な歳出予算の補正内容について説明をいたします。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費3,200万円は訪問リハやショートステイなどの給付

費負担金の追加。2目地域密着型介護サービス給付費470万円の減額は地域密着型通所介護などの給付費負担金の減。3目施設介護サービス給付費2,000万円の減額は老人保健施設などの給付費負担金の減。4目居宅介護サービス計画給付費800万円は件数の増による給付費負担金の追加。

議案書のほうが127から128ページを御覧ください。

4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費500万円の減額は通所介護相当事業分給付費負担金の減。

128ページになります。

5款2項1目一般会計繰入金233万2,000円は一般会計繰出金への追加です。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第20、議案第18号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第18号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は129ページになります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億152万7,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。議案書は134ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目特別徴収保険料は100万円の減額。2 項の普通徴収保険料は395万2,000円の追加となります。

3 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金は5万円の減額。2 目保険基盤安定繰入金は241万6,000円の減額となります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。議案書は135ページに移ります。

1 款総務費 5 万円の減額は郵送料の減額となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金53万6,000円は、広域連合への負担金の追加となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第21、議案第19号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 議案第19号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書136ページを御覧ください。

第2条は資本的支出について既決予定額から731万円を減額し3億1,862万8,000円に定めるものでございます。

補正予算の内容について説明いたします。

137ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項2目営業施設整備費731万円の減額については、量水器購入費及び工事請負費の執行残金でございます。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後4時25分。4時25分に再開いたします。

午後4時14分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第22	議案第20号	令和4年度七ヶ浜町一般会計予算
日程第23	議案第21号	令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算
日程第24	議案第22号	令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
日程第25	議案第23号	令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
日程第26	議案第24号	令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第25号	令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第26号	令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第22、議案第20号から日程第28、議案第26号までは会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、議案第20号令和4年度七ヶ浜町一般会計予算について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第20号令和4年度七ヶ浜町一般会計予算について説明いたします。

令和4年度各種会計予算書の1ページをお開き願います。

令和4年度の七ヶ浜町一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ70億円と定めております。

なお、詳細につきましては後日開催予定の予算審査特別委員会において担当課長より説明がありますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第21号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 議案第21号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算について説明いたします。

予算書181ページを御覧ください。

本予算の総額につきましては歳入歳出それぞれ5億9,600万円と定めるものでございます。

なお、詳細につきましては後日開催予定の予算審査特別委員会にて説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第22号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第22号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について御説明いたします。

予算書は223ページになります。

歳入歳出予算の総額は23億1,200万円であります。

なお、詳細につきましては後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第23号令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第23号令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出予算について御説明いたします。

予算書は253ページになります。

歳入歳出予算の総額は1,746万7,000円に定めるものであります。

なお、詳細につきましては後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第24号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第24号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について説明いたします。

予算書は263ページをお開きください。

令和4年度の七ヶ浜町介護保険特別会計予算については、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ19億400万円、サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ604万8,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては後日開催されます予算審査特別委員会にて説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第25号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第25号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について御説明いたします。

予算書は303ページになります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億2,385万3,000円に定めるものであります。

なお、詳細につきましては後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第26号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 議案第26号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明いたします。

予算書313ページを御覧ください。

第3条は収益的収入及び支出について事業収益予定額を4億5,954万8,000円に、次のページに移りまして事業費用予定額を4億5,828万1,000円に定めるものでございます。

第4条は資本的収入及び支出について資本的収入予定額を33万円に、資本的支出予定額を1億4,888万4,000円に定めるものでございます。

なお、詳細につきましては後日開催予定の予算審査特別委員会において説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。

議案第20号から議案第26号までは町長より提案理由の説明と担当課長より概要説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。

3月2日から3月10日までは予算審査等のため休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、3月2日から3月10日までを休会とすることに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、3月11日予算審査特別委員会全体会終了後に再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時33分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月1日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年3月11日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録

（第2日目）

令和4年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第2号

令和4年3月11日（金曜日）

出席議員（11名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
8番	遠藤喜二君	10番	渡邊淳君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（2名）

7番	安倍敏彦君	13番	遠藤久和君
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君

子ども未来課長	渡辺 とき子 君
健康福祉課長	渡辺 文昭 君
長寿社会課長	遠藤 裕一 君
防災対策室長	石井 直紀 君
会計管理者	内海 栄広 君
教育長	武田 光彦 君
教育総務課長	佐藤 浩明 君
生涯学習課長	小野 賢一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野 直樹 君
同 書記	船木 潮 君

議事日程 第2号

令和4年3月11日（金曜日） 午前10時07分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第20号 令和4年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 3 議案第21号 令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第22号 令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第23号 令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第24号 令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第25号 令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第26号 令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 9 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議
- 日程第10 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議案第 20 号 令和 4 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 21 号 令和 4 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 22 号 令和 4 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 23 号 令和 4 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 24 号 令和 4 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 25 号 令和 4 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 26 号 令和 4 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 9 議員提出議案第 1 号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議
- 日程第 10 一般質問

午前10時07分 開会

○議長（岡崎正憲君） これより令和4年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番仁田秀和議員、4番木村 稔議員を指名いたします。

日程第2 議案第20号 令和4年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第3 議案第21号 令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算

日程第4 議案第22号 令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第5 議案第23号 令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第6 議案第24号 令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第25号 令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第26号 令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第2、議案第20号令和4年度七ヶ浜町一般会計予算から、日程第8、議案第26号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

ここで、予算審査の結果を予算審査特別委員会委員長仁田秀和議員へ一括して報告されるよう求めます。御登壇願います。

〔予算審査特別委員会委員長 仁田秀和君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（仁田秀和君） それでは、私から予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は令和4年3月1日の七ヶ浜町議会定例会3月会議において、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会として設置され、令和4年度各種会計予算審査につきまして付託されたものです。3月1日、2日、3日、4日、7日、8日、9日、本日の8日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、賛成多数により一括して可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） ただいま予算審査特別委員会の委員長より各種会計予算審査の結果報告がありました。質疑を省略し、案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第20号令和4年度七ヶ浜町一般会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第20号令和4年度七ヶ浜町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

新年度事業においても、一部改善、評価できるものがあるものの、いまだ町行政が法律、条例に準拠した施策が講じられていないこと、さらに行政が負担すべき事業費を住民に対してその負担を強めていることなどから、以下の事業の一部を述べ、改善及び実施を求めるものであります。

初めに、総務課に関連する事業であります。

1つ、町が町内の地域を自治会組織、行政区、地区町内会長等地域と表現し、助成補助等は事業内容によってそれぞれの区分で行われているのが現状です。多くの自治体では、地区割りを条例で定めております。本町においても地域の地区割りを統一し、助成補助等の交付をすべきであります。

2つに、防災対策事業においてであります。団員報酬等を定員220名分を計上しており、いまだ各分団の管轄世帯に対し構成員に大きな開きがあることから、今後の防災・減災施策の推進のためにも行政が責任を持って消防団との協議を持ち、団員の補充、確保策を分団の防災、消防活動の軽減を図ることを求めるものであります。

3つに、地震に対応すべき減災対策で、震災に対応した木造住宅耐震改修工事助成についてであります。旧耐震基準で建てられた昭和56年5月31日までの住宅に対し、住宅倒壊等の減災策として助成事業であります。町は現在においても住宅耐震改修の対象となる住宅の件数をいまだ把握していない状況にあることから、早急に把握し、改善を行い、耐震改修耐震化事業を促進するよう、政策を講じることを求めるものであります。

4つに、自治会組織が負担する防犯灯修繕費用等補助金事業についてであります。町内の防犯灯のLED照明灯の交換はほぼ完了したとのことですが、今後10年、20年後の交換時に新たな地区の負担が生じるものであります。防犯灯の設置は憲法第25条の国民の生存権にも属するものであることから、交付要綱での防犯灯修繕費用等の一部の助成ではなく町の設置義務ではないでしょうか。交付綱領の廃止を求めるものであります。それに伴い、自治会組織で設置した防犯灯の電気料についても町の負担に改めるべきであります。また防犯、交通安全の確保の

ため、地域の要望に目を向けた、町内にあるカーブミラー、防犯灯の管理について定期的な巡回と必要とされる箇所を設置を求めるものであります。

5つに、危険ブロック塀除去等費用補助金事業であります。いまだ多くの箇所が残されているところであります。教育委員会との連携の下、児童生徒の通学路の安全確保のために早期改修を図ることが必要であります。危険ブロック塀であると指定された箇所は経年劣化によるものが多く、さらに危険ブロックの所有者の大半が高齢者世帯であります。年金暮らしでは改修または撤去したくても出来ないというのが現実ではないでしょうか。災害時に所有者を加害者にさせないためにも、補助金の増額を行い、早期の改修を実施することを求めるものであります。

次に、会計課関係であります。

昨年も質問と改善を求めました決算書の行事表記についてであります。予算書の表記では、節区分に係る事業説明がされております。ところが、決算書の表記では予算節区分に準ずる事業説明がされていないことから、新年度事業においても予算節区分に準ずる事業説明表記を求めるものであります。

次に、議会事務局関係であります。

議会として、住民に議会及び議員の活動をよく知ってもらう、地域の要望を議会に取り上げていく活動として議会報告会懇談会を通年は行っております。インターネットが普及されている今日、パソコンやスマートフォンなどの手段を取り入れた施策も必要とされている状況であります。これまでも議会事務局とよりよい議会運営と住民への周知について取り組んでいるところですが、新年度事業においては議会だよりでの広報委員の負担の軽減、議会議事録の反訳の時間短縮のための予算確保、議会独自のホームページを開設し、各種議事録等の掲載を行い、さらに住民への周知事業を進めるための取組の提案を呼びかけるものであります。

次に、財政課関係であります。

1つに、住宅に隣接した未活用町有地の除草については、最低年2回の除草を行うべきであります。また町内に点在している活用目的が定められていない不用地とも言える袋小路、出入口のない飛び地などの町有地ありますが、隣接業者に安価で譲渡し、税金を得る施策を講じることが必要ではないでしょうか。

次に、政策課関係であります。

65歳以上の自動車運転免許証返納者に対する1年間の町民バス無料助成事業も含め、高齢者の利用状況を把握し、高齢者の社会参加、地域参加の足ともなる町民バス乗車料金減額及び恒

久的無料化をすべきであります。商業のまちづくりについては、新たなまちづくりの基本となる次期七ヶ浜町長期総合計画政策目標19、みんなでまちづくりに参加し、共に未来の七ヶ浜をつくっていこうの実践として、住民参加の機会を設けることを求めるものであります。

次に、産業課関係であります。

七ヶ浜町魅力発信映像作成に関連し、七ヶ浜町の地域ブランド商品の掘り起こし開発に期待をするものであります。また、にぎわい創出の事業の1つとして、菖蒲田浜海水浴場及びながすか多目的広場を活用した商業的施策を取り組むことを求めるものであります。

次に、長寿社会課関連であります。

1つに、新型コロナに対応した高齢者見守りサービス配食サービス事業についてであります。75歳未満の高齢者から年齢の引下げとともに所得の制限を設け、生活に困窮している高齢者を対象にすべきではないかという声が聞かれていることから、対応を求めるものであります。

2つに、緊急通報システムについてであります。設置利用者が減少傾向にありますが、高齢者の増加、独り暮らしの世帯の増加が見られる中、必要とされている方に制度の周知が十分されていないのではないのでしょうか。必要としても連絡員を確保することが困難で、設置できない高齢者もいるのではないのでしょうか。制度の見直し、周知と活用を呼びかけることを求めるものであります。

次に、子ども未来課関係であります。

1つに、児童遊園管理についてであります。松ヶ浜児童遊園にトイレが新たに設置されたことは評価するものであります。町内11か所に設置されている児童遊園の遊具等が、設置要綱に準拠した箇所がまだまだ充足されないことであります。国の法令等承認に求めている行政の立場からも、改めて地域の地区住民との現地の確認を行い、児童福祉法等に明記されている設置要綱に準拠した施設整備を求めるものであります。松ヶ浜児童遊園のトイレの設置は、地区からの要望とのことであれば対象地区に制度の周知説明を行い、設置に努力することを求めるものであります。

2つに、放課後児童遊園健全育成事業費についてであります。施設周辺の環境整備で施設の玄関前が雨上がり時に水たまりが生じている状況に、いまだなっているものであります。定期巡回を求めるとともに、改修を求めたいと思います。また、支援の報酬報償に係ることでありますが、新年度として管理費に占める支援員の報酬報償割合が81%を占めているとの説明であります。指定管理以前の事業費に占める割合は平均94%になっております。事業費も過去の費用から比較して1,000万円も増加となっているものであります。高上りの指定管理委託はやめ、町行政

による事業運営に戻すことを求めるものであります。

次に、保育所についてであります。受入れ幼児数が定数を超えて、受入れに対して会計年度任用職員が1名増の9名になっております。15名の常勤保育士から見て、会計年度任用職員の比率が高い状況になっています。常勤雇用として保育事業の充実を図るべきではないでしょうか。

次に、健康福祉課関係についてであります。

障害者福祉に関わる心身障害者医療費助成についてであります。申請用紙を提出の省略などの一定の改善が図られておりますが、障害者の医療費窓口一部負担が障害者の家計の負担ともなっていることから、現物給付に切り替えることを求めるものであります。福島県の会津若松市においては、平成29年10月から現物給付に切り替えていることから、この経験を生かして本町での実施を求めるものであります。

次に、町民生活課関係についてであります。

七ヶ浜町地球温暖化防止実施計画に、さらに事務事業編の実行に当たり、公共施設の二酸化炭素排出の削減の対象となる大規模施設である学校施設、生涯学習センターの照明灯がいまだLED化に切り替えていない状況であります。早急の改修を行うことを求めるものであります。また、地区の粗大ごみ置場などのごみ集積場への監視カメラ貸出しについてであります。保有台数15台となったことから、地区への恒久的な貸出しに切り替えることを求めるものであります。

次に、生涯学習課についてであります。

1つに、近年、ジェンダー平等、女性・女子の地位向上が呼びかけられているところから、町男女共同参画事業での施策の推進を強く求めるものであります。

次に、花と緑のまちづくり事業についてであります。各地区町内会に花苗を配布するに当たっては、花壇に付する肥料を町内会費で対応しているところが見受けられます。町として花壇面積に対応した肥料の配布を町内会にすべきではないでしょうか。

次に、教育総務課についてであります。

1つに、就学援助制度を保護者に周知するに当たって、分かりやすい、受けやすいものにするために、今の広報による文面ではなく案内費を提供することを改めて求めるものであります。対象世帯の所得額計算は税務課に対応してもらい、つくり上げることもできるのではないのでしょうか。さらに、申請に伴う民生委員の意見書提出は国の通達でも既に廃止されていることから、本町でも必要な現状を受けやすくするためにも、民生児童委員の意見書提出の廃止を求め

るものであります。

2つに、七ヶ浜町通学路安全プログラムでの通学路の危険箇所、安全対策をさらに講ずることを求めるものであります。

3つに、学校管理に関わる校則についてであります。ジェンダー問題が社会的問題になっている今日、特に中学校の校則内容がジェンダーの定義に照らすと人格を尊重しない内容が多々あるところから、子供の意見を基にした校則の見直しをはじめ、教育の改善を教師、保護者、生徒に呼びかけることを求めるものであります。

次に、建設課関係であります。

1つに、七ヶ浜町町営住宅への入居募集について、今後一般の入居者の受入れが増加することから、七ヶ浜町町営住宅で定められている家賃の減免及び徴収猶予の基準に該当するような入居者世帯に対し具体的事例を示し、分かりやすく制度の周知を求めるものであります。新年度の家賃の減免、軽減の対象となっている世帯に対し、申請に係る通知を対象世帯に行ったことは評価するものでありますが、この通知の内容を理解できない、戸惑う入居者もいることから、申請入居者にさらに聞き取り申請を即する体制づくりを求めるものであります。

また、いまだ転居に伴う畳、ふすま等の張り替えは、経年劣化によるものは入居者負担責任でないことが国交省住宅局が通知している原状回復を巡るトラブルとガイドラインに明記されていることから、条例等の見直しを行うべきであります。

また、町営住宅入居に際して住宅条例第10条での連帯保証人の義務付けについてであります。一昨年の3月に国土交通省住宅局通達で公営住宅管理標準条例において連帯保証人の義務付けの撤廃をしたことに伴い、本町住宅条例においても早急に廃止することを求めます。

また、単身者入居条件についてであります。公営住宅法第23条及び施工令第6条では、年齢を50歳以上の者と記載しています。本町の条例では第6条2項2号に入居者の年齢が61歳以上と記しています。法に準拠した年齢に改善することを求めるものであります。さらに、町営住宅建設に要した費用は約61億円であります。町負担分は起債額の約7億7,200万円であり、新年度末の新災害公営住宅維持基金の積立額は、約17億5,000万円であり、この費用を活用し被災した入居者世帯のさらなる家賃軽減に充当すべきであります。そのためにも、七ヶ浜町町営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱の第7条の被災入居世帯を対象とした条文を廃止することを求めるものであります。

2つに、公園管理についてであります。町による年2回の除草であります。当局も、2回よりも3回が望ましいなどと述べていることから、3回以上の実施を求めるものであります。

町の除草と地区独自の除草についてばらつきが見られることから、5月連休、夏休み前の委託契約を行い施設利用の促進を進めることを求めるものであります。

また、ながすか多目的公園の遊具エリアに敷かれている砂の素材であります。雨上がりには靴底に貼り付き、遊具の両面の汚れになることから改善を求めるとともに、地面の凹凸も多く見られることから、巡回での点検に充足することを求めるものであります。

以上の事業が新年度事業に十分反映されておらず、実施を求める立場から本予算に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 私は、令和4年度セヶ浜町一般会計に賛成をする立場で討論いたします。

今回の予算編成に至っては、上位法等にのっとり前向きな予算が考えられます。

そこで1つ、防災国土強靱化についてですが、急傾斜の促進、それから津波ハザード、これは新しいデータで津波ハザードを更新する。それから内水ハザードマップの作成というように、災害に対応した事業や防災情報の充実を図って、自治会、地区会、これらの活動の促進に貢献しようとしております。この点を評価いたします。

2番目は、教育の場面でございますが、創生ワーカー等の充実、ICT教育の推進ではタブレット活用の幅をさらに広げるという内容のものでございます。ただ、通信教育も充実促進されることを期待しまして、さらなる質の高い教育に取り組む予算になっておりますので、評価したいと思います。

また産業についてでございます。これは特に水産業、地域ブランドの骨幹になるようなものが今回の予算編成の中に入っております。1つは、藻場の確保ということで入っております。それから、フィッシャーマンズチャレンジ事業ということで、トリガイの育成ということで非常に前向きな予算編成になっていることを評価したいと思います。

それから公共交通では、バスロケーションシステムの導入によって乗降者数の増、それから利便性の向上を見込むような改善策に取り組もうとしております。

それから、国策のデジタルトランスフォーメーションの推進では、機能としてはまだまだなんですが、各コンビニの証明交付が始まりまして、これは社会の、我が町のデジタルトランスフォーメーションの普及の第一歩というようなものにしようとしているのが伺えるので、評価したいと思います。

環境面では、環境美化でございますが、海岸漂着物の活動については単なる清掃活動ではなく汚染状態の数値根拠を追求しまして、将来の対策に貢献できるような内容となっております。

ので、評価したいと思います。

それから健康についてですが、ふだん着の健康づくりというゼロ予算のスタートということで、非常に効果が分かりにくい科目でございますが、既存事業のバックアップに入るということなので、既存事業の目的に配慮して地元負担をかけないような方法でコミュニティーの向上を図ることを狙っているの、これを評価したいと思います。

最後に町営住宅でございますが、将来の修繕に備えて計画的な基金が進んでおります。修繕資材の高騰、物価の高騰や部品の廃盤、要は今までつくられているものが当然なくなってしまうという廃盤ですね。それから、施工仮設の人手不足の件費の高騰などが考えられます。さらに計画的な修繕を実施し、入居者の生活を維持できるような予算になっているので、賛成いたします。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は可決することに決しました。

次に、議案第21号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第21号令和4年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算について反対いたします。

毎年の要求であります。一般会計からさらに約1億円の繰入れを行い、近隣市町村中でも高い下水道料金を引き下げることを求める立場から反対するものであります。

初めに、下水道事業会計の主な事業は下水管敷設等に要する起債の償還金返済、施設維持管理費を安価な使用料金と一般会計からの応分な繰入れで賄う事業であります。その基本的な財政計画の指針となるのが、毎回述べております平成17年度から平成21年度までの健全な運営を図るために定めた下水道財政計画を基本としていくべきであります。この下水道財政計画の事業会計総額から照らして、管理費、築造費など新年度事業会計予定総額が年々減少額になっております。新年度予算と比較してみると、歳入では一般会計からの繰入金で財政計画では約4億6,000万円となっているところですが、新年度予算では約2億7,200万円に減額されていると

ころであります。一方、資本費平準化債が2,300万円になっております。この資本費平準化債は、現在の使用者の過重負担分を後年の使用者にも負担してもらう世代間の負担の公平を図るための起債で、町民、利用者の使用料金の負担軽減に寄与する起債であります。資本費平準化債発行で生じた償還金利子軽減額相当分を一般会計からの繰入れで充当すべきであります。

2つは、歳出での総務管理費も財政計画では年間2億円となっておりましたが、新年度事業においては約1億6,500万円となっているところであります。さらなる一般会計からの繰入額を増やすことを求めるものであります。

3つ目、2018年8月に七ヶ浜町下水道料金審議会に対し、諮問事項、下水道事業の適正な使用料の在り方について諮問しておりますが、その諮問理由の最後に、受益者負担の原則を踏まえた適正な下水道使用料の在り方について意見を求めますと記述しております。下水道法第20条の使用料には、公共下水道管理者は条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができるということで、使用量を徴収することになっておりますが、このことを踏まえると、受益者負担の原則とは住民の過大な負担にはならないよう一般会計からの繰入れを行い、使用しなければならぬとも解釈できるものであります。

4つは、令和6年度から公営事業会計に移行することになっていることですが、移行することにより独立採算制となり、一般会計からの繰入れが最低現状額は保証されているのか不安な状況であります。移行に際して、議会及び住民に十分な説明の機会を設けることを求めるものであります。これらのことも踏まえ、改めて一般会計から応分の繰入れを行い、住民負担の軽減を求めるものであります。

よって、新年度事業ではこれらの施策が十分講じられていないことから反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤壮一議員。

○6番（佐藤壮一君） それでは、賛成の立場で討論をしたいと思えます。

令和4年度歳入歳出予算額は5億9,600万円で、主な事業内容は防災、減災のための内水ハザードマップの作成業務委託計上を増額しております。またマンホールポンプ場の改装工事や、町内4地区の鉄蓋改装工事を予定しております。今後も下水道事業整備を進め、下水道を使用する方が衛生的で快適に生活できるよう、施設の計画的な維持管理と事業推進に努めていることから賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第22号令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について反対いたします。

1つは、毎年度の剰余金として積立てされている国庫財政調整基金からの取崩しを行い、国保税のさらなる引上げを行うべきであります。令和3年度での取崩額約8,900万円、積立額が1,200万円と予想されており、基金の積立総額がまだ1億9,300万円にもなっていることから、この必要以上の積立金を計画的に取り崩し、国保世帯の負担軽減に資することを求めるものであります。

2つは、2019年、令和元年度から国庫の県単位化に伴い、国から宮城県に対し特別財政調整交付金として子供の被保険者数に着目した交付金が交付され、交付対象となる市町村に再配分されておりますが、現在その配分がされているかどうか不透明なところであります。この負債分が再配分されているのであれば、充当額を対象世帯の保険税負担軽減に充当することを求めるものであります。

3つは、国の方針に基づき短期保険者証の発行期間を6か月と改善したことは評価するものであります。滞納世帯の生活状況に考慮せず、資格証明書や短期保険証の発行や、資産の差押えを行う制裁は、納税者の健康と生活を脅かす立場からも行うべきではありません。本町での未発行措置を求めるものであります。

4つに、平成30年度において資産割の廃止、さらに新年度からは国の施策に伴う未就学児への均等割の負担分の半額軽減を実施しておることは評価するものであります。また均等割、平等割での税課税が行われているところであります。国保税が著しく高くなる要因となっている所得のない、せめて18歳未満まで均等割の軽減または廃止を実施することを求めるものであります。新年度での一般会計からの未就学児均等割保険料繰入金91万1,000円、75名分から試算すると18歳未満への均等割を約2割近くも軽減できるものではないでしょうか。

5つに、国保税の算出期間を設けることを求めるものであります。後年の加入者との公平性

を図るため、現在の後期高齢者保健事業では2年間、介護保険では3年間のそれぞれ税料の算出期間であります。そして、広域水道においては5か年とを設けているように、国保事業においても税の算出期間を設けることを求めるものであります。

新年度事業において、これらのことが十分反映されていないことから事業実施を求め、反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 1番、佐藤直美でございます。

議案第22号の令和4年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

まず、保健事業に関してでございます。前年度同様、第2期国民健康保険事業実施計画に基づき、保健事業を実施することにしてあります。特定保健事業についても前年度同様に業務委託として実施、そして、糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施しており、引き続き健康増進を図るための生活習慣病予防事業も進めています。そして、特定健康診査等事業では県補助と国保税を財源として、40歳から74歳までの方々を対象に特定健診や保健指導を実施するために、適正に予算を計上しております。

また、未就学児の均等割保険料を軽減し子育て世帯の経済的負担を軽減するなど細やかな配慮も見られることから、令和4年度の予算に賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和4年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第24号令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について反対いたします。

介護保険制度は、少子高齢化が進む中で高齢者などの介護を家族だけでなく社会全体で支え合う制度として、2000年、平成12年度から始まった事業であります。現在23年が経過しましたが、制度の内容は当初から大きく変化している状況であります。その主な内容は、これまで介護給付とされていたものが給付対象から外され、市町村事業への負担の押しつけや利用者の負担増になっているものであります。特に保険給付から対象外とされた地域支援事業は、要支援者の訪問介護と通所介護、民間事業者、ボランティアなどがサービス提供を行う総合事業となりました。この総合事業を保険対象から外すことで給付の削減が進められ、さらに昨年度からは要支援者が要介護者になっても、本人が希望し市町村が認めれば総合事業のサービスを継続できるようになっております。ここにも制度の後退化がうかがわれるものであります。

また、2019年、令和元年度から第2号保険料の介護納付金も加入者割から全面的に総報酬制に移行され、加入事業者の負担を増やし国保補助金の削減が行われているところであります。このように、地方自治体、事業者、利用者への負担の押しつけを推し進めている国に対し、町当局及び町議会は疑問と異議を唱える立場に立つべきであります。このことを強く求めるものであります。

また、高齢者の保険料負担となる第1号被保険者保険料の負担が、制度開始から大幅に引き上げられていることであります。現在の第8期の第1号被保険者の保険料が基準額で約11%引上げされました。第1号保険者の第1期の年間保険料は基準額で3万2,880円でありましたが、現在の第8期の年間保険料は7万4,400円となり、2.26倍の負担増になっているものであります。高齢者の負担が右肩上がりに増えるばかりではないでしょうか。さらに、保険財源負担割合でも明らかであります。制度開始時の第1号被保険者の保険料負担割合は平均17%でありました。現在の第8期での第1号被保険者の保険料負担割合は、居宅給付、施設給付とも23%の負担割合になり、制度開始時から5%の負担増になっております。

しかし、実際の第1号被保険者の負担割合は歳入全体に占める割合では約24.43%、さらに歳出の保険給付に占める負担割合は約26.32%となっているものであります。それに第1号被保険者の1割の利用負担が加算されるものであります。

また、第8期介護保険事業計画での3か年事業計画で想定されている未回収となる約2,252万2,000円を第1号被保険者に上乗せさせることなく、基金から増額負担の措置を改めて求めるものであります。第1号被保険者の保険料負担軽減のため、政府に対し制度開始時の17%に戻すことを求めるとともに、国庫負担についても居宅施設について25%に戻すことを求めるべきではありませんか、町として。

最後になりますが、必要な方に必要なだけのサービスが提供されているのか十分把握されているのか不安でならない状況であります。新年度から利用状況調査を行い、全ての利用者が利用負担となるお金の心配のないサービスを受けられるよう改善を求めるものであります。

以上のことから、この事業に対し反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷明美議員。

○5番（熊谷明美君） 5番、熊谷明美でございます。

令和4年度七ヶ浜町介護保険特別会計に賛成の立場で討論させていただきます。

今予算は、前年度予算と比較すると保険給付費が増額となっております。これは、要介護者認定者の増加を見込んだところによるものでございます。高齢者福祉は、介護予防については顔が見える福祉施設の推進と、地域や町社会福祉協議会と連携し町での見守りや介護予防等の事業の展開が考えられております。そのほか、認知症対策や今後の高齢者福祉を計画することに当たり、第9期介護保険事業計画アンケート調査の実施を盛り込むなど、地域包括支援センターが中心となり介護予防日常生活支援総合事業等に介護保険サービスが適切かつ有効に利用される内容となっております。高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし、介護する方もされる方も共に支えることができる暮らしが実現できるような予算となっていることから、賛成とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第25号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について反対いたします。

平成30年度に保険料改定が行われ、高齢者の負担となっている保険料が引き下げられたことは、改めて評価するものであります。さらに、改めて後期高齢者医療制度そのものが高齢者、国民にとって何の利益もつながらない制度であることを訴え、さらなる改善、廃止を求めるものであります。

そもそも、この制度の趣旨である高齢者の医療に関する法律第1条高齢者の医療費の適正化を推進するための計画作成等とうたっております。これでもお分かりのように、高齢者の医療抑制が最大の目的になっている制度でありました。以前の老人保健制度では、第1条に国民の老後における健康の保持、中略、もって国民保健の向上及び老人保健の増進に努めることとうたわれております。文字通り、高齢者の方々を敬い慈しむ制度でありました。それが、排除される制度に変わったとも言わざるを得ない制度になりました。発足当時の改善、盛り込ませた保険料の軽減措置がされていた低所得者への応能割、応益割と、元被扶養者の応能割も次々と廃止されたこと、同制度が高齢者人口割合が増えれば若人の世代間の公平を図るという口実で高齢者の保険料が上がる仕組みになっていることから、国に対して軽減措置の復活を求めるとともに、軽減措置が再度設けるまで、町独自施策を実施することを求めるものであります。

後期高齢者制度の具体的な問題点を改めて述べたいと思います。

1つは、毎年述べておりますが、この後期高齢者医療制度は、当初独自の診療報酬体制を設けておりましたが、日本医師会、国民の世論に押され診療報酬体制は廃止され、制度として残っているのは保険料の徴収と健康診査事業であります。この事業を行っているのは各市町村、自治体であります。後期高齢者広域連合の仕事は、各市町村、自治体で十分行える業務であります。この制度が実施される前の高齢者の医療制度では老人保健医療制度で、高齢者の保険料負担はありませんでした。このことを見ただけでも、高齢者への費用負担の押しつけであることも明らかであります。

2つに、発足年度から低所得者に対する措置がされていた制度全てが廃止された状況であります。これまでの低所得者への応能割、元被扶養者への応能割が廃止されたことで、低所得者の軽減策として措置されていた応能分を年金収入額で211万円で、年額約4万円弱の負担増となっていることも明らかであります。また、75歳になる時点で子供や夫に扶養されていた方についても廃止されている状況であります。これについても、年額3万円以上の負担となっている状況であります。

冒頭に説明したように、保険料の高い設定で国民世論に押され、発足当時から設けていた軽

減措置で恒久的な制度として定着させてきた制度でありましたが、国民に知らされることもなく、これらの軽減措置全て廃止となりました。国に対し、復活、継続を求めることが町当局の義務ではないでしょうか。さらに、町独自施策として低所得者への不安の措置をすべきであります。

3つ目は、普通徴収保険料が3,521万8,000円で保険料徴収率の8.3%と計上されておりますが、この対象者は年金受給年額18万円以下の高齢者であります。さらに、保険料滞納繰越金7万5,000円が計上されておりますが、この滞納対象者も年金受給年額18万円の方であります。本町において現在発行者は出ておりませんが、滞納された高齢者に対し、制裁として短期保険者証を発行している制度をいまだ設けていることでもあります。後期高齢者医療制度では、このような年金天引きすることが生活実態から好ましくないことから、直接徴収となったものであります。高齢者の経済状況を考慮した対応と、福祉の向上と健康保持の立場から、本町での短期被保険者証の発行事業は廃止すべきであります。

最後になりますが、同制度の法律第100条では、若年人口の減少に伴う措置として、平成20年度の高齢者人口と若年人口を基準として2年ごとに後期高齢者の保険料の負担割合を若年の人口減少率の2分の1の割合で引き上げ、その分、支援金の負担率を引き下げる条文であり、高齢者の保険料が改正のたびに増える仕組みになっていることでもあります。高齢者の負担ばかりふえる制度は廃止すべきではないでしょうか。町長は、長年社会に貢献された高齢者が住みなれた七ヶ浜で安心して医療と福祉が受けられるために、経済的負担、不安のない制度を国に求めるとともに、高齢者に寄り添った町独自の支援策を講ずるべきであります。

以上のことが新年度事業においても反映されていないことから、予算に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 3番、仁田秀和でございます。

私は、議案第25号令和4年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本制度は、平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わり、75歳以上の方と一定の障害が認定された65歳以上の方が加入し、医療給付等を受けることができる制度でございます。加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことであり、令和4年度の歳入歳出予算額は2億2,385万3,000円、前年度比12.1%増と、被保険者の増加が見込まれることから適正に予算措置を執られているものと評価

いたします。

また、低所得者等に対する保険料の軽減措置のための保険基盤安定繰入金を4,765万4,000円と対前年度比9.8%増で計上されており、低所得者等にも配慮されております。そして、団塊の世代を迎え、被保険者数の増加や高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、制度を安定的に持続するために現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ、公平に負担し合うことが重要であることから、その理解を深めるための周知徹底を今後も継続されるなど、被保険者の方々が必要な医療を安心して受けることができるよう、令和4年度においても円滑な執行に努められることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで一旦休憩させていただきます。11時10分に再開いたします。7分の休憩です。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、議案第26号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第26号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算について反対いたします。

当事業では、仙南・仙塩広域水道事業との度重なる受水契約金額の引下げにより、一昨年から3か年1契約当たり基本料金を500円軽減したことは、高過ぎる水道料金の引下げを求める町民の声と、私ども日本共産党議員団の水道事業の健全運営を求めてきたことに対応されたことは一部評価するものでありますが、水道法の第1条の目的から照らせば、仙南・仙塩広域水道の平成22年度から令和2年度までの3度に及ぶ受水契約金額の引下げでさらなる引下げが可能なことから、同事業の問題点を指摘し、新年度事業で改善を求めるものであります。

1つは、仙南・仙塩広域水道との平成22年度から令和元年度までの10か年の受水契約料金の

2度の改定で、引下げによる支払い金額が約6,000万円削減されております。この金額についても、使用料金の引下げに充当することを求めるものであります。

2つに、仙南・仙塩広域水道事業との令和2年度から令和6年度までの受水契約内容であります。その日量有収水量は5,800トンであります。平成29年度3月に策定した七ヶ浜町水道事業経営戦略における、言わば2年度の有収水量予想は日量4,540トンで、令和6年度は日量4,370トンとなっております。令和2年度予算書においても1日平均配水量が4,520トンしかないにもかかわらず、日量5,800トンの契約をしたのであります。必要のない1,200トンの受水料金まで町民に負担を負わせている状況であります。この過大な見積りによる負担分は町が責任を負うべきではないでしょうか。仙南・仙塩広域水道事業から受水契約をしているのは17自治体であります。前回の契約期間中に塩竈市が平成28年度に、白石市が平成29年度に日量100トン減額する契約をしている状況であります。次年度の減水契約を本町でも行うことを求めるものであります。

さらに指摘しなければならないのは、本町の最終受水契約量であります。本町の最終受水契約量は日量1万900トンであります。この最終受水契約年度は現段階では定めのない未来永久とも言える最終受水契約内容であります。さきにも述べたように、新年度における本町の1日の予定使用量は約4,520トンであります。実態に即した最終受水契約量にすべきであります。そこで問題にしなければならないのは、宮城県の仙南・仙塩広域水道事業における取水量と関連する自治体への総配水量の関係であります。仙南・仙塩広域水道事業の取水契約は、ダム取水日量30トンと白石川からの稼働取水日量29万5,000トン、合わせて日量59万8,000トンであります。仙南・仙塩広域水道事業では、白石川からの稼働取水日量29万5,000トンの受水契約はいまだ中止にはなっておらず、平成2年度事業開始から現在においても棚上げ状況であります。仙南・仙塩広域水道事業の計画受水量が実態にそぐわない過大な計画とも言わざるを得ない状況になっております。仙南・仙塩広域水道事業に対し白石川からの稼働取水契約の中止を求め、改めて日量平均配水量約19万トンでしかない実績配水量に即した最終受水契約に改めることを求めるものであります。実際に即した受水量に見直せば、支払いのない年間6,000万円を料金引下げに充当できるものであります。

3つに、仙台市からの受水料金のトン当たりの料金が、仙南・仙塩広域水道事業と比較すると相変わらず高い料金で設定されていることであります。仙南・仙塩広域水道事業のトン当たり116円ありますが、仙台市は279円と2.4倍に近くになっております。このことは、本町の1日の受水量の7.9%しかないのに支払う金額は全体の17.2%と割高になっていることも明らか

かであります。なぜ少量の高い水を買わなければならないのでしょうか。さらに、令和3年度から特例解除により契約日量水が1,000トンとなりました。現在の水量使用料でも令和3年度以降の仙台市との受水料金が年間約683万円増加し、約4,080万円の受水量料金の支払いとなり、さらなる住民の負担となることから仙台市との契約水量の見直しを求めるものであります。特例時の日量水400トンに見直せば、年間で、こちらについても約6,000万円削減できるではありませんか。

4つに、いまだ多額の現金預金がため込まれていることであります。震災前の現金預金額は7億3,456万円でしたが、震災復旧事業で目減りするどころか、令和4年度末での未収金を除く現金預金額は約15億7,947万5,000円と相変わらず倍以上の状況になっているものであります。さらに、今後の送水管の老朽化に伴う入替えには起債が認められていることから、このような必要のない現金預金の計画的な取崩しを行い、さらなる町民の負担軽減を図ることを求めるものであります。

5つに、国の上下水道と工業水道用水の運営権を民間に売却する、宮城型管理運営方式についてであります。売却先はフランスの水道大手、スエズ、前田建設などをつくる企業グループが新年度から運営することになります。この運営権の売却は県に関わる部門ではなく、運営権者には、今後、受水自治体、市町村の上水道、下水道、集落排水、浄化槽事業なども委託できることも明らかになっている契約であります。運営権者は契約期間20年で約287億円以上のコスト削減の事業計画を示しております。その削減内訳を見ますと、人件費で安上がり約167億円減、動力費で約47億円減、減価償却は未計上、設備更新は347億円減と今ある設備を20年間もたせて、20年後に戻されたときはぼろぼろの機械設備となり、契約満期で県がこのように買い戻した時点では、さらに県の負担で新たな機械設備更新をせざるを得ない状況になることは明らかであります。そして純利益は何と92億円、この利益には減価償却なども含まれていないので運営権者の純利益となり、株主配当に充当されるものであります。命の水を水源から蛇口まで大企業のもうけに売り渡すべきではありません。町当局は民営化になることを住民に十分な説明もせず、県に異議を申し出ることもないことに怒りを持つものであります。七ヶ浜町町民の命の生活の水を守るために県に対し契約解除を求めるべきではないでしょうか。

このようなことが新年度事業予算に十分反映されていないことから、反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。小林倫明議員。

○2番（小林倫明君） 2番、小林倫明です。

議案第26号令和4年度七ヶ浜町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。
令和3年度に引き続き水道ビジョン及び施設更新計画に基づき、施設整備を行う予定であること、災害復旧復興事業に国庫補助金を活用したことに伴い、一時的に増加した留保資金により令和2年度から3年間の予定で実施されている水道料金軽減を令和4年度も継続すること、今後も小さな町に大きな安心を、暮らしを支える水道を基本理念とし、安全で安心な水の安定供給事業運営に努めていくことから、令和4年度の予算に賛成するものです。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は可決されました。

—

日程第9 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議員提出議案第1号ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議を議題といたします。

提出者、仁田秀和議員へ説明を求めます。登壇を願います。

[3番 仁田秀和君 登壇]

○3番（仁田秀和君） 3番、仁田秀和でございます。

議員提出議案第1号について説明いたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議を地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

内容は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議。ロシアは、2月24日ウクライナに軍事侵攻し、隣国の主権と領土を武力で踏みこむ暴挙に出た。これは国連憲章及び国際法に反し、人道的にも反する明らかな侵略であり、国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態である。また、核の使用をほのめかし世界を恫喝するなど言語道断であり、断じて容認することができない。我が国は、ロシアに対して国際社会と連携し、より強固な経済措置を断固行うべきである。よって、本町議会はロシアに対し厳重に抗議するとともに、即時に攻

撃を停止し部隊をロシア国内に撤収することを強く求める。また日本政府においては、在留邦人の安全確保に全力を尽くしながら国際社会と強く連携し、最も厳しい経済措置をはじめとする厳格な対応を執ることを強く求める。

以上、決議しようとするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。仁田秀和議員、降壇願います。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—

日程第10 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、これより一般質問を行います。

最初に、5番、熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔5番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番、熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、「ヤングケアラーの現状把握と支援策は」と「5歳から11歳の子供への新型コロナウイルスワクチン接種の取組は」の2問を質問をさせていただきます。

質問に入る前に、今日、3月11日である東日本大震災から丸11年になりました。ここで、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族様、被害に遭われた全ての方々に哀悼の意を表し、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは1問目、ヤングケアラーの現状と把握支援策はでございます。

本来、大人が担うと想定されるような病気の親の世話や祖父母の介護、兄弟の世話、家事などに日常的に追われる18歳未満の子供をヤングケアラーと呼んでいます。一般社団法人日本ケ

アラー連盟のヤングケアラープロジェクトでは、ヤングケアラーの具体例として、障害や病気のある家族に代わり買物や料理、掃除、洗濯などの家事をしている、家族に代わり幼い兄弟や障害のある兄弟の世話をしている、目を離せない家族の世話や見守り、声がけなどの気遣いをしている、がんや難病、精神疾患などの慢性的な病気の家族の世話や障害や病気のある家族の世話、アルコール、薬物、ギャンブル問題を抱えている家族に対応している、家庭、家計を支えるために労働している等の事例を紹介しております。

昨年5月17日、厚生労働省と文部科学省による合同プロジェクトチームは、支援に関する報告書を取りまとめました。その内容を見ますと、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいいため、地方自治体での現状把握が不十分であることや、支援につなぐための窓口が明確でない、社会的認知度が低い等の現状が挙げられています。そこで福祉、介護、医療、教育と関係機関が連携しヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる必要があるとされました。その国の動きに全国の都道府県や政令指定都市などの自治体も動き始めております。

国の令和4年度予算概算要求の概要を見ますと、主な現状と課題策は大きく3つ、早期発見、把握、そして相談支援などの支援策の推進、そして社会的認知度の向上となっているようです。本町においても、現状の把握や支援策が必要と考え、以下の5点を伺います。

1点目、厚生労働省、文部科学省の合同プロジェクトチームが発表した国の初となる実態調査の結果は、中学生の約17人に1人、高校生の約24人に1人がヤングケアラーで、介護などを始めた年齢の平均は小学生に当たる9.9歳だったという数字が出ております。静岡県や大分県、山梨県、札幌市、仙台市等、11の都道府県や政令指定都市の自治体が調査済みや、また調査を開始し始めるということで意見が上がっております。本町におけるヤングケアラーの実態調査はしているのか、またしていないのか、していないのであれば、実施すべきと考えますが、当局の考えを伺います。

2点目、ヤングケアラー本人やその家族への相談窓口の設置や、SNSを活用した相談体制の考えを伺います。

3点目、ヤングケアラーコーディネーターやスクールソーシャルワーカーの配置、関係機関の職員研修を考えているか伺います。

4点目、訪問型の相談支援や、家事育児支援オンラインサロンの活用や実施は考えているのか伺います。

5点目、ヤングケアラーの理解度を高めるために、町広報紙やホームページへのヤングケア

ラーの掲載、それから、ポスター作成など広報活動や、また町民等が講演会などでヤングケアラーを知る、そのような講演会等を開催しないのか伺います。

続いて、2問目でございます。

2問目、5歳から11歳の子供への新型コロナウイルスワクチン接種の取組でございます。令和4年1月21日に5歳から11歳までを対象とする小児向け新型コロナウイルスワクチンが薬事承認されました。今回のワクチン接種は、緊急の蔓延防止の観点から特別臨時接種に位置づけ設置されたもので、予防接種法の努力義務の規定は適用されないとされています。接種対象となる本人や保護者が正しく理解し接種を受けられるように、以下の4点を伺います。

1点目、現時点においてオミクロン株に対するエビデンスが確定的でないことを踏まえ、国では、小児のコロナワクチン接種について努力義務の規定は適用しないとしました。感染拡大している現在、感染者の年齢層を見ますと10歳以下の小児の感染がここ2か月以上100人を超えるというような数が出ております。接種するかどうかは子供本人、そして保護者の判断になりますが、接種によるメリット、デメリットなど子供に関わる人に対して周知徹底する考えはないか伺います。

2点目、接種後の副反応や12歳以上用と小児用でワクチンの接種ルールが異なることへの対応を考え、医師会や県と連携して小児科の医療機関での個別接種を考えていないか伺います。

3点目、接種スケジュールと2回目接種までの間に誕生日を迎えた年齢をまたいだ場合の考えを伺います。

4点目、接種後の小児接種に関する町の相談体制はどのようになっているのか、また国や県が実施している相談体制の周知を行うのか伺います。

以上、町長の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、ヤングケアラーの現状把握と支援策は、2問目、5歳から11歳の子供への新型コロナウイルスワクチン接種の取組はについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 初めに、本日で震災から丸11年となります。犠牲になられた皆様に心からの追悼の誠をささげたいと思います。

それでは、5番、熊谷明美議員の1問目の御質問、ヤングケアラーの現状把握と支援策はについてお答えいたします。

まず初めに、ヤングケアラーについては、その名称や概念自体の社会認知度が高いとは言え

ないと思いますが、国においては初めて全国的な調査研究が行われ、報告書が作成されました。つきましては、これから国としての取組が始まろうとしている段階であることを踏まえての回答とさせていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。

それでは1点目の御質問、本町でのヤングケアラーの実態調査を行っているのか。行っていなければ実施すべきと考えるがについてお答えをさせていただきます。本町においてヤングケアラーの実態調査は行ってはいないところでございます。先ほども説明いたしましたが、ヤングケアラーについては調査対象となる児童生徒の認知度がまだまだ低く、調査の進め方によっては家族の世話やお手伝いをする子供の全てが誤解されてしまう恐れがあり、現段階ではアンケート等の調査による実態の把握は難しいと捉えております。しかし、町の母子保健事業や学校等から従来の児童家庭相談としての情報をもとに、実態の把握や対応を行っているところであります。

2点目の御質問、ヤングケアラー本人やその家族等への相談窓口の設置やSNSを活用した相談体制の考えはについてお答えをさせていただきます。現在も、子ども未来課が担当課として児童生徒及びその家族等の相談窓口として対応しているところであります。SNSについては外部リンク、内閣府のチャットボットなどを積極的に活用して対応しているところであります。

次に3点目の御質問、ヤングケアラーコーディネーターやスクールソーシャルワーカーの配置、関係機関の職員研修の考えはについてお答えをさせていただきます。ヤングケアラーコーディネーターにつきましては、本町の要保護児童対策地域協議会の調整担当者が関連のある宮城県主催の研修を受講しており、ヤングケアラーコーディネーターとしての役割を現在担っております。またスクールソーシャルワーカーにつきましては、既に学校に配置されております。研修につきましては、今後国において実施するとしておりますので、当町においても研修会等への参加をするなど、熟度を高めてまいりたいと考えております。

次に4点目の御質問、訪問型の相談支援や家事育児支援、オンラインサロンの活用や実施の考えはについてお答えをさせていただきます。現在、訪問型相談支援として新生児全戸訪問、これは赤ちゃんパッケージ配付、7か月時ですね、新生児全戸訪問やにこにこ訪問、さらに支援が必要な世帯には養育支援訪問を実施しており、養育支援訪問においては家事育児支援も行ってあります。いずれもヤングケアラーに特化したものだけではありませんが、各種母子保健事業等において、今後も相談や支援に係る対応に取り組んでまいります。オンラインサロンにつきましては、2点目の回答と同じになりますが、現時点では外部リンクとの積極的な活用を

行うことによる対応としているところでございます。

次に5点目の質問、ヤングケアラーへの理解を高めるために町広報紙やホームページへの掲載、ポスター作成などの広報活動や講演会の開催の考えはについてお答えをさせていただきます。厚生労働省、文部科学省として今後取り組むべき施策の中に、社会的認知度の向上として広く国民に対する広報啓発の促進等が挙げられており、国においてポスターやリーフレットを作成し、関係機関や団体へ配布するとしております。さらに、広報動画の作成なども検討しているようであります。ヤングケアラーについては、国、そして宮城県においても取組が始まったばかりでございます。当町といたしましては、町広報等の掲載など今後の国や県の取組状況も見ながら、周知啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に2問目の御質問、5歳から11歳の子供への新型コロナウイルスワクチン接種の取組はについてお答えをさせていただきます。まず現在、当町で実施しています5歳から11歳までのお子様に対する新型コロナウイルスワクチンの接種の取組について述べさせていただきます。対象となるお子さんに対しては、2月25日に接種券を発送し、3月1日より予約の受付を開始しております。接種については3月9日から塩竈市の赤石病院で始まっており、準備が整い次第、坂病院でも接種できるようになる予定でございます。

1点目の御質問、接種するかは子供と保護者の判断になるが、接種によるメリットデメリットなど子供や関わる人に対して周知徹底する考えはについてお答えをさせていただきます。

熊谷議員が質問の中で述べられているように、今回の小児用ワクチンに関して、国では接種の努力義務の規定を適用しておりませんが、特に慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など重症化リスクの高い基礎疾患を有するお子様には接種を勧めております。接種券に同封する形で厚生労働省が出しているパンフレット、5歳から11歳のお子様と保護者の方へ新型コロナワクチンの接種についてのお知らせにて、ワクチンの効果、安全性の概要等をお知らせしております。新たな情報については、適時、厚生労働省のホームページに掲載されますので、保護者等が確認していただき、ホームページを御覧になれない方につきましては、役場や個々のかかりつけ医で相談を受けることとなります。

2点目の御質問、医師会や県と連携して小児科等の医療機関での個別接種を考えているのかについてお答えをさせていただきます。国から、接種体制について小児への接種であることを踏まえ、通常の副反応対応に加え入院が必要となった場合等に適切な対応がとれる体制が必要ということがあり、小児科がある入院施設を完備している病院での個別接種として実施してお

ります。

3点目の御質問、接種のスケジュールと2回目接種までの間に誕生日を迎え、対象年齢をまたいだ場合の考え方はについてお答えをさせていただきます。国の考えとしては、1回目と同じワクチンを接種することが望ましいとの考えから、本町においても同様の取扱いにしたいと考えております。

4点目の御質問、接種後の小児接種に関する町の相談体制は、また国、県で実施している相談体制の周知方法はについてお答えをさせていただきます。小児接種につきましても、12歳以上の接種と同様に接種後の注意事項、相談窓口と記載されている厚生労働省のパンフレットを接種券に同封して送付しているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1問目の実態調査でございます。ただいま、町長の答弁でアンケート調査は行わないというような、今のところ予定はしていないというようなお話でございますけれども、早期発見、またその実態を把握するためには、まず町独自の調査を進める、前向きに調査を進めるというような姿勢が大事だというふうに思います。確かに、アンケート調査をするだけでは実態が分からない場合もございます。それぞれの、また学校だけではなくてそれぞれ福祉関係、また児童関係の方々の御協力も必要となってくるとは思いますけれども、まずはその調査をしていくという姿勢、その部分をしっかりやっていくというような形の御意見を伺いたいと思いますけれども、その考えを回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その調査についてはマスコミ等でも報道されていると思うんですけども、今、宮城県で令和4年度において18歳未満のヤングケアラーの実態を調査するということになっておりますので、重複しないように、町がしないのではなくて重複しないように、そういった形の県としてもやっていくというふうなことで、予算化もされているというふうなことから、それで実態調査を小・中・高を通じ実施するというふうなこととしているようでございますので、幅広くやるというふうなことでございますので、その辺の調査をどうされるのか。その辺も踏まえて、把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 確かに県のほうの内容を見ますと、調査というところが一番最初に出て

きているようでございます。過去というか去年のほかの都道府県で調査をされたところを見ますと、大体が中学生、高校生対象にされているということでございますけれども、やはり先ほど私が述べたようにヤングケアラー、介護が始まった、親の面倒見るのが始まるのが小学生、9.9歳というような年齢から始まっている状況を見ますと、ぜひ小学生からの実態調査を盛り込んでいただきたい。また県のほうでどのような、今町長が小・中・高というふうにおっしゃいましたけれども、もし県のほうで中学校と、それから高校生のみだというふうになった場合には、本町に関しては小学生の部分も枠に入れていただきたい。また、あと国といたしましては今度二十歳、大学生に対しても調査を行うというようなお話も流れてきております。やはりその部分、県と重複しないようにというお話でございますけれども、その状況を見ながら、本町といたしましては小学生、それから大学生等の状況も把握する、そのような調査をする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては先ほど申しましたが、宮城県のほうで昨年、2021年8月から12月の、ちょっと母数は分からないんですが調査をしているんですね。そういったときにヤングケアラーに関連して、独り親で兄弟が多いといった傾向があり兄弟の世話をしているケースが多かったというふうな調査もあるんですけども、今後、宮城県のほうで令和4年度で行うそういった内容がどういったものなのか、その辺の詳細も把握しながら、うちの町の実態も把握してまいりたいと考えているところです。ただ、このヤングケアラー、回答の中でも申し上げましたけれども、概念というのがいま一つつかめていない。例えば、買物、掃除、料理、洗濯などの家事をしているというふうなことも1つのヤングケアラーというふうな勘定に入ってくる。幼い兄弟の世話をしている、それを家族に代わってやっているというふうなことでどこまでやっているのかとかですね。あとは、障害や病気の兄弟の世話や見守りをしている。あとは、目の離せない家族の見守りや声がけなど気遣いをしている、これもヤングケアラー。あとは、外国人だと思うんですけども、日本語が、第一言語を話せない家族や障害のある家族のための通訳をしている、そういった方もヤングケアラー。さらには家計を支えるために労働をして、病気や障害のある家族を助けている。あとアルコール、薬物、ギャンブル、さっき熊谷議員さんがおっしゃった問題を抱えている家族に対応しているとか、がんとか難病、精神疾患など慢性的な家族の看病をしている、この看病というあれがどこまでなのか。あとは障害や病気のある家族の世話をしたり、あとは入浴やトイレの介助をしているということまで入りますので、その辺が、今後の調査の内容とか一体どういったことの詳細まで把握されるのか、宮

城県で今後やるとするものはどうなのか、うちの町ではどういうふうなことが必要なのか、その辺も踏まえて、今後見ながらやってまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 確かに、もう本当にヤングケアラーという何か耳新しいようなことでございますけれども、やはり今おっしゃった町長のお話の中で、そういうことをすることによって学業だったり、それから、子供たちが普通の日常生活を送るためのところに支障が出てくるというようなことで、やはりヤングケアラーというようにところに置かれてくるのではないかなというふうに思っております。まずいろいろ5点目まで、ほとんど今町長のお話も入っているところでございますけれども、まず調査に関しまして県の状況を見るということもありますけれども、あとはやはり1回と限らず、やはり子供さんが成長するに当たって親御さんが急に介護が、または手助けが必要な状況になるということもございます。調査後に、そういうふうな家庭が出てくるという可能性もございますけれども、やはり定期的に調査というのはしていくべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺も計画に入れる考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） なかなか、そのヤングケアラーの把握といいますか、家族そのものが自分たちでしなきゃいけないと思っているということで、なかなか顕在化しないという部分もあるんですね。そして、そういったことをやっているということで自覚といいますか、それが普通だと思ってやっているところであったり、それを改めてあんまり表に出すと、そういうことをやっているということで、また別の、ある意味ではいじめではないと思いますけれども、いじめとかそういうレッテルを貼られるというのもどうなのか、その辺のデリケートな部分もあるので、ただ、家族とかの部分については介護したりするというのが、これは本当に家族として当然だというふうなことでの感覚を持っている方が多いかもしれませんので、それをある意味ではSOSが出せるように顕在化させていくというか、見える化していくことが大事なのかなとは思っています。ですから、そういったことも踏まえて子ども未来課を中心にそういった状況の把握に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうですね。やはり注意しておくべきことというのは、ヤングケアラーについて正しく知識を必要とする、これは当事者だけじゃなくて、もちろん子供さん自身も自分がヤングケアラーだというふうに気づいていない、また親御さんにしては、子供が親の面倒

を見るのは当たり前と言うとおかしいですけれども、申し訳ないなという思いもありながら子供さんの応援をいただくというようなことは、これは特に恥ずかしいことでもなく卑下することでもございませんが、やはりその周りの人たちだったり、それから社会がヤングケアラー、またそのヤングケアラーを持っている家庭に対して偏見、差別があってはいけないというようなことでございますので、やはり適切な状況と、それから判断、それからあと皆さんの正しい周知ということが大事になってくるというふうに考えております。

そこで、2点目に移りたいというふうに思います。相談窓口の件でございますけれども、神戸市は昨年6月から20代も含めたヤングケアラー、若者ケアラー、その関係者を対象にして専門相談窓口を開設いたしました。本町におきましては、先ほどそれに特化した窓口というのは考えられないようではございますけれども、やはり今後調査をするに当たって、まただんだんそういうふうにヤングケアラーというのが浸透していく中で、いろいろ相談事が出てくるというふうに思いますけれども、やはり子ども未来課の中、また専門の相談窓口というのが開設必要になってくるのではないかなというふうに思っております。ただいまの神戸市にしましては、2か月間で電話やメール、来所などで約45件の相談が寄せられたということで、規模的には県と町では違うかもしれませんが、本町においてもそのようにヤングケアラーの方がいるような、ちょっと情報も耳に入ってきておりますので、やはり相談を受けるというのは大事だと思いますが、窓口の設置をもう一度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 2問目の御質問でございますけれども、実際、先ほど町長の回答にもありましたように、子ども未来課におきまして総合的な子供の相談、子供本人、そしてその御家族、そして関係する皆様の方々から相談を受けております。その中で、ヤングケアラーに該当するという事案もございます。ですので、ヤングケアラーだけに特化した相談窓口というよりも子供に関する相談窓口として、今後も子ども未来課として対応してまいりたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 先ほど、その相談支援に関してですけれども、4点目にもちょっと係ってきますけれども、どちらかという、訪問等でも乳幼児とかちっちゃなお子さんに対する相談という、ちょっと私イメージとして取ってしまっているんですけれども、対象年齢が小学校の高学年あたりから大学生ぐらいまでが相談の対象になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺も念頭に置いての相談窓口の考えであるというふうに理解してよ

ろしいのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほどの町長の答弁にも、訪問型の相談事業として小さいお子さんのほうを例に取って申し上げた次第でございますが、もちろん小学生から中学生、高校生、18歳まで対象とした窓口として実施しておりますので、そういった学生、小学生から高校生までも、しっかりと相談窓口として対応している状況でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、3点目のヤングケアラーコーディネーター、それからスクールソーシャルワーカーの配置、それから関係機関の職員研修について伺いたいと思います。本町におきましても、スクールソーシャルワーカーさんがいらっしゃるということは重々承知しておりますけれども、このヤングケアラーに特化した状況を見たところ、今スクールソーシャルワーカーさんがどのくらいの仕事量でされているのか分かりませんが、ここに調査の結果、本町においてもヤングケアラーの対応として、このスクールソーシャルワーカーさんがどこまで入っていただけるかというところが、ちょっと懸念されるところでございます。人数が多ければ多いほどいいというわけではございませんけれども、やはり有効に活動していただくために、やはり今の現状のスクールソーシャルワーカーさんの数でよろしいのか、そういうところをちょっと伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 今現在の状況としましては、スクールソーシャルワーカーにこういったヤングケアラーに関わるような事案があるというふうな認識は持ってございませんし、そういった特にヤングケアラーとしての事案があるというふうな報告は受けていない状況でございます。今後の中で、相談の中でそういったケースが出てくれば適宜対応してまいるというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） やはり皆さん社会全体がですけども、スクールソーシャルワーカーの認知度が低いということもありますし、きっとその中で学校の子供さんの生活の中で、例えば不登校になっている理由とか、そういうのはきちんと把握されているとは思いますが、不登校だったり学業が遅れているという原因の1つの中に、家族の介護だったり面倒を見るといような、家事の負担が大きいということで影響されているかどうかというところを注意して見てもらっているかどうかというところは、意識の問題も大事ではないかなというふうに、

やはりそういうふうな子供さんがいらっしゃったときに、もしかしたら家庭の中でそういうふうな生活をしているのではないかなというところを見ていただくということも大事になってくると思うんですけれども、やはり調査だけではなくて、日頃の生活の中でスクールソーシャルワーカーを念頭に置いていただけて見ていただくというようなことも大事だというふうに思っております。それでコーディネーターの話でございますけれども、このコーディネーター、国は1市町村がコーディネーターを配置した場合、全額補助金を出すというふうなことを言っているところがございます。やはりちょっといろいろお話を聞いてみると、このコーディネーターはすごく大事だなというふうに思うんですね。やはり子供はなかなか自分がスクールソーシャルワーカー本人だというふうに気づいておりません。また家族も、それが当たり前だというふうに思っております。ですけれども、やはりそこにスクールソーシャルワーカーさんだったり、またコーディネーターさんだったりが入ってきたところによって、きちんと支援が受けられる、介護を受けている側から、それからあと家事をやっている子供側、どちらもうまく、やはり生活していけるように、また日常生活が送れるように、それを采配というか配分するのがコーディネーターさんの大きな仕事になってくると思うんです。やはり、介護職員さんも例えば訪問介護をしたときに、もしかしたらこの子供さん、ヤングケアラーさんと名前が出てこないかもしれないけれども、大分うちの仕事をやっていて勉強大丈夫なのかなというふうに思う家庭もいらっしゃるかもしれないんですね。やっぱり、そういうふうなときにコーディネーターさんにお知らせをして、そこで会議を開くなり何なりして適切な支援を必要というふうな形になっていると思うんですけれども、先ほど町長が特化した、特化というか大変に優秀なコーディネーターさんがいらっしゃるといようなお話でございますけれども、やはり本町にそういう方が来ていただく、また相談とか会議とか開いていただくというところをきちんと、やっぱり計画的にやっていかないと、あっという間に、全国的にやっているところでございますので、本町が遅れてしまうというところもあります。そういうところをきちんと手を挙げてといたしますか、やっていく考えはないか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） やっぱりそのスクールソーシャルワーカー、そしてうちのほうの子ども未来課にいる調整担当者も含めて、ヤングケアラーだから困っているでしょ、大変でしょと言うと、なかなかそれというのは表に出てこない。結局はやっている子供、手伝っているというかその子供がやっていることが全否定されることになるわけですから。ですから、我々のほうとしては、できるだけその子と長くつき合っていくというか、その状況を把握してつながると

ということが一番求められるんじゃないかなというふうな部分では、そういう人的な配置も含めて、そして実態の把握も含めて、今後町としてもやってまいりたいと思っているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうなんです。子どもは、もうこういう支援があるよとか、こういうふうにしたほうがいいよとかというよりは、やはり、自分と同じ悩みだったり大変な思いされている、そういうふうな人たち同士で話し合う機会も大事だと、そこでまたこういうふう頑張っているんだと、また自分の思いを聞いてもらえる、聞いてもらえるだけでうれしい、そういうふうなところで、またあしたも頑張ろうというふうな思いも出てくるというようなことでございますので、4点目のオンラインサロン、これを国でもいろいろと考えていらっしゃるようですし、また埼玉県はヤングケアラー条例というのを作りまして、積極的にヤングケアラーに対して支援の考えを示しているところでございます。私もちょっとオンラインサロンのやっていると見たことがあるんですが、本当に最初は子供さんたちが心を打ち解けていないんですけども、いろんな話をしていくうちに、これが困った、あれはどうしているというようなことが出てくるということで、このサロンというのもとても大事だなというふうに思います。これはまだ、国もやりますけれども、やはり将来的に町独自でも、ぜひそういうふうな子供さんたち、それは町内だけじゃなくて宮城県内の中でも、そういうふうなサロンを開いてみんなでやはり子供たちを支えていくというようなことが大事ではないかなと思いますけれども、サロンの将来的に開催をする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほども町長からの回答にはありましたように、今現在、国や県の取組が始まったばかりでございます。こちらのオンラインサロンにつきましても、今後の状況を見ながら検討になってくるものと考えられておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 多分、これ皆さん見たことあると思うんですけども、これはオンラインサロンの案内ではなくて、宮城県、それから仙台市のラインの相談で、ここにヤングケアラーさんのことも書いてあるんですね。やはり県でこのようにSNSを使って相談体制をしているところでございます。やはりその相談体制の中でも、これは何ていうんですか、プライバシーを考えて相談体制をつくっているということでございます。やはりその相談体制と、それ

から思いを吐き出せる、そのような支援の策が大事ではないかなというふうに思います。それから、もう一つの支援の体制の大事なところというのは、やはり家庭の中で面倒を見なきゃいけない小さな子供さんを持っているところは、やはり先ほど言っていましたけれども、乳幼児訪問等で見つけていただくというようなことをごさいますけれども、そういうふうな中でしっかりケース会議等を開いていただきながら、ヤングケアラーに対して、ひとつやっぱりヤングケアラーというのを念頭に置いていただいてのケース会議等を考えていただきたいと思いますが、その思いを伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 何回も繰り返しの回答になりますが、ヤングケアラーだけに特化したものではございませんが、実際、今の相談事業におきましても、そういった全ての様々な事例を念頭に置きまして相談対応を行っているところでおります。実際、ヤングケアラーに限らずいろんなケースがございますので、それに対応する様々な機関と連携しながら対応しているところでございますので、今後もそのような内容で行っていきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では5点目でございます。これ先ほど、今見せました県のやつ、これもぜひ町のホームページで相談体制を県でやっていますよということを、ぜひ載せていただければなというふうに思っておりますし、町でなかなか、これから進むことですので、私もそれは重々承知しております。やはりその中で、県や国にいろんなホームページからすぐにつなげられるような、そのような広報活動も大事だというふうに思っておりますが、その辺はやっていけるかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 宮城県のほうでも令和4年度で予算化して、当事者同士が悩みを共有するサロンの開設などの支援事業を行うということが明示していますので、さらに市町村職員を対象に気づきのポイントを伝える研修会も実施するということなので、その辺を受講しながら我々のスキルも高めながら、今後そういった情報も発信していくというふうなことで対応したいと思えます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうですね。やはり町民の方々に対する講演会も大事ですし、やはり私たちも本当に耳新しい言葉ですので、今後ヤングケアラーに対しての学習というのも大切だと、研修会等も必要だと思いますので、その辺はぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次に、2点目に移りたいというふうに思います。2点目の5歳から11歳の子供さんへのワクチン接種でございます。この部分でメリットデメリット、それから周知、この部分を1点目としてお伺いしているところでございますけれども、接種券の発送で、まず厚生労働省で発行しているこれを、まず接種券と一緒に発送しているのかどうか、これを伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 一緒に発送しております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） やはり保護者の方、また対象の児童のいらっしゃる保護者の方々に関しましては、やはりこのワクチンというものが、コロナのワクチンが未知のもの、大人は受けて大丈夫ですけれども、低年齢の子供さんたちに対してどのくらいの副反応が出るかというのが、これから出てくるものだというふうに感じております。受けるか受けないかというのは本当に当事者の判断になってきてしまうところが本当に大きいので、この部分、これをしっかり読んでいただくというようなことが大事ではないかなというふうに思います。本町のホームページを見たときに、これがちょっと探し当てられなかったんですけれども、これはもう厚生労働省にリンクするような形で見やすくできているのか、確かに、接種券と一緒に送られてはいますけれども、そういうふうなSNS等で見られるような形の手法を考えていなかったのか伺いたいというふうに思いますが。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 案内のパンフレットにもありますとおり、詳しいことは厚生労働省のホームページに飛ぶようにリンクが貼られるようにということで、こちらのQRコードと、あと検索する場合の部分のホームページの検索する場合のキーワード、そちらのほうに載せたやつも記載されております。それで、一応若いお母さんたち、お父さんたち、保護者の方ですので、そちらのほうを確認して十二分に理解の上、接種していただきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私はちょっとうまくリンクできなかったもので、直接厚労省のほうのホームページからダウンロードしたんですけれども、そのように町としても配慮しているというようなことでございますね。

次に2問目に移りたいと思います。先ほど町長のほうから、医療機関、本町に関しては赤石

病院、それから今後、坂総合病院さんで行われるというようなことをございますけれども、小児科に関しましては、個人の小児科に関しては入っていないということをございますけれども、やはり何ていうんですか、子供さんのかかりつけ医と申しますか、子供さんのことをよく分かっているかかりつけ医さんも、本町には残念ながらありませんけれども、塩釜医師会の中にはあるかと思うんですけれども、やはりここは、結構スケジュールを見ますと9月ごろまでに最終接種を終わらせるというようなスケジュールになっているんですが、もう少し接種できる病院を増やすことによって、この100人を超える感染、これは県ですけれども、超える感染拡大を少しでも抑制できるのではないかなと思いますけれども、これはもう塩釜医師会で決まったことで、どうにもならないのかどうか伺いたいというふうに思いますが。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 今、赤石病院さんのほうで枠を決めてやっていますが、順次、坂病院さんのほうも進めるということで、今話ついています。あとほかの病院については、かかりつけ医枠としてやるところもあるかもしれませんが、そちらのほうはちょっと情報等は仕入れて、もしあれであれば早く打てる方法があれば、かかりつけ医枠で打ってくれるところがあればお知らせしていきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では3点目に移ります。これ厚生労働省のほうからも、例えば誕生日をまたいだときには、11歳の年齢の時点での判断だというふうに書かれております。ただ、例えば11歳というふうになりますと、体格的にも大人ぐらい大きなお子さんもいらっしゃるというふうに感じるところをございますけれども、そういうふうな年齢で決められているところをございますけれども、その辺、例えば大人並みの11歳の子供さんがワクチンの量と申しますか、子供用のワクチンでも大丈夫なのかどうか、そういうふうな声がないかどうか伺いたいというふうに思いますが。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） そのような声は一切ありません。あと、国で決められた用法用量で使いますので、個々の判断でちょっとやるというのは、ちょっとうちのほうではできないと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうしますと、2問目でもちょっとお話しいたしましたけれども、現在、感染力の強いBA.2という変異株も出てきて、ますます、今減少はし始めてきていますけれ

ども、また感染拡大が広がってくるのではないかなという懸念がございますけれども、なぜ本町に関して、子供さんの2回目の接種が9月30日という長期にわたるのか、その辺の理由を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 9月の末までというのは、国のほうで9月末までやりなさいと。ですから、5歳になる方の部分、その部分があるので9月末までということになります。あとはどんどん枠が増えれば前倒しということが考えられますので、後ろのほうはすかすかなんじゃないかなと。一番最初にやった12歳以上ですか、1、2回受けていただくのも11月はすかすかでしたから、そのようになると思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、4点目の相談体制でございます。本町におきましても、フリーダイヤルで大人に関して相談窓口、相談センターがございますけれども、これは今回の5歳から11歳までのお子さんに対しての対応もできるのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） そのとおりでございます。まず打ったお医者さん、あとはかかりつけ医のほうにも相談していただいた形で、あともし、事後そういうところにつながらないときには県のワクチン相談センターとかありますので、そちらのほうになります。同じでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 主な副反応は接種部分の痛み、それから倦怠感、頭痛、発熱と11歳以上の副反応とあまり変わらないということでございますけれども、やはり親御さんとしましては、小さなお子さんが発熱が2日も3日も続くとか、それから接種したところの腕が痛いとか、そういうふうな心配が出てきて、そういうふうになったときにいつ救急車を呼んだらいいのか、その判断材料、そういうところも出てくるというふうに思いますけれども、その相談窓口に対して専門的なアドバイスができる方がいるのか、また先ほどの回答にもありましたけれども、すぐつないでもらえるのかどうか、紹介してもらえるのかどうか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） そういう相談窓口には専門的な方がおりますので、もし重篤な場合とかすぐ救急車を呼んでくださいという御指導があるし、かかりつけ医であっても接種医

であっても同じような指導をしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それでは私の一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

3月14日午前10時より再開いたします。

御苦労さまでございました。

午後0時18分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月11日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年3月14日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録

（第3日目）

令和4年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第3号

令和4年3月14日（月曜日）

出席議員（11名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
8番	遠藤喜二君	10番	渡邊淳君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（2名）

7番	安倍敏彦君	13番	遠藤久和君
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君

子ども未来課長	渡辺 とき子 君
健康福祉課長	渡辺 文昭 君
長寿社会課長	遠藤 裕一 君
防災対策室長	石井 直紀 君
会計管理者	内海 栄広 君
教育長	武田 光彦 君
教育総務課長	佐藤 浩明 君
生涯学習課長	小野 賢一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野 直樹 君
同書記	船木 潮 君

議事日程 第3号

令和4年3月14日（月曜日） 午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） これより令和4年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番熊谷明美議員、6番佐藤壮一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、これより11日に引き続き一般質問を行います。

初めに、3番仁田秀和議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔3番 仁田秀和君 登壇〕

○3番（仁田秀和君） おはようございます。3番仁田秀和でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

現在策定中であり、本年4月から実施されます七ヶ浜町長期総合計画及び七ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺うものであります。

本町ではこれまで、平成22年12月に策定されました長期総合計画2011年から2020年の基本構想に基づき、自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくりを基本理念と定め、キャッチフレーズは、うみ・ひと・まち七ヶ浜とし、まちづくりの指標となるように新たなまちづくりに向けてスタートし、進めてこられました。

その前期基本計画がスタートした矢先にあの東日本大震災が発生し、未曾有の大災害、大被害をもたらしました。改めまして、震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

そして、震災から11年が経過した今、ここまで復興が進んできたのは、町民の方々はじめ、執行部及び職員の皆様のたゆまぬ御努力、そして多くの方々からの御支援があったからだと思っております。改めまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、今回質問いたします計画としましては、震災後の翌月であります平成23年4月に震災

復興基本方針を安全と安心に配慮した自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みよいまちづくりと定められ、同年11月に七ヶ浜町震災復興計画前期基本計画を策定、その後、更新版の策定、そして実施、土地利用を促進、推進するため基本方針を策定し、震災復興に寄与され、これまで震災復興を目標に掲げつつ、人口減少や少子高齢化など難しい課題についても同時に取り組むべく計画を策定し、実施されてきておりますことというように理解しております。

特に、震災復興につきましては、被災された土地の移転や復興土地区画整理事業、都市公園の整備など、11年後の今、ハード整備がほぼ終了したことは、計画の評価としては目に見える形で表れていると思います。ながすか多目的広場の遊具で遊んでいる小さなお子さんを目にすると、町民の方も、町長はじめ、職員の方々も、様々な思いが込み上げてくることと思います。

こうした様々な背景がある、本町の長期総合計画、総合戦略でございますが、御案内のとおり、様々な計画の中で最上位に位置し、まちづくりを進める指針になり、最も重要であります。

そこで、本年4月から計画されている七ヶ浜町長期総合計画及び七ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、以下の点を伺います。

1点目は、これまで取り組んでこられました事業、2011年から2020年の評価や今後の課題について、町長の見解を伺うものであります。

2点目は、県内の中でも特に進んでいる少子高齢化について、さらに子供を産み育てやすい事業を展開し、出生率の向上を図ることが求められており、今後10年でさらに高齢化率も進み、高齢者の単身世帯が増加していくことが想定されているとあります。課題解決のための具体策を明確に町民に示す必要があると思いますが、どのような方策を展開するのか伺います。

3点目は、人口減少対策についてであります。人口減少に歯止めをかけるには定住化を促進することが必要と考えますが、空き家活用の促進策や市街化調整区域の開発に関しての緩和策、この中には市街化調整区域から市街化区域への変更に向けての方策もお含みいただきたいと思っております。そしてまた、総合戦略の取組方策で掲げられます日帰りリゾートのポテンシャルを生かし、なりわいを創出するについて、雇用創出の具体策を伺いたいと思っております。

4点目は、多くの町民の方々が望んでおります交通インフラの強化についてであります。本町は昼夜間人口比率が全国で最も低い値となっております。そしてまた、本町には国道も電車、いわゆるJRも通っておりません。町民の方の交通手段は主に車であり、通勤、通学、通院など、多くの方が朝晩の交通渋滞に巻き込まれております。渋滞の現状についての町長の見解並びに町民バスぐるりんこも含む交通対策について伺うものであります。

以上、町長の答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 長期総合計画並びに総合戦略について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、3番仁田秀和議員の御質問、長期総合計画並びに総合戦略についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、これまで取り組んできた事業、2011年から2020年の評価や今後の課題についての見解はについてお答えをさせていただきます。

本町の長期総合計画2011年から2020は、東日本大震災の前年の平成22年12月に前期基本計画として2011年から2015年として作成したものを、震災後のまちづくりを踏まえ、平成27年11月に後期基本計画2016年から2020年までの計画として策定したものであります。

仁田議員御質問の評価、そして課題については、後期基本計画で策定した平成28年から令和2年度、そして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により計画起案を延期した令和3年度までの期間を対象にするものと理解させていただきます。また、御質問に事業とありますが、ここでは計画全体の評価と課題という視点で回答させていただきたいと思っております。

未曾有の大震災から僅か5年しか経過していない平成28年を始期とした、始めとした後期基本計画は、震災からの復興まちづくりを完了する非常に重要な期間でありました。この間、町民とともに震災前の平穏な日常を一刻も早く取り戻そうと努力し、これまで順調に成果を上げてきているものと評価をしているところでございます。

そんな中、世界中で蔓延している新型コロナウイルス感染症は、本町として今後しっかり時間をかけて向き合うべき心の復興といった課題に対して行く手を遮るなど、なかなか先が見えない状況となっております。

東日本大震災以降、そして、今後において最大の課題は、高齢化が進行する本町では防災とコミュニティーの再構築であると思っております。

次に、2点目の御質問、少子高齢化に対する方策についてお答えをさせていただきます。

七ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2022年から2026年の案でも示したとおり、少子高齢化は本町に限らず全国の自治体共通の大きな課題でもございます。少子化については、国を挙げて、結婚、出産、子育ての環境強化していく努力が必要でございます。

こういった中、本町において、子育ての希望につながるようなまちづくりとして、人材育成の充実を総合戦略の基本目標の一つに掲げました。文部科学大臣賞を全国の小学校で初めて受

賞した七ヶ浜・グローバルPROJECTによる英語コミュニケーションの活動は、内外から高い評価を受けております。さらに、全国でも珍しい劇場つきのミュージカルグループなどの人材育成を政策的に進めてきたことは、本町の強みとして積極的に発信し、若い世代がこの町で子育てをしたいと思うような動機につながる戦略として、今後さらに推進してまいりたいと思っております。また、現在建設中であります民設民営の保育所誘致も、待機児童のゼロに向けた子育て環境への取組の一つでもございます。

高齢化対策につきましては、互いに顔が見える関係によって築かれる住民の健康づくり並びに見守り支援など、攻めの福祉として継続して取り組んでまいります。

次に、3点目の御質問、人口減少対策について、空き家活用の促進策、市街化調整区域の開発に関しての緩和策、市街化調整区域未利用地の活用促進策について、総合戦略で掲げている日帰りリゾートのポテンシャルを生かしたなりわいの創出の具体策についてお答えをさせていただきます。

空き家については、全国の自治体でも年々増加傾向にあり、その活用が課題となっております。本町では、平成28年2月の調査で空き家が109戸であったのが、令和4年1月では150戸となり、6年間で41戸、37.6%増加しております。

一方、空き家所有者へのアンケート調査では、将来自分や親族が使うかもしれない、物置として利用している、空き家を所有しても特に困っていないと答える方が多いなど、本町ではなかなか活用が進まない状況にあります。

また、市街化調整区域は、宅地であっても自由に住宅を建て替えることが難しく、市街化区域に比べて空き家率が高い傾向にございます。本町は下水道や道路などインフラ整備に区域差がないという特徴から、市街化調整区域の宅地に住宅が建築できるよう、柔軟な制度の活用ができないか宮城県に相談をしております。そして、空き家、空き地対策をはじめ、市街化調整区域の移住策について可能性を探っているところでもございます。

なりわいの創出については、総合戦略2022から2026年についても示しましたが、本町において大きな雇用を生み出すような土地利用が限られているという現状において、今後、日帰りリゾートのまちづくりを進めていくことにより、例えば、カフェやショップ、レストラン、アウトドア施設、サテライトオフィスなどが海浜エリアに少しでも多く立地されないか、期待を込めたものとなっております。そういった日帰りリゾートのまちづくりが実現すれば、漁業や農業などの地場産品にも注目が集まり、第一次産業も含めた雇用創出の好循環が回り出すものではないかと考えております。本町の雇用の場は、町外に依存している現状にあります。町民

の地元での雇用、そして生きがいとしての場を少しでも創出するよう、その可能性を広げてまいりたいと思います。

次に、4点目の御質問、交通渋滞の現状の見解と交通対策についてお答えをさせていただきます。

本町の交通渋滞について調査した客観的な実態を示すことはできませんが、統計では、町外へ流出する就業人口が平成17年では7,487人だったのが、平成22年が7,259人、平成27年の国勢調査数値では6,469人と、10年間で13.6%減少していることから、渋滞は年々解消されている傾向にあると見ております。むしろ渋滞混雑は県道23号仙台塩釜線、いわゆる通称産業道路や、国道45号線に出るまでや出てからが渋滞をしているものと思われま

す。つきましては、仙台都市圏全体での渋滞緩和を目的とした主要幹線道の整備について、今後とも国や県へ要望してまいりたいと思います。

また、町民バスぐるりんこを含む交通対策について、現在町内を運行する公共交通としては、コミュニティーバスである町民バスぐるりんこ多賀城東部線ユーアイバス、民間のバス事業者が運行する汐見台団地線があります。今後においても、コミュニティーバスにおける収支バランスや住民ニーズ、地域の実情などを踏まえ、持続可能な公共交通となるよう進めていきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に対する不安により公共交通の利用控えがうかがえることから、利用の回復に取り組んでまいりたいと思います。

以上を一般質問の回答に代えさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点目の評価と課題につきましては、これまで順調に進められてきており、そして心の復興がなかなかこういったコロナの状況で先が読めない状況であるということ、そして、課題としては防災コミュニティーの構築、まさにコロナ禍の中で難しい事業になってきているというのは私も認識しております。そこで1点目については結構でございます。

2点目について、まず、少子化対策としまして再質問させていただきます。

本町では、これまで子ども医療費の助成や病児保育の無償化など実施されております。子育て世代からの評判がよく、この事業に関しましては評価をするところであります。

まずは、少子化対策としまして、より安心して子育てができる環境を整備するために、一時保育の無償化を図る考えはないか伺いたいというふうに思います。実際にこれまで進められてきた取組としては、人材育成に力を入れてきたということでございますので、若干話は変わっ

てくるとは思うんですけども、この背景としましては、実際に子育て世代の方々の共働き世帯数、女性の有業者数が大きく関連してまいります。国勢調査、平成27年度までしかまだアップされていないので当時の数字になりますが、夫が就業されていて、かつ、女性、妻のほうも就業されている、いわゆる共働き世帯ですね、こちらのほうがe - S t a tの数値ですと1,885世帯ということです。なかなか、令和2年度の国勢調査は5月にアップされるということで古いデータにはなってしまいますけれども、参考に考えていただきたいと思います。このように、全世帯数と比較しましても大変多い有業率というふうになっております。

そこで、女性が結婚、出産後も子育てを継続しやすい環境づくりのための子育て支援の拡充策としまして、一時保育の無償化の考えについて提案したいと思いますが、そちらの考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） うちのほうとしては、いろいろな形で子育てへの対応ができるようにということで、一時保育とか、いろんな認定こども園なりなんなりという対応をしています。まだ無償化については今のところ考えてはおりませんが、今後の対応の一つとしても、検討課題の一つではないかと捉えています。

そしてまた、一番問題なのは、これからの趨勢として人口も減ってまいります。さらに、若い女性といいますか、20代、二十歳から39歳までの女性がこれからの20年間で、ここ二市三町も含めてですけれども、激減していくといいますか、その数値がちょっと、要は、子供の数というより若い女性がこの町内でもいなくなっていくというのが私は懸念しているところでございます。ですから、どういったニーズがあれなのか、それで待機児童、先ほど回答もしましたけれども、待機児童を全くゼロにするための民設民営の保育所誘致など、そういったことも踏まえてやってきたというふうなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 今のところは考えていない、今後検討課題として十分に取り組みられていくということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

そこで、これの今回の成功事例といいますか、取り組まれている自治体もございましたので御紹介したいと思います。

茨城県的那珂郡東海村、いろいろと御承知のところだと思いますけれども、こちらの自治体では保育料の無償化に伴い一時保育料の無償化制度も導入されております。内容につきましては、3歳から5歳までを3万7,000円まで無料とすると、ゼロ歳から2歳までの非課税世帯は1か

月につき4万2,000円までの無料とするといったものでございます。

そういった取組事例を参考にされ、ぜひ、町長も検討課題というふうにおっしゃっておりますので、財政面、実効性などを考慮した上で御検討される私としては余地は十分にあると思いますので、その辺につきましてもう一度お願いします。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今いろいろとマスコミなんかでも千葉県流山市とか、いろいろ子育ての、拡充していろいろやっているところありますが、子育ての支援を充実させていくには、やっぱり長くこの町に住んでいただくというふうなことが大事だと思っていますので、子育てが終わったら町外に行くというふうなことでは、これは困りますので、その定住化のためのどういった方策がいいのか、それも一つの検討課題として、この町にずっと住んでいただけることをベースに、今後子育て支援対策とかも検討してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 当然、町長のおっしゃることは私も重々感じております。環境が整備されたからといって、次の世代で七ヶ浜町から離れていくようではなかなか難しいので、この町はもう住んでいていい町だと、誇りを持てる町にぜひ進めていただきたいというふうに思います。

この話は、要は、共働き世代の方がお子さんを産みたくても、なかなか第2子以降でも、なかなか仕事をしているから仕事を辞めざるを得ないとか、そういった環境を一つずつ排除していこうという思いで御提案させていただきましたので、そういった方策がいろいろとほか自治体でもありますので、例を挙げさせていただいた次第でございます。ぜひ御検討のほど。

次に、高齢化対策として再度伺いたいと思います。

当然考えられますのは、福祉施設の拡充ということでございます。介護施設、介護サービスについては、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を基に実施されているということは理解しております。

長期総合計画、政策目標8に、だれもが自分らしく生活できる福祉が充実したまちにしようということを掲げられております。主には、介護に陥らないための攻めの福祉ということだと思いますが、介護福祉の理念でありますQOLの向上については、介護が必要な方のフォロー、そちらも重要でございます。要するに、高齢化社会に伴い福祉の充実は大変重要な課題であります。また、近年では、コロナ禍により町長が掲げる、先ほど課題としても取り上げられておりますけれども、攻めの福祉、こちらが基盤となるわけでございますが、そういった地域コミ

ユニティーが希薄化しております。さらに、介護施設や介護サービスについても、事業の継続が大変難しくなっていることも事実であると思います。

そこで伺いますが、高齢者福祉として介護サービスを担っておられます大変重要な拠点であります介護関連の民間事業者などへの補助など、民間企業を応援する方策を図る必要があるというふうに考えますが、なかなか国の政策も絡んできますので、今回は町独自としてそういったお考えはあるのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 攻めの福祉として、これから本当に高齢化していくうちの町の対応として、まずは攻めの福祉として、これまで受血的なゾーンディフェンスというか、町に相談に来てからの対応というんじゃなくて、できるだけその現場に出て把握に努めようというふうなことで、今、高齢者配食サービスとかをやって、地域に出て、高齢者二人世帯で暮らしている方なんかもなかなか把握し切れない部分、独り世帯は把握しているんですけども、二人世帯となると把握していない。ましてや介護保険なんか使っていない世帯なんか分からないというふうな形で、そういった形で状況の把握に努めております。

そして、フレイルの対策とか、いろんなそういったこととか、そして状況を把握しているというふうなことで、民間施設への支援というふうな形というよりは、今は介護保険の中での対応ということで、どんどん、実は要支援の1、2とかは市町村に委ねられてきているということで、大分市町村のほうでもそういった部分では費用を投入しているというふうな部分もございますので、まだ今の段階では、申し訳ございませんが、民間施設へのというふうなことで新たに町独自で支援するというところまでは考えてはいないところでございます。

ただ、町内では、この狭い町内の中にデイサービスとか、いろんな、さらにはサ高住宅というサービス高齢者住宅とか、そういったものがどんどん出来てきておりますので、そういったものがだんだん、その施設利用者がどういう状況なのか把握に努めてまいりますが、今の段階では民間施設への独自支援というのは考えていないところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 実際、今、町長おっしゃいますように、こういった町が狭い中で民間の企業がどんどん入ってこられているというの、これは大変ありがたいことで、そういったところにやっぱり町はちょっと依存している部分もあるのかなというふうに思います。公共事業でどうこうではなく、やはりそういったところの民間企業への助成であったり、そういったところが重要だと思いますが、継続させていただくというのは大前提で今の介護計画も高齢者福祉

計画もあると思いますので、そういったところの重要性を考えますと、やはり国の政策だけではなくて、町独自で考えてみてはどうかと、十分にそこは御考慮いただかないといけないことなのではないかなというふうに思いますので、その辺の思いをもう一度、町長のお話を聞きたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今の段階では、逆に、施設利用というその前に、そういったことに陥らないようにフレイル対策であったり、各高齢者への健康づくりへの対応だったり、そういったことに町としても力を入れていきたいと思っております。そして、できるだけ健康寿命を長く保つ施策を町としては進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 町長、そのところも十分に分かるところでございますが、やはりちょっと理想なのかなというふうに思わざるを得ないというか、やはり介護施設の利用者とか、あと待機されている方、まだまだいらっしゃると思います。なかなか施設利用したいと思ってもできない状況というのは町長も御承知のところだと思います。そういったところも拡充するために、やっぱり高齢化対策として、もう一度お考えを改め直すべきではないかなというふうに思いますけれども、ちょっとしつこいようですが、町長。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 私も、できれば、財源等潤沢であれば、いろんな形で高齢者福祉にさらに傾注してまいりたいと思いますけれども、その状況を見ながら、できるだけ手厚い形で頑張りたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、高齢化対策としまして、もう一点伺いたいと思います。

現在、高齢ドライバーの免許返納される方に対して、ぐるりんこの1年間の利用券を申請者の方に対し配付されていることと理解しております。

そこで伺いたいのが、返納された方へだけではなく、さらに公平に65歳以上の方を対象とした無条件の無償化を図る考えはないかということでございます。

国内では受益者負担というように一般的に構成されております。公共交通に関しましてはです。本町では業者委託により運行しております。実際のところは利用率を加味する赤字運営で、そこを補填しているので実質ほぼ町の運営というようになっていることとは理解しております。

そこでまた赤字要因を増やすのは、財政の逼迫につながるという可能性はなくはございませんが、海外の事例ですと、エストニアではリーマンショックをきっかけに公共交通の無償化を図り、まちづくりが成功したという事例もございます。リーマンショックによりGDPが大幅に下落し、エストニアの首都でありますタリン市民が、公共交通の運賃が重荷になっているという声が上がったことで無料で踏み切ったということもございます。もともと収入の70%が補助金だったので、それを90%に増やし、残りは観光客などにより賄ってもらったという取組でございます。

こちらに関しては税制の部分で大分違うところがございますので、国内に目を向けてみますと、福島県の二本松市で、2019年4月から高齢者の公共交通無料化を事業を始められました。目的は、高齢者の積極的な社会参加の促進や公共交通利用促進、運転免許証を自主返納された高齢者の支援を目的として、75歳以上の市民の方を対象に、バス、デマンドタクシーの運賃を無料化にされたものとのことでございます。

このコロナ禍により町民の生活も大きく逼迫していると考えます。そこで、高齢化対策として、高齢者65歳以上の方を対象にぐるりんこの無料化を図る考えはないか、御提案させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 65歳以上ということですが、今、高齢者の働き方が変わっているといえますか、高齢者雇用安定法の改正で、昨年4月からですか、企業は70歳まで働けるような措置とか、いろんな形で、できるだけ健康な方には仕事をしていただくというふうな流れになっていまして、そういった意味でも、そういったこととか、あとは、やはり今は健康寿命を延ばすということで、まだまだ65歳というのはどうも若いという感覚でございまして、今後、免許返納というと75歳以上といいますか、後期高齢以上、そういった方がどんどん増えてきたときにはいろいろ検討しなきゃならないのかなとは思っています。

ただ、今の利用状況としては5便走らせていますけれども、利用頻度としてはそんなに多くないという、今100円を頂いて大体経費に300円かかっているような、そのくらいですか、状況、100円収入を得るのに300円くらいかかっている。まあ、この公共交通も本町ではやっぱり重要なことですから、福祉施策の一つになってしまうのかなというような思いはあるんですけども、そういったことも今後の展望を見ながら一つの課題として捉えていきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 実際、当然町長おっしゃいますように、攻めの福祉ということ掲げら

れております。それこそ健康寿命の延伸というふうにおっしゃいますところも重々に理解しておりますので、ただ、そのこのところで、ちょっとした移動に使われてコミュニケーションの希薄化を防ぐ役割も十分に担うと考えます。要は、近場だけ外に出てみるのがおっくうだと思う方も多く見られると思います。そこで、外に出ていただいてコミュニケーションを取っていただくための方策として、ぐるりんこただだし、ちょっと出てみようかなとなるというふうに思いますが、攻めの福祉というのは町民の方へのサービス向上、いわゆる投資だと思って始めてみてはいかがでしょうか、町長。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 攻めの福祉の一つということでございますが、無償化にしますと、その補填をするのはほかの住民がしていただくということになりますので、そういった経費的なものも含めて、高齢者の外出支援という形でどうなのかというふうなことも検討課題の一つとして考えてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 当然、その公平な負担という考え方は分かりますけれども、高齢者の方はこれまで町に大変貢献されてきております。そこは町長も十分に理解されていると思います。そういったことで、高齢化になっても、この町ではぐるりんこがただでいろんなコミュニティーに出かけることができる。ちょっと足を痛めてもぐるりんこが使えると。ドア・ツー・ドア、ほぼドア・ツー・ドアですね、空白地がないので。だから、そういうことを考えると、こういった政策も今後の展開には必要になってくるというふうに思いますけれども、もう一度、町長、よろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私としては、何でもただというのは決してやっぱりいいとは思ってはいないんです。やはり受益者負担というか、少しはそれなりの負担は必要だと思っております。ですから、そういった形で利用するに当たっては、やっぱりそういうふうな少しでも負担をしながらやっていく。そして、一番は継続して長くそういったことがやれるかということです。単発で、今だけ、ここだけ、自分だけというのはちょっと、これからのこういったまちづくりをしていくに当たってちょっと違う、私としては違うと思っていますので、ただ、今後のそういったことも含めて、どこにスポットを当てて、どこにやっていくのかというふうなことも検討していかなければならない課題だと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 継続性も重要でございますが、町民の方もぐるりんご利用でかなり期待しているところがございますので、そういったところにスポットを当てて御検討されてみてはどうかと思うところでございます。

次に、2点目と3点目につきましては共通しているところがございますので、併せて伺いたいと思います。

コロナ禍の影響で先行きがなかなか不透明なのは事実だと思います。しかしながら、そういった不安を少しでも排除して、安心安全な生活環境を整えるのが政治の役割だと思います。そして、そのかじ取り役が町長でございますから、しっかりと明確な指針を示していただきたいと、そういうふうな思いで、今回私は質問をさせていただいております。そこは十分に御理解いただきたいというふうに思います。

そこで、町長、改めまして、今後人口減少対策をどのように進められようとしているのか伺いたいというふうに思います。

大変優秀な職員の方々もたくさんいらっしゃいます。アイデアを創出し合って、例えば、他市町村の取組事例をやってみるとか、例えば、マーケティングの話になりますが、何を誰にどのように売るかというのが重要でございます。

長崎のハウステンボスが成功事例と言えますが、有名な取組といえば、昼の来客数は多かったけれども夜が弱くなったときに、イルミネーションできれいな演出を図り、むしろ夜の来客者が増えたり、そういったところの考え方、逆転の発想ですね、少し観光分野で話はそれでしたが、考え方としては似ているところがあると思います。

本町に置き換えましたときに、どこが原因で子育て世代を中心とした移住定住が加速しないのか。空き家対策なのか、住みたいところに家が建てられない市街化調整区域の緩和策など、おのずと答えが見えてくると思います。

本町では、市街化調整区域、名勝松島の景観保護条例等々、非常に多くの網が張られ、家を建てるにしても大変手間がかかり、ハードルが高い町でございます。町長、最初の答弁で、県のほうにもいろいろと要望しているということでございますけれども、そこで、町長の考えるまちづくりとして、誰を、どこに、どのようにして、少子高齢化対策、移住定住を図られるのか。促進策を図るに当たり妨げとなっております問題は、どこで、何が、誰が、移住定住しづらいという認識をお持ちなのか、改めて伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 移住定住については、やっぱり半島状の通過交通のない町というのは、

これ大きなハンデだと思っています。やっぱりそういったことで、にぎわいというふうな部分というのは難しいと。ですから、私のほうのまちづくりは、何度でも、この仙台都市圏の中での環境保全なり、海岸自然があつたり、そういった部分で、さらには交通の便としては不便ですけれども都市圏に近接して就労の場が近くにあるということで、やっぱりにぎやかな町をつくるというのは正直難しいと思っていますけれども、住みやすい町にすることは、それは可能だとは思っています。

その中で、これまでもまちづくりをして6つの施策をベースにして取り組んできております。方向性としては、いろんな健康づくりであつたり、高齢者に向けた健康づくりであつたり、子供たちに向けてはやっぱり人材の育成であつたり、人づくりであつたり、そして、人というのは、水は高いところから低いところに流れますけれども、人は文化の低いところから高いところに流れるというふうなことで、できるだけ子供たちの質の高い教育とか、環境づくりであつたりとか、そういった住みやすさをベースにしたまちづくりをしていきたい。

ただ、二市三町を見ても、この仙台都市圏を見ても、全国を見ても、これから人口が全て減っていくというようなのは、国立社会保障・人口問題研究所でも出しているとおおり、大分これから減っていくと。

ただ、そういった中で、よく総合計画つくる中で、私、価値観ということをよく言っていましたけれども、仁田議員さん御存じですね、ミレニウム世代、そしてZ世代、そういった人たちがどういった価値を持って、今後どういったところに住みたいのか、そういったニーズを把握していかないと、ただこれからは団地を造った、団地というか土地を造成したからとか、そういった部分では人は来ないと思うんです。だから、そういったニーズがどうなのか。そして、子育てなりするときに若い女性の人たちが何を望むのか。そういったことを踏まえていかないと、今までのまちづくりとは違ってくる。そういった部分で、どういう状況なのかを見定めていきたいという思いでございます。

ただ、私も掲げている6つの施策をベースにやっている。その6つの施策も、私の考えでは、レーダーチャートというグラフ、仁田議員さん、お分かりになりますよね。その中で、まず1つは、そのレーダーチャートの中で、6つの項目でどれが今低いのか、どれが高いのか。その六角形の中での、1つは正三角形というのは一番力のベクトルというのは均等するやり方なんです。その正三角形が組み合わさったのが六角形として、正三角形がどんどん重なっていけば丸くなると。それが1つの球体としてバランスのいいというまちづくりをしていきたいと思っています。こっちを力を入れるとこっちがへこんだりという、そういった形で、今は人

材育成とか高齢者への健康づくりとか、そういうことを今力点を置いていますけれども、今度は地場産品の対応はどうかとか、防災面ではどうかとか、そういった意味では、バランスよくやってまいりたいというのが私のまちづくりでございます。

ただ、今後、流れとして若い女性がどんどん減っていくという中で人口は増えないと思います。ですから、子供たちなんかも数の低下よりも質の低下が怖いので、質を上げていくというふうなことをやっていきたいとは思っています。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） いろいろと町長の思いを、レーダーチャートの云々というのものなかなかバランスも大事だなというふうに私も理解しているところです。そこでいろいろと御提案させていただいているわけでございますけれども、先ほどございました県のほうに要望しているといった市街化調整区域への変更についてですが、あくまで町の自主性が尊重されることというふうになっておりますので、町の都市計画審議会の変更が認められましたら、県の答申を経て、了解を得ればなり得ることであるというふうに認識しております。

そこで再度伺いますが、どういったところに若い世代がニーズを求めているのか、そういったところと共通すると思いますが、海が見えるところ、風光明媚なところがやはり本町の魅力で、転入を求めている方々は選定条件としましてそこを重点にしていると思います。実際に、私の後援者の中には、仙台市から七ヶ浜町への移住を求め、海岸線の土地を模索し検討しましたが、市街化調整区域のために家を建てることができず、七ヶ浜町ではない別の土地に移転した経緯がございます。

そこで、現在の未利用地の利用促進とは別に、そういったところとは別に、先ほど申し上げました海岸線付近の海が見える風光明媚なところ、そちらの市街化調整区域を市街化区域に変更する考えが必要だというふうに考えますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 海が見えるところということで、どうしても特別名勝松島とか、そういった法規制がクリアできない部分がございます。そして七ヶ浜、市街化区域が3割、市街化調整区域が約7割、どうしても調整区域となると抑制する区域となりましてなかなか入らない。ただ、今回沿岸部に土地区画整理事業とかをやったエリアについては人が住める。これまで第一次産業従事者でなくても住めるようなエリアにはなっています。

ただ、よく問合せで、若い人なんかも海が好きなので住みたいと。あとは、私にも、リタイアしたので海が見えるところでちょっと畑なんかも作れたらいい場所がないですかというふう

なことで問合せはあります。ただ、そんなにそんなに海が見えて畑が作れて、そんなにいい場所となると、そんなにそんなに七ヶ浜町でもあるのだろうか。そして、その開発は特別名勝松島というかなり規制が厳しい中で、そして下水道も入っていて云々となると、なかなかそんな条件というのはないのが正直なところで、購入を断念した方も何人かやはりいらっしゃいます。

ですから、そういったことがこの市街化調整区域の一部がいろんな形でできないのかどうか、これからやっぱり探っていかなきゃならない。今の段階では、第一次産業従事者とかが証明をもらって建てられるくらいにしかならないというふうな状況ですので、その辺の規制がどうなのかというふうなことは以前にも議員からの質問もありましたけれども、佐藤議員からもありましたけれども、そういったこともやっぱり模索していかなければならないとは思っています。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 町長、吉田のあれなので、私も同じ地元として、いろいろと海が見えるところがあるのかというふうな疑問視されているところがあるということでございますけれども、まあ、見えますね、見えるところは多いと思います。そういったところが網がかかっていたりするわけでございます。

実際に、我々の世代というか、40代世代で新たに家を建てたいという方も、今の空き家を改装して建てたいとかそういうことではなく、しっかりと自分の家を、やはり海が見える風光明媚な町、七ヶ浜町に建てたいという思いが強い人もいらっしゃいますので、そういった方のためにも、そういった変更についての町長の考えは、今後の、私がどうこう言うことではありませんけれども、そういった審議会のほうでお示しいただければなというふうに期待申し上げる次第でございます。

そこで、先ほどから申し上げておりますとおり、当然移住定住を、要するに転入を促進するためには、魅力を発信していかなければ幾ら内部で頑張っても意味がありません。町長は以前より、本町は魅力にあふれていて、観光に関しても発展するためのポテンシャルが非常に高いということを多く発信されております。そちらのことは承知しております。

そこで、本町の魅力について伺いますが、本町といえば、まず、夏であれば菖蒲田海水浴場などがございますが、多くの魅力の一つとして貞山運河がございます。りらく1月号に掲載されておりました貞山運河の歴史について、町長の思いも拝見させていただきました。御舟入堀は350年の歴史を持つ貴重な土木遺産であり、多くのポテンシャルを秘めているとのことでもございました。しかし、町長のおっしゃるとおり、復興護岸整備により無機質なコンクリートに

表情を変えてしまったことは、そういった魅力の上では残念と言わざるを得ないと思いますが、御存じのとおり、復興事業により必要な整備を図ることは住民の生命、財産を守る上でも必要でありました。当時の姿はなくなったものの、御舟入堀が運航していた頃の7枚の壁画があり、ポテンシャルとしては十分に生きていると思うところでもあります。

そこで、こうした背景があるのも歴史の一つとしてまちの歴史の魅力を発信するために、県や漁業者にも協力を仰ぎ、御舟入堀で小型遊覧船を運航させる考えはないか。こちらにつきましては、長期総合計画政策目標1から6まで該当することだというふうに思いますので伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 本当に貞山運河については歴史遺産というふうなことで、そして、雑誌のほうにもコメントを書かせていただいて、私も実はあそこの堀をずっとこう、仙台港のほうまで船に乗って行ってきましたというか、見ました。何と本当に、どうせ造るのに、何でもうちちょっと風情とか情緒があるものになれないんだろうかというような、正直感じました。観光資源として本当はもっといいんじゃないだろうかと。

それで、あそこに、御舟入堀に絵が書いてあります。あれは宮城県で、当時、私が思っているのは土木部の部長さんでしたかね、町の土木予算のたしか3%だか1%、ちょっと定かじゃないんですが、そのくらいはそういう土木の文化遺産にお金をかけようということで、ああいう壁画を書いた経緯があるはずです。私はそう記憶しています。ですから、そういった形で、ただ強度だけを求めるんじゃなくて、風情とか情緒とかそういったものをこのときにやれなかったかなという、正直残念に思います。

今の状況で見たときに、船に乗ってずっと見ていたとき、両サイド、仙台港までずっと抜けるまで、あの壁画を除くとほとんどコンクリート壁だけなんですよね。だから、なかなか観光資源として今後どうなんだろうかと。例えば、県のほうでも今後、例えば、両サイドにいろんな木を植えたり、桜とかいろんなの植えて、その風景をよくするための事業があるのかどうか。そういったことも含めて、これはうちの町だけに限らず、本当にそれに隣接する町村なり市もありますので、そういったことはどうなのか。町直接の事業というわけではないので、その辺は河川課とか県の河川課とか何かも今後の状況を伺ってまいりたいとは思っています。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 今回の質問の意図としましては、可能性はどこにでもあふれているというふうに思いますので、様々な世代が住みたい町として選んでいただけるようにお考えいただ

きたいというふうに思い提案した次第でございます。ぜひ、今後県のほうにそういった可能性についても、要望であったり、協力し合って進めていってほしいというふうに思います。

次に、日帰りリゾートのポテンシャルを生かし、なりわいを創出するについて再度伺いたいと思います。

町長の御説明、そちらのほうは承知しました。

しかし、町長、本町には震災で多くの宿泊施設は閉鎖されたものの、七ヶ浜町の地産品を提供されている宿泊業を営んでいる企業はあり、七ヶ浜町の観光産業振興に多大な貢献をされており、こうした地場産品を提供されている事業者は町にとって大変重要であります。この事業者に関しては、御承知のとおり、先般、我が町議会としても全会一致で採択いたしました意見書のとおりでございます。地産品を含めた観光振興に力を尽くすべきというふうに思うところであり、そちらの既存の宿泊業施設、そちらとの整合性をどういうふうにとられるのか、こういった方々を守るための戦略を図らなくてはいけないと思うのですが、今回なぜ日帰りリゾートと銘打ったのか、そこは大変問題が生じる可能性がありますので、その説明と既存の宿泊業者に対する戦略についても併せて伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 日帰りリゾートというふうなことでさせていただきました。これは、観光というのは宿泊と、あとは食事と飲食と交通が整っていないと、なかなか観光事業で利益を得るとするのは難しい。うちの町にも一応観光客数という入り込み客数というふうな部分ではこれまでもかなりの人数が入っているので、その分析しますと、純然たる夏場の海水浴とか一部を除くと、ほとんど隣接する石油コンビナートまたは電力さんの定期点検とか何とかで長期滞在者、あと工事関係者、そういった方も以前、震災前には民宿とかに泊まっておられる方もそういった方々が多かったんです。ですから、この町ではやっぱり面積も小さい部分があり、滞在するにはなかなか、そこまで滞在してずっと何日もいるというふうなことでは成り立たないという、それで日帰りリゾートとしたんですが、そして、昔から見ていると、海水浴、昔何万人来た、どうのこうのということでもありますけれども、ほとんど町内に宿泊しているのは以前からも少ないんです。私も子供のときから育っていますから見ているんですが、ほとんど、当時は海の家とかいろんなことがあって、企業との契約で保養所契約みたいなのをやって滞在していたんです。そういった意味で滞在者が多かったんですけれども、今は、もちろん震災で宿泊、そういった民家も沿岸部になくなったからですけれども、うちの町ではやっぱり滞在というふうな部分では正直難しいと思っています。

だから、その日帰りのリゾート、あとは飲食とかそっちのほうでそういった観光をされる方が、できるだけおいしいものとか、旬のものを食べさせる場所があるというふうなことで浸透していけばいいなと思うんですけども、宿泊型、滞在型での観光地としては、うちの町ではちょっと厳しいとは思っています。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） なかなか厳しいということですが、地元住民や企業を守るための政策でないと誤解を与えることになりかねませんので、しっかりと地元産業に、そういったおいしいものであったりとか地場産品、そういった地元産業に結びつくような政策を取っていただきたいというふうに思います。

そこでもう一点、転入や雇用促進策として、若い人たちに本町を理解していただくようにキャンプ場などの誘客施設を設置する考えはないか伺いたいと思います。

県内の事例を申し上げますと、川崎町にございます国営みちのく杜の湖畔公園が県内外の若い人を中心に多く利用者があり、シーズンには予約が取れない状況になるほど大変な盛況でございます。そこには遊具やキャンプ場、季節の草花エリア、イベント会場などがございます。私も何度か利用させていただいておりますので、盛況ぶりは目の当たりにしております。

そこで、みちのく杜の湖畔公園を例に挙げさせていただき御提案させていただきたいというふうに思いますが、まず、静閑の保持に関しましては、出入口はゲートで管理されており、夜間は花火の禁止であるとか、音響設備の利用制限など、ルールがしっかりと設けられており、付近の住民の方にも迷惑はかからないものというふうに認識しております。

さらに、隣接されている川崎特産センターでは、地場産品や産地ならではの名産物が販売されており、みちのく杜の湖畔公園の利用者の方が多く立ち寄り、町の宣伝や地場産品の販売促進など、観光分野のみならず、様々な分野に大きな効果が出ているものと考えられます。

そこで、転入や雇用促進策などとして、本町のながすか多目的広場付近の海岸線にキャンプ場施設を設置する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） みちのく湖畔公園については国の公園で、国が管理する公園ではございますけれども、ああいうものが本当に近場にあったら本当にいいなと思うんですけども。

キャンプ場については、以前オートキャンプ場とかもプランに上げ、検討した経緯があります。危険区域についてはそういったものは駄目だと、宿泊は駄目だというようなこと。ですから、日帰りデイキャンプとか、そういった部分では多目的広場とか、ああいうふうな菖蒲田の

多目的広場なんかを利用した形で利用していただくのは一向に構わないとは思っていますけれども、あとは何ですか、車で来るキッチンカーとかですね、ああいった形でフェア、人が集客してにぎわいなんかがあればいいのかなと思っています。

ただ、キャンプ場としてやるとすれば、新たな場所でないと、高台でないと無理ですし、町にはあの小っちゃな、生涯学習センターの前にもございますけれども、ちょっとあれも……（「比にならないです」の声あり）今新たに町がキャンプ場をというふうな形では、今アウトドアが何ととっても多く利用されている方がいるので、そういった方の取り込みというものもあるとは思いますが、うちのほうで今のところは新たにキャンプ場造ったりとは考えておりませんが、それこそ今後そういったニーズがあるのかどうか、そういったことも含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひニーズの調査をしていただき、検討する余地はあると思いますので、新たな挑戦として、町の魅力発信のためにも導入に向けて調査を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、4点目の交通インフラの強化について再度伺いたいと思います。

町長の御答弁をいただきましたが、そちらに関しましては、やはり朝晩の渋滞は非常に気にかかることだと思います。このことについては、以前から町民から直接御意見を伺う機会もあり、耳にされたこともあるというふうに思うのですが、どこが原因で、先ほど県道に出てからが渋滞しているんじゃないかという話もございましたが、どのようにすれば解消されるというふうにお考えでしょうか。時間が経過すれば解消されるので放っておいてもいいというのは若干町民に失礼ではないのかなと、しっかりと御考察いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、大代側の渋滞に関しましては、大代橋の歩道橋を移動していただき、左折専用道路を設けて、その先の信号の調整、そちらを公安のほうにお願いして、それである程度渋滞は解消されるものと考えております。宮城県と多賀城市のほうの御協力を仰がなければいけません、町長、改めましていかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 交通関係の渋滞というふうなことです、その渋滞の概念というのは2つあって、時速20キロ以下になると渋滞というふうな捉え方で、私も春の交通安全とか秋の交通安全で、あそこに7時から大体1時間弱ですか、40分か45分ぐらい立って見っていますが、大

体信号3回から4回とか、そして二、三百メートルつながりますが、雪の日とかそういった日はまた別としても、以前と比べると大分解消されているなど。それで、交通量調査ということで、県のほうでも、国のほうでも出しているところで、貞山橋も砂山交差点も、渋滞区間とは位置づけて、あれ位置づけされていないんです。それで、以前もなかなかあそこが混むのでということで、塩竈方面に行く車については、あの矢印を十何秒か何か長くしてもらったり、矢印を、その期間で右折する交通車両が多かった部分をお願いをしてやっていただいた経緯で、大分解消はなっています。

それで、どうしても朝の7時、見ますと7時20分、30分、その辺頃はどの交差点も混むんですが、渋滞で全く動かないというふうな状況ではないと思っています。あっちの泉パークタウンとか、あっちに比べたら全然こちらのは違うなどは思っているんですが、今後、その交通量調査とかデータとかも踏まえて、私のほうでもそんなに大きな問題と捉えていなかったものですから、その辺の状況がどうなのか、今後やっぱり見ていかなければいけないなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 以上にしていただきます。

ここで暫時休憩いたします。午前11時15分より再開いたします。11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、4番木村 稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 木村 稔君 登壇〕

○4番（木村 稔君） 日本共産党、4番木村 稔。議長の許可を得ましたので発言させていただきます。

1点目の質問は、町内の道路・歩道の安全確保についてであります。

以下4点を伺います。

主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線の代ヶ崎浜字付近の道路の危険な箇所を長い間県が放置している箇所がございます。本町は県にどのような働きかけを行ったのか回答を求めます。

2点目、土地改良区から代ヶ崎浜に抜ける道路に地滑りが懸念される箇所があります。本町が行っている対策の説明を求めます。

3点目、松ヶ浜浜屋敷の町道が傾いてきているとの指摘がありました。専門家による現状調査ができないか回答を求めます。

4点目は、汐見小学校西門付近の防犯灯に黒いテープが巻かれている旧型の防犯灯がございます。歩道の安全確保の観点からその黒いテープを取りたい。回答を求めます。

2問目は、行政区の自治組織の負担軽減と町行政と住民の協調についてであります。

以下3点を問います。

行政区の自治組織に対して、地域内の住民名簿及び転入転出名簿の提供等の有無の説明を求めます。

2点目、行政区の自治組織への加入の有無の確認方法に住民名簿及び転入転出名簿はどのように重宝されているのか、実用例等で喜びの声があれば回答を求めます。

3点目、本町で転入の際、自治組織加入の手続の案内を町民生活課の窓口でも行えるようになれば行政区の自治組織の負担軽減ができ、さらに町行政と住民の真の協調が生まれるのではないのでしょうか。本町の考えを問います。

3問目、廃棄物の処理についてであります。

以下3点を問います。

町のごみステーションにおける違反ごみの正しい処理方法を問います。

2点目、町民が使用のごみステーションは本町が購入し設置すべきである。本町の考えを問います。

3点目、本町は、環境美化の促進に関する条例に定められた町内のごみ箱設置の義務を現在も果たしておりません。法令遵守の観点から、今後の対応と本町のコンプライアンスに対する考えを問います。

以上3問、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、町内の道路・歩道の安全確保について、2問目、行政区の自治組織の負担軽減と町行政と住民の強調について、3問目、廃棄物の処理について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番木村 稔議員の1問目の御質問、町内の道路・歩道の安全確保についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線代ヶ崎浜字峯付近の道路の危険な箇所を長い間県が放置している箇所がある。本町は県にどのような働きかけを行っていたのか回答を求めるについてお答えさせていただきます。

御指摘のありました箇所は、宮城県仙台土木事務所が管理する県道で、令和元年10月の台風

19号により被災した箇所になります。被災当時、通行車両の安全を考慮し、町職員が路肩へのカラーコーンと紅白バーを設置し、注意喚起を図り、状況写真などを撮影して宮城県仙台土木事務所へ報告しております。宮城県より令和2年度での復旧工事を実施すると伺っていましたが、着手されていないことから、これまで宮城県仙台土木事務所の道路管理班の担当へ直接口頭で対応依頼もしております。

次に、2点目の御質問、土地改良区から代々崎浜に抜ける道路に地滑りが懸念される箇所がある。本町が行っている対策の説明を求めるについてお答えをさせていただきます。

御指摘のありました箇所は、令和3年10月7日の道路パトロールで状況を見て、カラーコーンを設置し、以後、道路パトロールにてのり面の様子を確認しております。この場所は切土箇所であり、状況に大きな変化は見受けられませんが、のり面に湧水、水が出ておりますので、復旧対策を検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問、松ヶ浜字浜屋敷のアワビ採苗飼育棟裏の町道が傾いてきているとの指摘があった。専門家による現状調査ができないか回答を求めるについてお答えをさせていただきます。

御指摘のありました箇所は、ちょうど港松ヶ浜海岸線であります。東日本大震災で路面被害を受け、舗装復旧を行った箇所でございます。以後、昨年2月の福島県沖地震や3月の宮城県沖地震時にも、目視では沈下等の道路被害の状況は見受けられませんでした。今後、看板等による大型車両の進入防止対策や道路パトロールなどを定期的に確認を行い、路面亀裂など状況に変化が見られれば専門的な調査などを検討したいと考えております。

次に、4点目の御質問、汐見小学校西門周辺の防犯灯に黒いテープが巻かれている旧型の防犯灯がある。歩道の安全確保の観点からその黒いテープを取りたい。回答を求めるについてお答えをさせていただきます。

御質問の防犯灯は、平成24年度にポールの腐食を確認し修繕を行ったものであります。この防犯灯は、修繕を行った当時、周辺の防犯灯より腐食が激しく、修繕の際に、今後のことを考えた上で再腐食防止のために防食専用の黒いテープを巻いたものであることから、取り外しを考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、2問目の御質問、行政区の自治会組織の負担軽減と町行政と住民の協調についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、行政区の自治組織に対して、地域内の住民名簿の提供等の有無についてお答えをさせていただきます。

地域内の住民名簿については提供しておりませんが、転入転出者名簿については、世帯主名と住所のみ記載したものを月ごとの文書配付時に区長さんへ配付提供しております。

次に、2点目の御質問、行政区の自治組織への加入の有無の確認方法に住民名簿及び転入転出名簿はどのように重宝されているかについてお答えをさせていただきます。

まず、町として転入転出名簿を出す目的は、住所の転入転出があった場合に、各地区区長さん方に自分の受け持つ世帯をきちんと把握していただくためでございます。区長さん方に転入転出者名簿の活用について確認したところ、多くの区長さんが地区に居住する住民の把握に活用しており、転入された世帯には、ごみ捨場の位置や区費などを記載したペーパーの配付や直接訪問により地区の概要を説明しているとのことでもあります。これらの説明には、当然のことながら隣組等への加入ということも含まれてまいります。

なお、これら個人情報につきましては、区長さんは非常勤の特別職の公務員として守秘義務がございます。区長として知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない、区長を辞めた後も同様である旨は区長就任時にお伝えをしており、区長さん方も十分認識し名簿の取扱いをされております。しかしながら、昨今は個人情報への関心の高まり、プライバシーの問題と人付き合いに対しても人それぞれの価値観がございます。このため、今後は転入転出者名簿の提供の可否を含め、提供する場合でも、改めて取扱いのルールづくりが必要と考えております。

次に、3点目の御質問、本町への転入の際、自治組織加入の手続の案内を町民生活課の窓口でも行えれば行政区の自治組織の負担軽減と行政と住民の真の協調ができるのではないかについてお答えをさせていただきます。

木村議員がおっしゃる行政と住民の真の協調に資するものではないかと思えます。隣組等への加入については、地区ごとにその方法が違っているのが現状でございます。転入された方に加入意思を確認し、意思を示した方に加入をいただくという地区と、転入した時点で自動的に加入となる地区もございます。しかしながら、近年は自治会への加入を望まない方々も増えているようでございます。地域コミュニティーの希薄化が叫ばれて久しい今日、このことは自治会だけの問題ではないと捉えております。顔と顔が見えるまちづくりを進める上で、行政だけでは限界がございます。地区の皆さんとともに進めてこそそのまちづくりだと思います。

町といたしましても、自治会が抱える課題に対してどのようなことができるのかを考えていかなければならない時期に来ていると思っております。自治会等の自治組織の運営等に対しては町が介入すべきことではございませんが、時代の流れや人々の価値観が多様化していることを各地区の区長さんには御理解いただく必要があると感じております。互いに顔と顔が見える

まちづくりを進める上で、自治会組織、地区のコミュニティーは大切でございます。先ほど申し上げましたが、転入された方々への地区の概要説明は、転入された方々と地区の区長さんや組長、班長さんの顔をつなげる絶好の機会となっているようでございます。

木村議員が御提案の町民生活課窓口での本町への転入届等の際、自治組織加入の手続の案内については、配付することを前提として、自治会の紹介や加入手続の案内等、配付物に盛り込む内容について区長会に提案をさせていただき、区長さん方とともに考えてまいりたいと考えております。

次に、3問目の御質問、廃棄物の処理についてについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、地区のごみステーションにおける違反ごみの正しい処理方法を問うについてお答えいたします。

ごみ集積場は、町の収集日程に合わせて地区のルールにて維持管理されております。大半の地区ではルールが守られておりますが、ごく一部の集積場では、利用者のルール違反が見受けられるのも事実であります。不適正に排出されたものについては、町では収集できない旨のステッカーを貼って未回収となります。本来は搬出者、いわゆるそのごみを出した方自らが改めて入れ直し等を行い、正しく処理していただくことが基本となります。

次に、2点目の御質問、町民が利用するごみステーションは本町が購入し貸出し方式にすべきである。本町の考えを問うについてお答えをさせていただきます。

本町では、地区から設置の申出を受けて定期的に収集する方式となっております。ごみ集積場についての設置者について明確なものはございません。このようなことから、地区でのごみ集積場の設置につきましては、町が行う収集運搬を行うため、住民の皆様の御協力と捉えております。

次に、3点目の御質問、本町は、環境美化の促進に関する条例に定められた町内のごみ箱設置の義務も現在も果たしていない。法令遵守の観点から、今後の対応と本町のコンプライアンスに対する考えを問うについてお答えをさせていただきます。

町の条例では、公園、広場等の公共の場所の管理者は、当該公共の場所におけるごみの散乱を防止するため適当な場所にごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならないと定められているところであります。

しかしながら、実態として、ごみ箱の設置がさらなるごみの無秩序な搬入、散乱を招き、本条例のそもそもの目的である散乱を防止するとともに、散乱ごみの清掃を行うことにより環境美化の促進を図ることとしたものが、相反することになりかねません。この矛盾した点をただ

すためにも、本条例につきましては現状を鑑み、改正が必要なことと認識しており、準備手続を進めているところでございます。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） まず、1問目の1点目について再質問させていただきます。

道路の下までえぐれている状態は、県は1年以上も放置しているわけであります。その危険箇所の注意喚起でポール等、これは設置されているところでありますけれども、それは道路法の42条の観点から見ても好ましくないことだというふうに思っております。例えば、これが本町の町道であれば、先ほど台風19号というお話ありましたけれども、修繕の計画にそのぐらい時間がかかるものなのかどうか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 修繕の計画に関してはそんなに時間はかからないとは思いますが、県の方で危険だと判断すれば修繕を行ったと思われま。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 十分危険だと思います、あそこは。

2点目に参りたいと思います。

2点目、水が今でも絶えず流れている状態なんです。さっきも説明ございましたけれども、その状態というのは改善されていくんでしょうか、ずっと流れていますけれども。地盤が緩い状態、これが常に続いている状態だと思うんですけれども。上に民家もあるんです。すごい心配なんですけれども、どうなんでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに地山の切土ではありますが、湧水の状況を、変化はうちのほうでパトロール等で注視しておりました。現状は少量の湧水ではまずありますので、にじみ出しているというような状況もありまして、この湧水の排水対策、そういったことを検討してまいります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、3点目に参りたいと思います。

3点目なんで松ヶ浜です。やはりこちらかなり相談もされることがあります。パトロール等々で先ほど対処すると。あとは大型車両が通らないように看板設置ということなんですけれども、1点目にあつたあの道路なんですけれども、かなりガードレールというか、下までなっ

ていまして、それもちよっと曲がっているなど、そこら辺を危惧する住民の方いますので、そこに4軒ぐらいあるんですけども、その方からパトロールの際には話、ぜひとも、ぜひともこれは聞いていただきたいと思うんですが、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに町の職員のほうで、現地のほうののり面とかも入って、現場に入って注視とか、目視の状態ではありますけれども、現状をまず見ておりました。大きな異常は現場的には感じられないんですけども、議員さんがおっしゃるとおり、その地域の方々に不安にされているということがあるのであれば、その住民の方にお話を聞くとか、そういったことをちょっとしたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 分かりました。周辺の住民の方と話していたら、地盤、ちょっとごみステーションも傾いてきていると。そこに何かあるんですけども、現在使用禁止になっているらしいんです。町道の傾きと因果関係というのは、ちょっと私素人なんで分かんないんですけども、そもそもあのごみステーション使用禁止にされていてはかなり生活に困るわけです。果たして担当課というのはこれ把握しているのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの場所につきましては、自分も含めまして現場のほうを確認しまして現状を把握しております。現状、2台の集積場のステーションが並んでおるところですが、御指摘のところは古い集積場というか、簡易的なちょっと集積場みたいなのが沈み込んでいるというところでした。現場を見た上で、代表区長さんと現状の把握と、あと経緯につきまして整理を進めているところでまいります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、4点目に参ります。

4点目ですが、これは平成24年からということですけども、黒い防食テープ、これかなり古いものですね。安全確認はきちとなさっているんですか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 安全確認を行っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） どんなふうにやっているんですかね。黒いテープ巻かれているあの防犯灯というのは少し特殊で、コンクリートの土台が覆われていて、ぱっと見るとかさ上げされているような形になっております。あんまりない。あそこでは1つぐらいだったと思うんですけども。その間、そのコンクリートと支柱の根元部分を黒いテープ、防食テープですか、先ほど御説明いただいた防食テープで巻いているんですけども、既にかさ上げされている状態なので、そのテープというのは果たして必要なんでしょうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） あその傷みが激しくなった原因が、動物の排せつによるものとなっておりますので、その防止のために巻いたものでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 根本部分のコンクリートの土台にはさびがにじんでいて、そのテープを巻いたところから出ているんじゃないかなというふうに、私ちょっと思うんですけども、まあ、開けていないから分かんないんですけども、安全面というのは果たして絶対大丈夫なんでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 100%安全とは何事に関しても言えないと私は思っております。ですので、こちらのほうでその防犯灯をたたいてみたり、ゆすってみたりして、安全の確認を行って大丈夫であると確認をしておりますので、そのような状態になってございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほどの1回目の答弁では取る気はないと。でもこれ、そのままにしても大丈夫だという判断を先ほど1回目の答弁で言われました。でも、そんなに安全であれば、町中の全ての防犯灯に巻いたらいいんじゃないですかと思うんですけども、いかがでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほども申したとおり、そちらの部分、その防犯灯に関しましては、動物の排せつが多かったというところがございますので、それで、周りのものよりも傷みが激しかったので1本だけ修繕しているものでございます。その原因が排せつであったということで大事を取って防食テープを巻いたということになってございますので、御理解いただ

さらにもう一つの欠点、内部に一度水分入ってしまうと、防食テープというのは逆に水分内部で保持してしまっていて、かえってさびの更新が進む点であります。防食テープ巻いていたならば、もう防食テープ巻いた後は、さびの発生有無確認するにはテープ剥がすしか方法はありません。

しかし、防食テープを巻いて駄目だとは私あえて通告書に書きませんでした。もし内部の状態、もしこのテープ使用するなら、定期的にテープ、油分切れる前に剥がして内部の状態、これ点検する必要があります。この新しいテープにまた貼り直せばこれ問題ないんです。いいものだと思います。しかし、現実にはそこまで管理できますか。平成何年からでしたっけ、ずっとテープ巻いているの。これ、もし忘れてしまったら、発生の有無は誰も気づかれないままです。

防災の危険箇所の管理の基本というのは見える化じゃないですか、教育長。防食テープの売り込みの文章を見ると、売るためにいい利点しか書いていないんです。私、防食タイプにあんまりいい印象持っていないんです。否定派です。なぜかというと、100%安心だと過信してしまう人が出てくるからです。見た目はきれいでも中身はぼろぼろかもしれません。目視によるパトロールでの点検で問題あればそのたび対処していく、それでいいんじゃないですか。少なくとも小学校の横断歩道の横の防犯灯に巻きつけておくような代物なんではないでしょうか、それは。見えない箇所に危険は常に潜んでいる。これが、そう考えるのが危険管理の昔からの基本、セオリーじゃないんでしょうか、回答を求めたいと思います。御意見をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） まさか私に振られるとは思っていなかったんですけども、防災対策室長がさっき話したように、そのものについて、防災対策課として、たいたたりゆすったりして安全を確保した上で、その上さらに防食を防ぐために黒い布を取り付けたということなので、完全ということはないかもしれないけれども、ある一定の防災対策の効果はしているというふうに認識しているんじゃないかなと思うんです。そういう意味で、防災対策室については、それなりにきちんと対応しているんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 今度は町長に回答を求めたいと思います。やはり危険管理、先ほど言ったように、中身が見えないと、危険管理は見える化がやはり一番じゃないかと。そこで問題があれば要請等もまたできるわけですし、いつまでも見えない状態にしているというのはどうなのか。しかも、何個もテープ巻いているわけじゃないんです、そこだけなんです。剥がして、その油分取ったのをもう一回あれしてもいいんじゃないかと私は思うんですけども、そこまで意地になることじゃないと思うんです。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 町長の前に私が回答を申し上げたいというふうに思います。

あの防食テープを巻いたというようなことにつきましては、できるだけ耐用年数を延ばすと、腐食をできるだけ後のほうに回すというようなことをごさいますて、例えば、こういった灯につきましては、防さびのための塗装する、その上にまた塗装すると、そういったものと同じでございます。防食テープでその上を巻いて補強をしたというふうなことをごさいますので、その時期が来ればそれを交換するとかそういったのも、例えば、塗装し直しするのと同じように管理をしていまいますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） もう10年以上巻いているので、もうその時期です、それ。

次の質問、2点目の質問に参りたいと思います。2点目は、1点目と2点目一緒に質問させていただきます。再質問させていただきます。

先ほど、その1点目、2点目のときはちょっと出なかったんですけども、3点目のときに、転出届出したら自動加入と。自動加入というのは、自治組織で、これ自動加入というの果たしてあっていいのかと。普通は一軒一軒回って、入りますか、入りませんかというのが、それは自治会組織の当たり前で、みんながやって、それを自治会組織にそのまま直結というのはあり得ないんじゃないかなと思うんですけども、それは。どうなのかという。まあ、その勧誘というのは好ましいものなのかどうか、今ちょっとびっくりしたんですけども、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） しばしお待ちください。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 議員さんおっしゃるとおりではございますが、ただ、その経緯というんでしょうか、地区によってはあると思うんです。どういう経緯でその地区、自動加入されているところがされているのかというのも一回伺う必要もあるかと思いますが、いずれにしても、先ほど町長答弁でもございましたが、価値観とかいろんなことが、今、現代社会の中で、ニーズというんでしょうか、そういったものも変わってきている中でどうあるべきかということで、区長さん方にはその自動加入とかというのではなく、あくまで本人の意思というか、そのことであることは伝えていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 自治会のことですから、私、自治会に一般質問しているわけじゃありま

せんので、それはそちらのほうでやっていただければなというふうに思います。

ただ、そもそも行政区の自治会の名簿提供というのは、個人情報保護条例、これ6条の利用及び提供の制限、これの2項7号、その規定適用して可能にしているのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） この7号に適用してはございません。ただ、今後こういったことも含めて、個人情報保護条例と、それから法も施行されてきますので、ある意味について、状況によってはこの審査会の意見を賜りながらということもあると思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 7号適用していないと、それはちょっとどうなのかなと思うんですけども。そうですか。

じゃあ、本町では、平成29年5月、平成29年度の公布の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する条例、まあ区制度変わったときですよ。当時その名簿に、名簿提供において、個人情報、本町の保護審査会に諮問行ったのかどうか。また、答申の内容、どのようなものだったのか回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 条例制定時には特に諮問とかは行ってございません。ただ、今後そういうことも必要になってくるかと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 基本的に、その7号を規定しないで、どの規定で提供しているんだと思うんですけども、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 名簿といいますか、世帯主名と住所は提供しているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それというのは個人情報のどの部分かと。

これ多賀城市で、多賀城市では平成29年5月17日公布の地方公務員法、先ほど言った自治法の一部を改正する条例、これ施行に伴って、名簿提供において、菊地健次郎前市長が多賀城市の行政区審査会、うちでも審査会あります。その同じようなものに諮問を行っているわけです。そこで返ってきた答申では、市に対してかなり厳粛な事項を、厳守事項を課した上で名簿提供

許可しているんです。そういった、さっき7号と言いましたけれども、多賀城市はそれに対して諮問しているんです、可能にするというのは。ちょっと私それがないというのびっくりしたんですけれども、そのガイドラインの作成の、その中にガイドラインというものの作成もあって、守秘義務、目的以外の使用禁止、複製の禁止、情報管理の徹底化とか、事故報告義務等、具体的に記載したガイドライン、市は整備することというのが、整備すること。また、名簿提供を受ける側には厳守する旨の誓約書の提出を求める、これ厳格な条件課して名簿提供を多賀城市では可能にしているわけです。

4月の施行の個人情報の保護に関する法律、これ新法ですね、新法4月来ますけれども、今度16条の2項に、不適正な利用の禁止というのがその16条の2項に今度できるんですけれども、個人情報取扱事業者は、違法又は不法行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないと、もう新設加わるわけです。

そこで、本町の特定個人情報保護条例6条の利用及び提供の制限の点で、もう少し配慮するべき、追加する点というのがあるのではないかと、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） まず、多賀城市の審査会の件につきましては、もともと多賀城市の場合は区長さんというのは私人扱いであったかと思います。それがために、そういう厳格なのはしていたかと思います。うちの町の場合ですと特別職の公務員ではありますが、ただし、やはり多賀城市に準じたというんでしょうか、ガイドラインというのは必要かと思います。

それから、先ほど事業者とありましたが、今の個人情報保護法では地方公共団体は該当してごさいません、条例でごさいますので。ただ、先ほども触れましたけれども、来年4月から地方公共団体も、民間、それから独立行政法人とかと一緒に今年4月になったんですけれども、そこに来年4月の地方公共団体も加わりまして、個人情報の扱いが一本化されますので、先ほどおっしゃったのは扱いの事業者のところでごさいますので、これから、国から地方公共団体についてのガイドラインが示されることになりますので、先ほどおっしゃったような課題というんでしょうか、そういったことも踏まえて、条例改正か廃止なるかちょっと分かりませんが、その中で併せて検討させていただきたいというふうに考えてごさいます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） でも、事業者に渡すのも行政ですよ、そのデータを。

多賀城市、ちょっと先ほど結構厳しい意見できちんとした情報管理をやっているということなんですけれども、多賀城市の条例の中に、多賀城市の個人情報保護条例の10条に、個人情報

の提供を受けるものに対して必要な制限を付し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めなければならないという実施機関、実施機関です、この。実施機関への義務課しているんです。

本町でも多賀城市のように、いちいち名簿の提供の際に一回一回ガイドライン手渡す等の措置も必要なのではないかなというふうに個人的には思うんです。どんどん厳しくなっています。かなり罰則も厳しくなっている等々で、皆さんやっぱり保険入って定款は読まないじゃないですか。普通の人法律読まないのと一緒で、それが勝手に自治会に入会させて、この名簿をもらったら自治会に入ったというような解釈をして、それを自治会名簿に入れるというのはちょっと危険なんじゃないかなと。

今88条ぐらいの今度条例から170以上の条例になると、罰則等々もこれから厳しくなる。これから先を見ればさらにもっともっと厳しくなるというのは、もう目に見えて分かるわけです。多分悪気はもちろんないんです。慣例でやっているんです。ずっと慣例で。それで罰金、懲役とかありますよ、これからどんどん。寛容な時代は終わったんです。厳格さが求められる時代なんです。だから、これは自治会だからという話にしないで、ちゃんと、これこれこういうものなんだよというのをこれからつけていかなきゃいけないんじゃないのかなと。分かんないんですよ、悪気ないし、このことで。このことは、2点目は終わりたいと思います。

3点目でございます。

3点目なんです、本町への転入の際、自治会組織の手続の案内でこれできないかと。いい回答もらったんじゃないのかなと思うんですけれども、本町の転出の際、転出者に対して自治会の案内、例えば車の更新に行ったときに、安全協会入りますか、入りませんかとかではなくて、それは町民課すごい大変ですから、こんなことやっていたら。じゃなくて、せめて最低区長さんの名前、電話番号、あなたはここの地区に転入するんだったらという、じゃないと私も分かんなかったんです。近所の人に言ったら何とか教えてもらったんですけれども、最初分かんなくて苦労しました。さらに、それは基本なんです。

さらに、代ヶ崎さんだったら前向きに検討してくれるんじゃないかなと、ああいう前向きな自治体だったら前向きに検討してくれるんじゃないかなと思うのが、例えば代ヶ崎さん、おはじきアートとかやっています。うちの自治体はこれこれこういうイベントをやると、やっていると。夏にはこれあって、秋にはこれあると。例えばうちの区長、加藤区長か、学識の高い方ですとか、あとはうちの小幡区長であれば、区長でありさらに民生委員で、かなり人徳者で相談にも乗ってくれるいい区長だよとか、あえて要望があればですよ、基本は名前とかで、明る

く安心・元気な補助金もそうですけれども、今あまり使うところないんです。そういう活動減っていますから。例えば、そういうお金で作ってきてもらうとか、そして、みんなで自治会を盛り上げていきたいと思いますというPRのものがあつたら、もっともっと町内会の団結の施策みたいなので、もっともっといいんじゃないのか。今、自治会入りたくないという人かなりいますから、であれば、自分で一回こういうの見て、興味持ったら電話かけてもらって、あとは区長さんと、これこれこういう楽しい、すばらしい自治会なんだというのをアピールすることもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺に対して回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 御提案ありがとうございます。区長さん方に今のお話とかをさしあげまして、どういうふうにそのチラシの中に盛り込むか、どういう事項を盛り込むかも踏まえて検討というか、区長会とともに検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 最高傑作です。

それでは、3問目に参りたいと思います。

3問目でございます。町内のごみステーションとごみ箱についてじゃなくて、町内のごみステーションにおける違反ごみの正しい処理です。

地区内のごみステーションに放置されている違反ごみの処理について、皆さんの地区というのはどのように行っているのでしょうか。知っていますか。地元ルールがあるんです。地元ルールが異なっていることを本町で把握しているのかどうか。これはちょっと遠山の方、5番議員さんなんですけれども聞いて、あれ、随分違うんだという。

皆さんの地区では回覧板みたいなノート回ってくるのでしょうか。回ってきて、1週間ごとに、何月何日不法ごみが置いてありました、どういうものですか書くとか。話聞いたら、みんなのところないと言うんです。私の地区だと、ごみ袋を一回下げて、もう中を開けて、人のごみ開けて、汚物が入っていくようが下着入っていくようが分別して、次捨てるところまで自分のごみとして持っていなきゃいけないんです。だらだらなっているんです。捨てる違法ごみの人はあまりその人のこと考えてくれないんです。優しくないんです。だらだらなっているんです。もうすごい臭いなんですけれども。そのノートのこと、私デスノートと呼んでいるんですけれども。とにかく私の場合には不法ごみ、どうかないでほしいと常に思いながら行っているんですけれども。

これ皆さん違います。皆さんの地区、多分そうじゃないんですよ、恐らく。周りの議員さ

んに聞いても、いや、うちそんなのないよと。あそこの点検したりとかする人も、うちは違くと、この人じゃないとか。これどういうルールになっているんだと、この地元ルールというのは。この違反ごみにおける処理のルールというのを一本化できないのか。本当につらいです、これ。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

地区よってのルールの違い、こちらについては担当課のほうでも把握しております。やはり地区よって様々な細かいところが違っていたり、今、議員さんおっしゃったようなノートで管理されているところもあるということは実態として把握しております。そして、今切なるお願いとして申されたことかと思いますが、違反ごみの管理が地区の役員さんだったり、その当番だったりというところでやっていたかと思えます。

ただ、こちらにつきましては、コロナがはやっているということもあります。そもそもの衛生面の観点からも、人のごみを開けてとか、他者のごみ触ってというところは非常に問題があるものと思って認識しておりまして、昨年度開催しました遠山さんとの意見交換会なんかの意見をベースに、違反ごみステッカーを貼ると基本的なことを答弁させていただいたところではありますが、ステッカーをそもそも相当な悪質性を除いたものに関してはステッカーは極力貼らないような形で運用しております。相当悪質なものは直接役場のほうに連絡いただき、役場のほうで対応するとかという形になりますが、いずれこの放置したごみ、推進委員さんには触らないようにと、開封して詰め替えとか衛生上問題があるのでしないようにということで指示のほうをしているところであります。また、ちょっと昨年途中から運用しているもので、その辺、指示がもし徹底していないようなところがあれば、改めてこちらからも指示、啓蒙のほうをまた進めていきたいと思えます。

あと、ステッカー最終的に貼られたごみにつきましても、このまますぐ回収すると、やはりルールを守っていただいている方々に対する公平性も問われますので、一旦、これはステッカー、出した方が詰め替えてもらえるということを期待して放置はさせていただきます。ただし、これもいつまでも放置するわけにもいきませんので、次回の同じごみの回収日をめどに回収させていただいているということになります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） かなりいい回答いただきました。もうすごうれいす、これは。

しかし、言葉きついんですけれども、行政が町民をちょっと追い詰めた口もあるんじゃないかなと私は思うんです。本町のごみ集積所の指定及び管理に関する要綱の第3条指定基準、これ6号に、適正な排出方法によらない家庭ごみ等を回収しないことについて了承することと、こう書いてあるんです。廃掃法の6条2項には行政収集と運搬の義務があるので、ちょっとこれどうなのかと。こんなことしている行政は今ないです。でも、今やめるという話をいただいたので、再度なんですけれども、その要綱第3条指定基準の6号、これを削除を求めたいと思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御指摘の要綱の部分ですが、確かに近隣自治体、他市町村を見ても明確にこの部分示している要綱はほぼほぼ見受けられないなというところになります。

ただ、先ほどの答弁でも申しましたとおり、逆に違反ごみを出す方に対するちょっとこう、何ていうんですか、何でもいいよというふうに取りられても問題がありますので、見直す際、整理する際は、そこら辺を注意したいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 2点目に参りたい、移りたいと思います。

ごみ集積場です。本町のごみ集積ボックス、小さい箱です。これ本町の私有物であり、令和3年度の予算審査の質疑で、地方公共団体、どのような責務でこれ所有しているのかと。その回答が、集積物収集を円滑にするためだという回答ありました。その点を鑑みた場合ですが、同様にごみステーションも収集円滑するためのものであって、行政が購入して設置すべきではないかと。ごみを回収する箱の大小だけの問題でございます。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらにつきましては、籠とか、そちらのほうは可搬できる軽微なものなので、あとは洗浄等もしているので、町のほうで準備しているものですが、集積場につきましては、その場に固定したり、ほぼ固着させて使うということもありまして、町長の答弁にもありましたとおり、使う住民の皆様の協力に基づいて設置しているというふうにさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 廃掃法の6条2項には、行政の責務として一般廃棄物処理計画に従って、その地区内における一般廃棄物を生活環境上支障がないうちに収集して運搬しなきゃならない

と。この生活環境上支障がないうちにですよ。ごみステーションないと本町の義務は果たせないんじゃないですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） おっしゃるとおり、ごみステーションがないと当然収集運搬ができないというところになります。御指摘の廃掃法の6条の2は、町が収集運搬するんだよという旨のところを示してあるところですが、廃掃法上、この議員御質問の、じゃあどこが集積場設置するんだとかというところが明確にはなっていないものの、同じ6条の2の4に、ちょっと長いので割愛させていただきますが、最後の部分には、市町村が行う一般廃棄物の収集運搬に、及び処分に協力しなければならないというようなところもあり、そのあたりが皆様に協力していただくところの大本となっているのかなと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 環境省に電話して聞いてみました。廃棄物適正処理の推進課のナガシマさんという方なんですけれども、国はごみ集積所に関して昔から一切指導していないと、一般廃棄物処理計画内で定めているんだと、各市町村側で判断違うので一概に言えないですとのことであります。

本町の一般廃棄物処理計画内で住民に設置に関する金銭の負担、これ定めているのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 金銭につきましては定めておりません。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） もし一般廃棄物処理計画内、住民に設置に関する費用の負担、これもしですよ、万が一求めているのであれば、これ税の二重課税に抵触するわけです。だから書けないですよ、こんなこと。また、そのことから、明記しないまま曖昧にして住民に負担させているんじゃないのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらにつきましては、住民の皆様、個々に、おのおのに負担していただいているというよりも、自治会組織、先ほどの質問にありました自治会組織等で集積ポイントを定めて設置していただいているものというふうに認識しております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ごみステーションまで家庭ごみを持ってきてくれてありがとうございます。おかげさまで委託料と役務費大幅に削減できましたと。代わりにごみステーションが壊れたら町が負担します。だから大切に使ってください。そう考えて、町民に感謝して設置すべきじゃないですか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 町民の皆様につきましては、当然感謝のしようもないほどだと思います。ごみ集積場を自分の地区のものとはいえきれいに使っていたり、毎週ちゃんと出せるような形で運用していただいている分については、本当にもう何もこちらから申し上げることないぐらいだと思っております。はい。あと何でしたっけ。（「議長」の声あり）いいですか。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。

○4番（木村 稔君） ああ、どうぞ。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。

○町民生活課長（藤井孝典君） 以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。

○町民生活課長（藤井孝典君） はい。木村議員。

○4番（木村 稔君） 私は、令和4年度の一般会計予算に反対しているんで堂々と言わせていただきますけれども、ハッピープロジェクトの予算に58万6,000円使うより、町民はごみステーション壊れたら町に造ってもらったほうがよっぽどハッピーホルモンが出るんです。

条例等々のどこに住民が金銭負担しろと書いてあるんですか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 条例には金銭負担等のことは説明されているところはございません。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そもそも環境美化の促進事業補助金のその10万円ではごみステーションそもそも買えないんです。その他にも除草作業など、これ住民に本町頼っているわけです。逆に二、三十万円する20世帯ぐらいのごみステーション、これ10万円で購入するのなら、どうぞその店教えてくれと思うんです、本当に。どこで売っているのと。そもそも足りないと。もし二、

三十万円でごみステーション、10万円、それ買えるならかなりお買い得です。それ本町で買ってください。環境美化の補助金10万円で足りません。ごみステーションは行政による購入を求めたいと思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御指摘の補助金等は、ごみ集積場リプレースしたりとか、修繕したりしていただいたのに使っているところではありますが、御指摘のとおり、1個当たり10万円で整備できないのも重々承知しております。20万円かかったり、30万円近くするケースもございます。そちらにつきましては、補助金の中でうまく充ててもらって、あとは地区で今のところはその足りない分を負担していただいて、併せて設置に協力していただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 私の疑問ですけれども、非自治会会員で環境美化促進事業交付金のこれ交付対象外ですけれども、ごみの排出というのは現在どのようにしているのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 自治会、区費等を支払っていない町民の方というふうな理解の下にちょっとお話しさせていただきますが、区費を払っていない場合でも、集積場のほうは置いていただければそのまま収集するというのが町の責務だと思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そうです。捨てることできると思います。防犯灯を、地区防犯灯の下を夜歩くなというようなもんですから、当然捨てていいものだと、判例もそうになっていますし、そうじゃならなきゃいけないと思います。

しかし、費用負担がない人でもごみステーション使えるなら、最初から住民に費用出させないでほしいと、私こう思うんです。その回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ごみ収集場、集積場の運営管理費として直接取られているものなのか地区によって分からないんですが、ちょっとこちらになりますと自治会の運用上、運営上のお話となりますので、直接の回答は差し控えさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） やはり住民負担というのどこにも載っていないんです。お金を出せというのは憲法30条の税金負担しか住民というのはないんですよ。それを皆さんだって町の予算とか、国、県から来た予算で金銭感覚、金銭のあれが書いてないからと、ああと思うのもたくさん事業であるでしょう。それをそのまま町民と同じような扱いで、来たのと同じようにやるというのはどうなのかな。憲法30条にも納税の義務しかないですからね、副町長。それを出せって言うのがどうなのかなと。

もしそれをやれというのは、住民に設置に関する費用の負担、根拠なく求めるのであれば、地方自治法第10条2項、住民は属する地方公共団体役務の提供を等しく受ける権利を有する、その規定にのっとって戸別収集導入すべきじゃないのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 何か私の名前が出たようでございますので、私のほうから回答申し上げたいと思います。

そもそもごみ集積場の設置、それから維持管理につきましては、町の責務でそれを設置、維持管理をするというふうな責務を負っているというふうな立場にはございません。ですから、住民に対してその設置負担を求めているというふうなことには、町で設置すべきものを住民に転換しているというふうな立場にありませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 以上です。（「まだあるんですけども」の声あり）以上、時間でございます。（「以上、時間」の声あり）はい。終わってください。（「はい、議長」の声あり）発言認めません。（「ああ、終わるんだ。はい、議長。以上、一般質問を全て、1問名残惜しいですけども終わらせていただきます」の声あり）

ここで暫時休憩いたします。午後1時15分、1時15分より再開いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、1番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔1番 佐藤直美君 登壇〕

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美でございます。議長の許可を得ましたので、質問のほうをさせていただきます。

まず1問目、中学校での「七ヶ浜5ラウンドシステム」による英語の授業の進め方を見直す考えはということをお聞きいたします。

現在、七ヶ浜中学校、向洋中学校では、英語の授業で七ヶ浜5ラウンドシステムの学習方法が採用されています。先生方はいろいろな工夫を重ねながら一生懸命指導してくださっているようですが、生徒たちの成績にはなかなか結びついていないケースもあるようです。主語や動詞が何なのかも分からずに授業を受けている生徒もいます。国語の授業では、主語、述語、形容詞、動名詞等の文法をしっかりと学ぶのに対し、外国語である英語の授業で基本となる文法に力を入れず授業を進めていることに疑問を抱いております。

中学生は小学生と違い高校受験という目標があり、越えなければいけない高い壁があります。新学習指導要領の外国語学習で求められている力のベースを5ラウンドシステムでつくることはできるかもしれませんが、希望する高校に入学できてこそその力が生かされていくので、まずは近隣市町の生徒と競い合う力が必要であります。そのためには、授業中に基本となる文法にもっと力を入れられるよう、七ヶ浜5ラウンドシステムを導入してから3年たった今、内容を精査し、つくり直す考えはないのか伺います。

2問目です。小中学校のトイレに生理用品を設置する考えはでございます。

現在、小中学校では、もしもの場合の生理用品の貸出しとして、必要であれば保健室の養護教諭に伝え貸してもらっています。

小中学生の多くの生理周期は定まっておらず、まさか生理が来るとは思っていないときに来てしまう場合も多くあります。ランドセルやかばんに生理用品を準備しているが、生理になっていると思わずトイレに持って行っていない場合もあります。その際は教室に一度戻らなければならない、ほかの児童生徒のいる中で、生理用品をランドセルやかばんから取り出す行為がストレスを感じる児童生徒もいます。

また、トイレから離れている保健室に借りに行くと、小学校ですけれども、5分間の休み時間内で済ませることができない上、中学生だと、今10分ありますが3分前着席となっているので、7分の休み時間ということになるかもしれません。授業に遅れてしまうと心配し、保健室にも行かずにトイレトーパーをぐるぐる巻いて対応したりする場合もございます。大人は簡単に、先生に言いにくいならお友達に授業に遅れてしまうと伝え、先生に伝えてもらえばよいのではと考えますが、この年代のお年頃、このお年頃、皆さん恥ずかしくて誰にも言い出せ

ないときも本当にあります。また、生理用品を持ち歩くのが嫌で、長時間交換しない児童生徒もおります。

生理のせいでストレスを感じることがないように、全ての小中学校で、必要なときに、必要な児童生徒が、いつでも生理用品をもらうのではなくて借りられるよう、トイレに生理用品を設置する考えはないか伺います。

以上2問です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、中学校での「七ヶ浜5ラウンドシステム」による英語の授業の進め方を見直す考えは、2問目、小中学校のトイレに生理用品を設置する考えはについて回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） 1番佐藤直美議員の御質問、中学校での「七ヶ浜5ラウンドシステム」による英語の授業の進め方を見直す考えはについてお答えします。

まず初めに、中学校教育の在り方に関する考え方、捉え方の違いについて若干の整理をさせていただきます。

議員御質問の中に、中学生は高校受験という目標がありとか、希望する高校に入学できてこそその力が生かされていく云々という文言がありますが、もちろん高校受験の高い壁の存在は十分に承知しているものの、そもそも中学校教育は高校受験が目標ではなく、学校教育法で規定する、中学校は小学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とすると、その目的が明記されております。さらに、受験は言わば生徒をふるいにかける、選別する作業であり、本来の中学校教育の目的と受験のふるい分け、ふるいにかける、選別する作業とはそもそも別次元のことなので、それを一緒に考え捉えているのはいかななものなのか。

以上のことを踏まえた上で、1問目の御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、中学校における七ヶ浜5ラウンドシステムは導入から3年目となりました。御指摘の成績に結びついていないのは基本となる文法をきちんと学んでいないからではないか、もっと文法に力を入れられるよう内容を精査し、つくり変える考えはないのかについてであります。初めに、現状から説明すると、文法に関しては、一般的にラウンド1からラウンド5までの5ラウンドのうち、意識して取り組むのは、基本的には、一般的にはラウンド4において文法に関する理解を深めるため、それまで繰り返しの音読で身につけさせた英文について、より詳しく文法指導を行っております。もちろん、先生の単元あるいは先生の教材解

積によって、ラウンド1から始まったり、ラウンド5のところでやったりと、いろいろそのアプローチの仕方は先生の考え方、それから単元によって違ってきます。いずれにせよ、文科省で定めている4技能5領域については5ラウンドの中で取り組んでおります。

今年度実施したNRT標準学力検査の結果では、ほかの教科と比べて大きな偏差値の差はなく、おおむね必要なレベルの理解に達しているというふうに考えております。

ただし、英語の4領域の中で書くことについては、学校によって違いがありますが、苦手としている生徒が多い傾向が見られることから、今後は文法の学習に加え、書くことにも力を注げるように改善を努め、七ヶ浜5ラウンドシステムのレベルアップに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、御質問の2問目、小中学校のトイレに生理用品を設置する考えはについてお答えします。

初めに、現在の学校の対応としましては、議員御承知のとおり、突発的に必要になる児童生徒がいた場合などに備え、各学校とも30個から100個程度保健室に常備しており、月に約1個か2個、年間約10個から20個程度の利用があり、全て無料提供とのことであります。

また、学校での生理に関する学習については、小学4年生の保健体育の授業で行い、その後、5年生の宿泊学習や6年生の修学旅行前に指導を行うなど、その都度、具体的に行っていて、特段問題はないということです。

議員御指摘の児童生徒がストレスを感じる生理用品の持ち運びについても、その指導の中で、一般的にはポーチやハンカチで包み持ち運びするよう指導しており、同時にエチケットやマナーも教えているということですし、さらに、家庭でも教育してくれているとの認識を持っているようであります。

また、養護教諭からは、衛生面で誰が触るか分からないため、しっかり管理できるところから渡すのが一番よいという意見がほとんどでありましたし、保健室で渡すことで生理の貧困問題も把握できるという御意見もありました。

確かに御指摘のような児童生徒もいるとは思いますが、そのような事例もあることを学校側に伝え、その場合の対処方法なども指導していただくようお願いしていきたいというふうに考えております。

改めて、衛生面、管理面、指導面という観点からも、現行どおり保健室で養護教諭が一元的に対応するほうがむしろ教育的であり、合理的ではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） まず、教育長から中学校の教育に関して御説明いただいてよく理解できました。受験はふるいにかけるということですが、でも誰でも通らなきゃいけない道ですので、そのところ思いまして私のほうの質問とさせていただきましたが、今日は5ラウンドシステムの質問ですので、そこは置いておいて、5ラウンドシステムのほうの質問させていただきます。

まずもって、NRTでは今年度はそれなりの成績も修めて、ほかの、何でしょう、教科と変わりなくということでしたけれども、今年度の皆さんにお配りしている向洋中学校と七ヶ浜中学校の令和3年度1月11日に実施した実力テストの結果、そちらを私のほうで情報、七ヶ浜中学校は自分の娘の、こういうふうに成績が出てきます。個人成績表というものがあましてこちらに全部載っております。これを基に七ヶ浜中学校の分を作成いたしました。向洋中学校のほうは私の友人からデータをいただきまして、入力のをさせていただいております。

こちらで見ていただきますと、七ヶ浜中学校、ほかの教科は軒並み平均点より高いです。英語です。こちら55.4とって英語のみ平均点より低いです。こちら亦楽小学校で昨年E L E C 文部科学大臣賞ですね、E L E Cの大賞を受賞した児童が今七ヶ浜中学校の1年生になっております。ですので、それはすばらしい評価いただいているものですが、やはり中学校に入るとなると、なかなかやっぱり点数には結びついていないのかなというのが現実だということとをちょっと分かっていただければなと思うのが1点です。

それから、こちらの領域のほうです。見ていただいても分かる通り、なかなかリスニングというのは本当に小学校のときからやっただいて、4人のALT来ていただいてやっているということで、とても本当に身になっていると思います。本当にすばらしいシステムだなというふうに私のほうも思っております。確かに小学生にも、私、4年生ですか、5年生、6年生、友人の友達とかに英語教えたりとかすると、本当に自分の子供なんですけれども、物おじせずに「How are you doing?」と言って「I 'm fine.」と。「Why?」「Because」というまで言えます、本当に。でも書けません、もちろん。そういうところまで伸びてきているので、そこは本当に実績として残っているなというのは私も身にも本当に感じています。

しかしながら、中学校に入ると一変します。この結果が分かる通り、第3問のこちらの語彙、それから第4問の語彙と文法です。英文読解というところにすごく弱いんだというのが本当に分かります。

それで、先ほど教育長がおっしゃったラウンド4のところで文法をやっているということですが、実際に私、娘が使っているもの持ってきました。今こちらの実力テストはユニット8で、ユニット8、9、10のもの、それからその前のものも全部含まれているんですが、現在進行形、それからto不定詞、それから過去形というのが全部交ざっています。それをユニット10で過去形をやるんですけれども、あまり教科書を使っていません。こういったプリントを使って、これ過去形説明されています。そのユニット10をやる中で、たったの10分やそこらでこの過去形を子供たちに教えて、宿題をじゃあ家でやってきてくださいねというふうに渡されます。ワークブックもやってきてくださいねと渡されます。しかしながら、子供たち本当に主語も動詞も分からないので、もう答え見てやっています。やっていない子もちろんいます。塾に通っている子だったり、英語が本当に好きで頑張っている子だったり。しかしながら、分からないのが、何が分からないか分からない子供たちもいれば、塾に通えない子供たちもいます。そうすると、だんだんもう置いていかれて、もうつまづいてしまって、そこから先に進めない。

B e動詞が何なのか、動詞が何なのかも分からないので、今回の実力テスト、皆さんに作ってお見せしましたけれども、この実力テストの第4問であるように、第4問の3、下線部④の質問に対するあなた自身の答えを主語と動詞を含む英文1文で書きなさいとあります。でも、主語が何か動詞が何か分からないので、これ書けないんです。

それから、下線部、1番になります。①、②、括弧内の語をそれぞれ正しい形の1語に変えなさい。「She goes to junior high school by bike.」となります。だけれども、答え、この解説にですね、この解説に答えが載っている、これも渡されるんですけれども、学校のほうに、生徒に。主語が三人称単数であることに着目しよう、また、動詞のつづりの変化をよく覚えておこうとあります。でも、生徒たち三人称単数が何なのかも分からないので、これを読んでも直せない。自分では直すことができないという状態が実際にあります。

ですので、5ラウンドシステムは決して悪いものでもないんですが、そのこのところを3年たった今、新年度が始まる今、どのようにすれば本当に点数に結びつくのか。点数にやはり結びつかなければ、さっき教育長がおっしゃったように、ふるいにかけるというふうにおっしゃいましたけれども、やはりみんな自分の志望校に合格したい、それがやっぱり今の現実なのかな、子供たちの現実なのかなと思ひまして質問のほうをさせていただいています。ですので、新年度、この5ラウンドシステムをどのようにさらにレベルアップしていくのかお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 私自身は英語の担当ではなくて社会なんですけれども、小学校は全部ですけれども、中学校は社会なんですけれども、実際に英語の時間にどういうふうに扱って、どういうふうにやっているのかということについては、そういう個々の授業の中身についてまで私自身は詳しくは承知しておりません。

しかし、幾つか反省しなくちゃならないところが、私どものほうの捉え方でも書くことがちょっと弱いよだということでもありますので、書くことを中心にして今年度はきちんと問題意識をきちんと持っていってもらおうというような認識ではいます。

ただ、文法についてはちょっとよく分かりませんが、特に英語についてはよく分かりませんが、改めて英語科の先生あるいは5ラウンドシステムの各学校からの代表の先生方が来ていますので、その場でこの文法のこと、それから書くことについて、どういうふうに取り組んでいくのかということについて、改めて検討していくというふうに思っております。

そのときに、私のほうでは今年から、今までもやり切れていなかったかなというふうに思うんですけれども、いわゆる数字にもう少し強くなってもらいたいということなんです。だからといって受験対応をしていきたいと思いますというふうになると、それはそれで誤解を生みます。したがって、そういう意味ではなくて、ちょっと数字に強くなるような授業の仕方をやってもらいたいという一つの目標も掲げておりますので、その目標とも照らし合わせて、今お話ししたように、5ラウンドの委員会、それから英語の先生方に問題を提起して解決していきたいというふうに思っております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、学校の数字に強くなるということで、数字に強くなるということ、数字を読めるようになるような数字に強くなるということですか。100だったら one hundred と言えるようにするとか、そういった意味だったんでしょうか。それとも点数を上げる、数字を強くするという意味だったのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 数字に強くするというのは点数なんです。一生懸命頑張った。一生懸命頑張ったけれども、それがテストしたときに数字に表れない子供もいる。そんなに頑張らないだけでも数字に表れる子供もいる。様々なんです。

しかし、子供たちにとってみても、先生方にとってみても、試験をしたときに、その結果出てきた数字というものについて、やっぱり子供も先生もそこに一喜一憂するわけですから、子供たちも先生方もやっぱりその都度一喜一憂しないように、自分は頑張ったんだ、今頑張った

からこの数字が取れたんだというような子供たちを育てていく、そういう厳しさも大事なんじゃないかと、そういう意味です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 実際に、実力テストは数字にはちょっとつながっていないのかなと思います。

それで、こちらのこの間のテスト、学校内のテストなんですけれども、数字につながっているんです。結構、多分皆さん取れているんです。暗記すれば取れる問題があります。ここに出ているのはまさに教科書に出てきているもの、穴埋め、ラウンドシステムで何回も何回も何回も読んで何回もアウトプットしている、自分の言葉じゃないアウトプットの仕方なので、例えば、「Hi, Meg. Come in! Quickly!」となっていると、もう教科書で覚えているので、ここ何入れれば分かるんです。ここ満点取れるんです。なので、やっぱりその数字に実力テスト、それから受験というところに、やはり最終目標ではないかもしれないんですけれども、やっぱり進学する上ではやっぱり受験というものは外せないもので、そういったところにつなげられるように、校内のテストの作り方もやはりちょっと考えていって、実力テストとの差を縮めていくのも一つの手なのかなと私のほうでは思っております。

そしてまた、これは保護者の方からの意見なんですけれども、授業では暗記メインになってしまっていると。定期考査の長文問題は、今お見せした単元の復習が多いので、例えば何かを指す。itは何を指していますかなどに答えている、答える問題もあるんですけれども、それ暗記してしまっているので答えられるんです。実力テストではその暗記したものが出てきません。なので、実力テストでやるような長文を、問題をやる時間をもっと取るとか、そういうふうに関実に本当に使えるように、暗記じゃなくて、リテリングもやっていると言っていますけれども、やはりそのようにつなげる仕組みというか、もっと練習できる、実際に書けるというのをやるお考えがないか伺いたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 必要ならば、それは時間数を増やすということはあってもいいと思っています。ただ、指導要領では、1年生から3年生まで英語は140時間というふうに決まっています。決まっているからといって、この140時間ぴったりでなくちゃいかんというわけではありません。標準として140時間。ですから、その学校の方針あるいは地域の実情によっては140時間を下回る場合もある。だけれども、また逆に140時間を上回る場合もある。

今のところ私どもが指導しているのは、年度当初に指導計画を立て、指導課程を作成するわ

けです。その指導課程を作成するときに、文科省で定めた必要な時間数、それは全部クリアしてくれと。最初の計画から少なくするんじゃないくて、最初の計画の段階から最低でも140時間あるいはそれ以上というふうにしてくれというふうにこれは指導しております。

それで解決できるのかどうか分かりませんが、これは指導法の問題と時間数の問題との微妙に絡んでいることなので、時間数だけ迫っていくわけにはいかないだろうと思います。したがって、先ほどお話ししたように、5ラウンドシステムの委員会あるいは英語の先生方を集めた中で、指導法の時間と、それから指導方法について、一緒に絡めて協議していくということが大事なんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） やはり国語も数学も理科もそれぞれいろいろやっぱり時間を使わなきゃいけないので、もちろん英語だけに時間を費やしてほしくはないとやっぱり私も思っています。バランスよくしないとやはり知識は得られないというふうに思っていますので、もしお時間がなくなるとなる、そのレベルに合わせたその子の学力に合わせてできる方法もあるんじゃないかなというので、いろいろちょっと調べて、仙台市のほうで取り組んでいるものをちょっと今申し上げます。

文法をそんなに時間を割いて今教えていないのが本当に現状です。なので、それを授業中に教えられることができないのであれば、家庭学習を充実させるために仙台市で導入しているA I型タブレット機器です。これQ u b e n aと言います。Q u b e n aのようなものを導入するなどして、学びの遅れを気にせずに自分のペースで学習できる機会を生徒に与えるのはどうなのかなと思っています。A Iが生徒一人一人の解答や学習データから間違いの原因を解析し、その原因を解決するために、その生徒が解くべき問題を出題して、各技能の習得のための最適な学習を実現できるんです。なので、例えば、このユニット10の過去形でつまづいているのであれば、徹底的に過去の過去形の問題を出して、解かせて習得させるということが出来ます。

なので、こういったものを導入する考えはないのかです。先ほど町長も言っておりましたよね。仁田議員の人口減少対策に対しての答弁で、子供たちへの質の高い教育をしていくというふうにおっしゃってましたので、こういった例です。例えば、こういう事業を起こして、基金ありますよね、グローバル人材育成基金や教育振興基金から繰入れをして事業起こす、進めるべきと考えるんですけども、そういったことを進めるお考えはないのか、町長にお伺いできればお伺いしたいなと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私のほうにもということでございます。それについては、直美議員さん言っているのは極めて意外とテクニク的なものなんで、現場の声なんかも聞いて、それがいいかどうか検討してまいりたいと思いますけれども、まずは、教育委員会のほうの意見を主体的に聞いてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、教育長もしくは町長なんですけれども、質の高い教育というものは具体的に何をすれば質の高い教育になるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 抽象的かもしれませんが、質の高い教育を考えたときに、子供たち……（「すみません、もうちょっと、聞こえないです」の声あり）子供たち一人一人が自分で考えることのできる、そういう教育をしていきたいなというふうに考えております。そのためにはどうするかということは、いろんなやり方があるんですけれども、目指すところは一人一人が自分の言葉で考える、自分の思いでちゃんと考えられることのできる子供、そういう子供を育てたいなと、それが質の高い子供ではないのかなというふうに思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） もちろんそのとおりでだなと思いますけれども、やはり点数につながらないとやる気も出ません。考える意欲もなくなります。あんなに一生懸命頑張ったのに、やっているのに、やっぱりこうすればよかったな、ああすればよかったなと。

なので、例えば、AIのそういう機器がつかれないとなるとしたらやってほしいなと、これは提案なんですけれども、やれるなら事業を起こしてやってほしいなというのは思いはありますが、なかなか進まないというのであれば、ほかの自治体で行っているように、例えば、市役所の一部を開放して登録制の無料塾等を開いている市町村等もあります。そういったことも、例えば英語だったら、英語だけに限らず、そういった人材を公募してやれないのかな。例えば、元のきずなハウスだったり、公民館内であったりというところも、場所がたくさんあるというふうに町長もこの間の私の一般質問で答えてくださっていますので、そういった事業を進められないのかなと思いますので、お考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） いろんな考えや選択肢があるだろうというふうには思っています。ただ、今すぐに、あるいは来年、再来年あたりに、議員がおっしゃるように、AIを入れますよ、この先生も入れますよ、こういう事業やりますよというふうにはすぐいかないだろうというふ

うに考えています。

なぜならば、現実に教えている英語コミュニケーションじゃなくてラウンドシステムの委員の英語の先生方、あるいは、2つの中学校の8人の英語の先生方にまず集まってもらって、現状はどうなんだというところから協議を始めているということが一番大事なんじゃないかなというふうに思うんです。一見するとちょっと遠回りのような感じがするんですけども、進め方としては、これは確実な進め方ではないのかなというふうに思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 今遠回りとおっしゃいましたけれども、現在勉強している生徒います。遠回りでやられてしまったら、現在、実際に高校1年生です、今高校1年生、5ラウンドシステム2年間やった子供たちにちょっといろいろ話を聞いています。その子供たちのやっぱり感想としては、2年間やってみて、そして高校に実際に入ってみてどういうふうに思っているんだというのを聞きました。やっぱり中学校の頃に文法を詳しく教えてもらえなかったので、文法やライティング、それから語彙というのはもう少し本当にやってほしかったと。それから、自分が受験でまず初めにぶつかった壁だったのが文法だったから、もっとやってほしかった。そして、読むことができて回答できないことが多かったから、やっぱり文法、ライティング、それから語彙というのをもっとやってほしかった。習った記憶がないのが文法ですという意見もありました。

なので、やはり先生方8人、その5ラウンドシステムの先生方ですね、話し合っただけかもしれないがと言いますけれども、実際にこのシステムでもう既に生徒たちが勉強しているのです。なので、なぜそもそも5ラウンドシステムにこだわるのかお伺いできればと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 特にこだわっているというわけではありません。5ラウンドシステムを取り入れた最初の動機というのは、小学校のときに英語を導入して、英語コミュニケーションという学習を導入して、小学校時代の子供たちは英語コミュニケーションに非常に精通し、かつ、一生懸命にやってきました。この財産が中学校に行っただけでなくなっちゃうというのは、そもそもこれは残念だと。何とか小学校の財産を中学校でもそのまま生かしてできないだろうかということで、あっちこっちのいろいろなやり方を私自身も勉強しました。英語では関係ない、免許外なんですけれども勉強しました。その結果、この5ラウンドシステムが一番小学校から学んできたものをキャッチしやすいんじゃないかなということで取り組んだというのは最初の動機なんです。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 小学校から上がってきたものをそのまま続けるというのは本当にいい取組だだと思いますけれども、もともとこの5ラウンドシステムやっている、その始めた学校、横浜市立南高等学校附属中学校から生まれたのがラウンドシステムらしいです。それから神奈川県学園中学・高等学校、これもどっちも中高一貫校なんです。もう文法やら何やら本当に全てのことを一生懸命勉強している子供たちがやっているシステムなんです。なので、そここのところもちょっと頭に入れていただいて今後進めていただければと思いますので、まず1問目から2問目に移らせていただきます。

例えば、さっきナプキンの件なんですけれども、衛生面で衛生じゃないからというふうにおっしゃいました。月1回1個から2個だけが借りられている、もらっているということだったんですけれども、この件、教育委員会のほうでは取り上げたことはあるのでしょうか。もし取り上げていたんだったらどのような意見が出たのかお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） たしか何年か前に熊谷議員からこの質問がありまして、教育委員会としては全校に全部調査をしました。（「すみません、聞こえない」の声あり）全校に調査をしました。そこで上がってきたのは、今お話があったように、とにかく養護教諭がちゃんと一元で管理して、必要な子供が来たときに使い方、始末の仕方、いろんなことをちゃんと教えて、そしてまた生理用品を渡すということのほうが一番確実で教育的だという意見がいっぱい出たわけです。したがって、そのほうがいいなというふうに思ってそのまま続けているということです。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 小学校4・5・6年生は保健室から結構遠い教室だというのは御存じだと思います。それで5分しかないとなると、トイレに行って、ああ生理になってしまったと、教室に戻って取って、ああ、でも持ってきていないと。保健室に行ってというような、その子供の心情というのはお考えにならなかったのか。

例えば私、大人の私でさえ、30年以上生理と付き合っている私ですけれども、アプリで管理していても、まさか生理になっていると思わないでこの議会の10分の休みにトイレに行きました。ああ、生理になっているとなったときに、この私でさえも議長に言えないですよ。生理だからちょっと遅れます。それでトイレトペーパーで代用したりします。それを5分しか休みのない子供たちに、保健室まで行って先生に言って借りなさいというのは、ちょっと優しさに

欠けているんじゃないかなと私は思うんですが、実際になれない男性、教育委員会も男性3人に女性1人ですか、そして教育長、それから課長。男性しかほぼいないですよ。その中で、本当に子供はナイーブなんです。今もういろんなSNSであったりとかします。実際、私の娘も取り替えるのが嫌で2回ぐらい漏れて保健室からも呼ばれています。そういった状況本当にあるんです。なので、そういった子供の心情と思って考えて決めていただけているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 子供たちが生理になったときに、いろんな対応の仕方が出てくる、出ているということは、細かくではないけれども、こちらのほうで報告を受けて聞いて知っています。ただ、聞いた限りにおいては、報告を受けた限りにおいては、保健室で一元的に管理したほうが衛生面からも、管理面からも、指導面からも一番いいんだなという結論に達して、それ以来ずっとそれでやってきていると。現実には、それ以来、今日まで、今、議員がおっしゃったようなそういう例があるのかないのかということについては、私のほうでは把握していませんけれども、あるいはするとあるかもしれません。

そういうことも考えられるので、改めて学校に対して、いろいろ恥ずかしい思いもする世代の出来事なので、そういうことに、授業がなったから授業のほうを優先してじゃなくて、授業よりも生理をちゃんと始末するということが大事なんだよということも含めて、子供の精神的なその気持ちも尊重してあげるような、そういう対応の仕方をしてくださいというふうに私のほうから指示をしたいというふうに思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 開かないので衛生面、特に汚くなることはないと思うんです。例えば、ポーチに入れて下げてあげて、そこに使い方を説明して、使った人はしっかり保健室に来て、保健の養護の先生にお話ししてくださいねというような方法を取っているところもあります。なので、使い方が分からないのを心配するのであれば、初潮を迎えた女の子とかに使い方の取説メモを置いてあげるとの配慮もしてあげればいいんじゃないかなと。勝手に使う、子供がもう持っていくんじゃないかというふうにお考えの先生もいるのかどうなのかは分からないんですけれども、そこはしっかり子供を信じてあげてほしいなというのはあります。なので、まずは何もつけないで保健室に行かせるという、その考えをまずは取っ払っていただきたい。まずはトイレでナプキンをつけてから保健室に行けばいいんじゃないかなと本当に思います。

なので、ここで質問なんですけれども、七ヶ浜町の小中学校というのは、結構足並みそろえ

ないでいろんなことを、いつも校長先生に運営を任せているというふうに私、教育長からお伺いしています。なので、この件も学校ごとで判断できるように許可というものは出せるのか。もし学校がそれをやらないのであれば、やれないのであれば、学年委員やPTAの保護者会のほうで、保護者会の動きで有志で、じゃあナプキンを集めて子供たちのために置いてあげますよというのはできるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 基本的に教育長によって考えの違いがあつて、教育長がこう判断した、こうやるんだと判断した場合には、その学校は全部そのとおりにやんなくちゃ駄目だというような教育行政をやっているところもあります。

私はちょっと違ってまして、それぞれの学校の校長先生は、その校長としての責任を全うしてもらいたいというふうに思うので、教育委員会が困るようなことがあつても、とにかく子供たちにとっていいんだということについては、校長先生方、どんどん取り組んでくださいよというふうに説明はしています。いつもそういうスタンスであります。

そこで、各学校で違っているというところまでは、生理用品についてですよ、生理用品については各学校で対応が違っているというところまでは私は報告は上がっていないので、それぞれだとは思ふ、細かいところはあるかもしれませんが、おおむね保健室が一元で管理しているということについては同じじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それ同じなんです。なので、教育長がいつも各学校に運営を任せているので、このナプキンの件、小学校のほうに聞いたら、この件について町内のほかの小学校に問合せしたところ、ほかの小学校でも現在女子トイレに生理用品を置いておらず、その予定もないとのことでした。なので亦楽小学校も置きませんと。なぜかこの生理用品だけ足並みをそろえているんです。ほかの宿泊校外学習とかは、亦楽小学校は泊まらない、でも松小は泊まり、泊まった、同じ7月だったのに。そういうところ足並みそろえていないのに、これだけは足並みそろえているので、これも各学校にお任せすることはできるんですかという質問だったんですけれども。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 基本的に学校、ちょっとオーバーな言い方をすれば、子供たちを煮て食おうと焼いて食おうと、これは校長の全責任においてやることです。その結果の責任は私が、教育長の私が負うというような、ちょっとオーバーな言い方をすれば、そういうスタンスで臨

んでいます。

したがって、ある学校が生理用品をトイレに用意したいということ来れば、私はそれが不都合でなければ、こっちがどうなのかなと思うことは質問をします。だけれども、それほどの不都合でなければ、それはいいんじゃないかなというふうには思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それもよいなと思います。そうしたらその学校学校でやれるのかなと。なぜか足並みそろえなきゃいけないのかなという、この保健だよりで返事来ていますので、PTAのほうで意見出たんですけども、各学校ですり合わせをして置きませんという返事が来ています。なので、教育長がそういうふうにおっしゃっているのであれば、また保護者のほうで動きも出るのかなとは思っています。

そして、子供に優しいまちづくりということで、こちらの長期総合計画のほうにも載っています。政策目標9、みんなで見守り、安心して子育てできるようにしようとしています。子育て、家庭が暮らしやすい生活環境を準備していく必要がありますと。目指すもの、町全体で子育てを育てる、そして支える。これもやっぱり女の子にとっては、やっぱり本当にあの生理痛と闘ったり、本当に気持ちがPMSが来て本当に安定しなかったりといういろんな問題がありますので、こういったその問題を少しでも解決してあげる、子供が育ちやすい環境をつくるという意味でどういうふうにお考えなのか。教育委員会の教育長のほうの管轄ですけども、町長はそういったところをどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 女の子、男の子じゃなくて今はジェンダーフリーということで、そういったことを気にしないでフリーに、そういったことは自分の意見とかはっきり言えるような、そして、みんなと協調できるような子供たち育てばいいなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） ジェンダーフリー、今とても飛び交っている話題なんですけれども、ただし、やっぱり10歳、11歳、12歳という女の子は、あらやだ、生理になったと大きい声では言えないんです。なので、やっぱりそういったところを、中学生でもやっぱり初潮を迎えていない女の子は、かえってなっていないことが恥ずかしいという、思う年代なので、そこのところをやっぱりしっかりと考えてあげて運営のほうしていただければなと思います。

なので、1問、2問まとめてなんですけれども、最後に私のほうからちょっと質問というか、お伝えしたいことがあります。

私、英語を教えているんですけども、たくさんの子供と関わっておりますので、文章暗記しているので読めることは読める。でも中身が全く伴ってなくて、問題を解かせて説明をしながら教えるために学校で習っているはずの文法が分からなさ過ぎて、本当にショックを感じているというか、驚いております。何が分からないか分からなさ過ぎて質問もできないと言っている同級生もいると聞いております。

小学校の頃から英語に触れているので、私たちが子供の頃とは比較にならないくらい子供たちの耳はよくて、リスニングはできています。しかしながら、塾の先生に、七ヶ浜町の生徒はリスニングはできるけれども、やっぱり文法が苦手ですよとまで言われてしまった生徒もいます。また、ほかの保護者の方からは、塾の先生との面談でも、将来的に考えるとこの七ヶ浜5ラウンドシステムはよい形なのかもしれませんが、やっぱり受験を考えると今のやり方では弱いのかもしよせんねというふうな話は聞きました。教育、中学校は受験が全てではないとは言うんですけども、受験はどうしても通らないといけない道ですので、子供たちのできるだけ最善の方法があればいいなと思いますという、その保護者の方も言っております。

小学校であんなに力を入れて、お金をかけて、明るく、楽しく、面白い、英語嫌いを出さないと英語のコミュニケーションに力を入れているおかげで、物おじせず英語を発することができておりますので、中学校はどうか、やっぱりバランスよく4技能できるように先生方もう一度話をさせていただいて、もっと中学生らしく、中学生が知らなければいけない文法や基礎をしっかりと築けるようにしていただきたいなと思います。基礎があつてこそ、即興で自分の意見を言える力や相手とやり取りができる力、発表できる力が築けます。

私は、アメリカの大学でスペイン語を専攻して、フランス語を副専攻してきましたけれども、アメリカでさえしっかり文法、基礎を学んだ上で、聞く、話す、読む、書くを実践していました。なので、私の経験からも文法、基礎は本当に大事だと本当に思っております。

町長の年始の挨拶で、私の志はいまだ道半ばではありますが、成果が見えてきているものもございませう。人材育成面では、昨年、亦楽小学校が学校教育において、英語教育において評価され、全国的に名誉ある最高賞であり、小学校では初となるE L E C英語教育賞の文部科学大臣を受賞しております。また、2つの中学校においては、授業の先駆的な取組として5ラウンドシステムを採用し、県内教育関係者に向けた公開授業を展開し、好評を博すなどの順調な滑り出しとなっております。

そして、しちがはまの広報の1月号でも、大学まで英語を勉強していても、試験のための英語では身につかないコミュニケーションとしての英語が大事だと思いますとおっしゃって

ます。

好評を博しても点数につながらなければ、やっぱり受験でほかの市町村の学生と競わなければいけないのに、やはりそこを勝ち抜くこと、合格することはできないんじゃないかなと本当に思います。中学生の最終目標です。その生徒が点数に結びついていなければ、幾ら関係者に褒められてもやっぱりちょっと意味がないんじゃないかなと思います。コミュニケーションが取れて点数に結びつかなければ、中学生の最終目標、それが最終目標じゃないと教育長おっしゃいましたけれども、志望校合格というゴールにたどり着くことができないと本当に思います。

なので、理想を追いかけて5ラウンドシステムをやるのがいいのかな、でもちょっとなどは思いますけれども、そこに固執することなく最善の方法を見つけてほしいということと、やはり子供に優しいナプキンを学校に置いていただければなと思いますので、そのところ、最後に教育長どう思うかを教えていただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 時間をオーバーしておりますので、回答だけお願いいたします。武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 5ラウンドのことについては、先ほどからいろいろお話ししているように、担当者が集まってどうしたらいいのか、現状どうなっているのかということ、協議を重ねる中で解決策を見つけていくということをやっていきたいというふうに思っています。

それから、ナプキンのことについては、分かりましたと分かってもらえるかどうか分かりませんが、男なるがゆえに分らないと言ってしまえばしょうがないことなんでしょうけれども、今お話を伺って、言うに言えない、話したいんだけど話せない、そういうじくじたる思いがしているんだという、それが女の子の生理なんだよと、そこをちゃんと分かってあげるような手だてをしてくださいということは私は進めていきたいなと思っています。それが一緒になるか、5つの学校が全部一緒になるか、あるいはそれぞれの学校の独自色を出してやるかは、それは学校によって違って来るかもしれませんが、少なくとも私が話せてくるのは、そういう子供もいるんだから、そういう子供に手を差し伸べる、あるいは心を寄せるような、そういう働きかけをしてくださいというふうには指導すると思っています。

○議長（岡崎正憲君） 以上とさせていただきます。（「はい」の声あり）

ここで暫時休憩いたします。午後2時20分、午後2時20分再開いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、10番渡邊 淳議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔10番 渡邊 淳君 登壇〕

○10番（渡邊 淳君） 今日、私からは2問です。

前回質問させていただきました……。

○議長（岡崎正憲君） マイクお願いします。（「こっち」の声あり）青いほう。両方だけでも。両方とも。（「両方」の声あり）もう一本の分も倒してください。（「これ」の声あり）いや、手前、手前のほうに。自分のほうに。（「ああ」の声あり）いいです、いいです。（「ここ」の声あり）2本使っていますから。（「両方とも」「どこに。これついてねえんじやねえの」の声あり）いや、両方とも使っていますので。

○10番（渡邊 淳君） 失礼しました。

前回質問させていただきました建設案件、引き続き、今回ちょっと観点変えまして、要害御林の隣接する工業地域についての今後の具体的な進め方というのが1点。

それから、町内の全体的な話ですけれども、建設残土置場の下流域、要は、埋立て申請したところは前回話をしたように、いろんな国とか県の施策でいろいろ研究する、勉強する、いろんな方法検討するかどうか、そんな感じでの返答だったので、その件については質問はあえてしません。ただ、ちょっと形状には後で質問します。その2点でございます。

要害御林に関しての隣接する工業地、要は、都市計画法で用途指定されている未開の工業地域、そこには前回質問したように、言葉を悪く言えば、どんな素性の土が入っているか、これは行政は届出だけでその管理というのはされていない。性質の管理も当然されていない。これは前回の質問のとおり、県でやるということで考えております。

その場合、この場所というのは前から工業系の用途に指定されているという前提で、前提というか、法指定されているので、積極的に工業用地として開発が進めていくのかどうか。法的には当然やるんでしょうけれども。それで前回も、前回というよりは都市計画審議会の中でも、その所有者に関しての説明、この辺がどのようなものだったのか、要は、これは用途指定する上では占有者なり地権者に同じようなレベルで合意というものがそろった上でこの計画がされているはずなので、それが転売とかそういったもので非常に難しいんだというふうな返事としてあったものですから、その辺の関係で5点伺います。

まず、その所有者、現在の所有者、あとは隣接している方の合意というものが現在どういふふうな説明をされているのかというのを伺うものでございます。

それから、今後その土地利用はどのように促進されていくのか。用途どおりということなのか、見直して、午前中の質問の見直しとかというものもありますけれども、どのような考え方で促進されていくのか。

それから、総合計画どおり実施するとなれば、今回の新しい総合計画の中の案としても、前と同じように工業系としてその地区計画をつくって土地開発を促進していくのか。この地区のありようというのが、本来の姿はやっぱり指定されているとおりでいうことで進めるべきだと思うんですが、その辺の方向性はどうなっていくのか。

それから、これからはちょっと地盤の話させていただきますけれども、先ほどから管理されていない土地を土を入れているという問題で、その地盤調査、当然今後進める際には地盤の調査というんですか、実際何が入っているかというのは分かりませんが、調査をやった結果で改良が必要だということであれば、その進出する企業、工業系としてですけれども、進出する企業が地盤まで改良するか。その地盤でよしとして入っていただく、それは基礎としての対策はくいとかな別な方法でやっていただくというような格好で、進出する企業さんにお任せですと、色だけは指定しましたという立場でしょうかということです。

それから、あと誘致企業の場合、ぜひいらしてくださいという、なかなかそういうところはないかもしれませんが、民間売買のことなので行政は関与しないと。ただ、いろいろインフラは行政としては入れなくちゃいけないですよ。企業が入ってくるということは下水、上下水というものは必ず付き物なので、そういったものも入れるんでしょうけれども、本体の工事については何も関与しませんという立場で進めていくのか、その辺を伺うものです。

2番目は、建設残土の、うちにはいろいろ場所がいろいろありまして、そういう残土を置かれているところもありますが、直接海の近いところ、公有水面のようなところ、それから、あと住宅地とかも広がっているところも一部あるようなので、その監視というものをどう考えているのか。

まず、そういう環境監視に関しては、一番てきめんなのが水質ということですが、その水質、水量、この監視を、管理を指標として、その地下水とか盛土の表面水ですね、こう流れて表面から、雨水が盛土の表面を通して流れていく、それから浸透して流れていく、そういったものは管理というものを必要とするのではないのと。これは地区内ではなくて地区外の、その辺は検討しないんでしょうか。

それから、あと埋め立てた建設残土に関してですけれども、表面の形状、それから利用目的とか、保存状態の条件というのは、その申請のときに添付されているはずなんでしょうけれども、誰

も監視していない。ですから、その辺は管理は県にお任せするんですか。当然県でしょう。でも、見ている分かりますよね。ですから、この辺はどのように町が自治体として、要望ではないんですけども、どういうふうな監視体制があって初めて県のほうに申し出るのか、どういうふうな姿勢でいくのかということのを伺うものでございます。

のり面に関しては、例えば、木村君の一般質問の中でも、斜面災害の地滑りではないのという表現もありましたけれども、監視する方法は、地滑りのそういった定置の観測方法もありますし、あとは井戸は井戸で同じような格好で二、三点掘って、それを量的な話と質的な話を監視しているという方法もありますので、どういうふうな管理姿勢を県に対してお願いするのか、自前でやる気がないのか、その辺を伺うものでございます。

以上2点でございます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、要害御林に隣接する工業地域について今後の具体的な進め方は、2問目、建設残土置場下流域（埋立て申請区域外）の監視について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、10番渡邊 淳議員の1問目の御質問、要害御林に隣接する工業地域について今後の具体的な進め方についてお答えをさせていただきます。

回答に当たって、1点目の御質問、所有者への説明は実施されたのか、2点目の御質問、今後その土地の利用はどのように促進されていくのか、3点目の御質問、総合計画どおり実施するとなれば地区計画をつくり工業用地として土地開発を促進していくのか、その方向性は、4点目の御質問、進める場合は地盤の安全を確保することになるのか、そして5点目の御質問、企業誘致に行政は関与しないのかにつきましては、関連した内容であるためまとめて回答させていただきます。

まず、所有者への説明は実施されたのか、その進捗状況についてでございますが、当該用地は、対岸に位置する塩釜地区の石油コンビナート基地の関連施設の立地などが当時想定されておりました。昭和45年8月の仙塩広域都市計画区域の当初指定より、都市計画法に基づく用途地域の一つである工業地域として大枠の用途を区分しており、その後、昭和53年8月に住居、商業、工業など、市街化区域の用途区域決定を行い、それぞれの目的に応じ土地利用の方針を定めているところでございます。その後、当時の所有者から売買により所有権移転登記がされており、契約段階において工業地域であることを認識しているものと思っております。

今後の土地利用の促進につきましては、七ヶ浜町都市計画マスタープランに位置づけした土

地利用検討地区とし、引き続き工業系としての土地利用の増進を考えておりますが、所有者の土地利用の動向等を注視しながら、関係機関との協議や連携などにより状況を見てまいりたいと考えております。

また、一企業が所有する工業地域とするところへの企業誘致や地盤改良等を町が直接行う考えはありませんが、近接する御林地区の住宅地や大木囲貝塚等史跡の周辺環境に配慮し、一つの手法として地区計画なども今後の検討課題として考えてまいりたいと思っております。

議員御指摘のこの場所については、土地の所有者が今後どのような利用を考えているのか明確とされておりませんので、今後注意深く状況を見てまいりたいと思います。

そして、次、2問目の御質問、建設残土置場下流域の監視についてにお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、環境監視の一つの方法として水質、水量の管理を指標とする場合がある。地下水や盛土表面水の管理は必要と思うが対策は検討しないのかについてお答えをさせていただきます。

事業者から県に提出されている埋立て等区域内の排水計画では、場外へ雨水が流出しないように排水路を設け、沈砂池にて濁り水を直接流さないよう対策は取られてあるようですが、埋立て申請区域外へ流れ出る地下水や盛土表面水の対応につきましても、盛土を埋立てしている事業者が起因者として、周辺環境へ影響を及ぼさないように配慮する必要があると考えております。県環境生活部の循環型社会推進課と連携し、事業者への対応策を要請してまいりたいと考えております。

また、現在、町としても関係する複数課の管理職等々横断的に情報共有し、現場状況の把握や問題点を含め、今後の対応について取り組んでいるところであります。直接関与できる条例等がないとはいえ、町でもただ見ているだけではなく、渡邊議員御指摘の水質、水量等の調査や監視も含めて、現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、埋め立てた表土保護と勾配の管理を県にお任せしているのかについてお答えさせていただきます。

昨年12月、町関係課長数名で埋立地の周辺の現地を確認しておりますが、状況の確認ができない部分もあり、今後、県の担当課と情報共有し、さらに、町としても事業者と現地で立会いなどの確認を行い、埋め立てた表土保護や勾配など、一般的な盛土工等の管理基準値内なのか確認し、指摘することがあれば改善についての指導をしてまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 1から3まで、一応状況把握をしていきますということです。

これで問題は、先ほど総合計画から、あそこの開発をする際には地区計画とありますが、これは後段にもありますけれども、土地利用の基本条例というのをつくられるのが一般的ではないか。土地利用の基本条例、これ何を目的とするかという、この中に立地調整の指針というのをつくられるんです、立地調整の指針。ですから、これは調整区域はちょっと置いておいて、市街化区域だけの話で今話をしますけれども、地区計画をつくるというのも確かにありで、あとはさっき言ったような立地計画、立地調整指針というのをその中でつくられて進めていくというのが、私は一つの考え方でいいのかなと。

ただ、いずれ法とかそういうものは確かに必要最小限つくらなくちゃいけないんですけども、いずれどんな場合でも地区の方の考え方というのが非常に大事でして、ここの地区の、何ていうんですか、その持ち主も含めて、ですから非常に難題が重なると思うんですけども、この部分だけじゃありませんので、この要害御林の隣接するものだけじゃないので、考え方として、地区のいろんなそういうふうな考え方というのをまず協議するような場面、それから、所有者ももっと深くどういうふうにしたいのかというのをつくった上でじゃないと進まないというのが現状だと思います。

ですから、前にも言いましたように、この事業者を責めるということでは私の目的ではないので、こういう、うまく使ってほしいわけです。用途が指定されているので、せっかく。この辺の考え方を本当にじっくりとさせていただいて、前も申しあげましたように、この残土をもう一回使って転売するイノベーションだってあっていいことなので、そういった方向に持っていけないのかなと。そうすれば、お互いにはウィン・ウィンになってくるし、あと形状もちょっときついであれば、その辺の掘削、もう一回掘り起こしてやるという方法もあるので、そういったものをやっぱりうちの作業の一つとしてはつくっていくべきじゃないか。

ですから、言いたいのは、この立地調整というものをきちんとできるような条項みたいなものが必要ではないのかと。そういったものをこの1、2、3で当然やる考えはないかとは言いますが、なかなか難しいと思うので、一つの考えとして提言したいと思います。ここはその辺ぐらいで終わりにしたいと思いますので。

それから、あと先ほどの民間の売買には何もしませんという話なんですが、これ具体的に企業を持ち込む場合というのは、それから、どんなPRというか、売り物で持ってこられるのか考えたことありますかということを再質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） このエリアについては本当に悩ましいことで、町としては工業地域というふうな用途で、要は、工業地域っていうのは一番何でもやれる部分なんです。だから、フレキシブルに対応できる部分、極端な話、不快施設とかは来てほしくないというふうな部分もありまして、PRとしてはといたしますか、以前の状況分かっていますので、軟弱地盤、その上に10メートルもの盛土をしているというふうなこと、一団の土地、約10ヘクタールかな、約10町歩もある土地でもございまして、それが一企業の所有者になっていて利用しているということで、なかなかこれまでも水路形態とかいろんな指導をしたり、町としても行ったり、言っているんですがなかなか履行してもらえなかったりということでもありますので、以前の形状を考えると、何らかのその地盤の改良とか、いろんなそういったことをしない限りは正直お勧めできないと私は思っています。

ただ、工業地域ですから、住居だのも今後建てるとなれば、一般住宅の重量なんていうのはたかだか、小さいやつなんかそんなに必要ない。10メートルも地盤が盛土されていれば大丈夫という判断をされたりすると、これもまた怖い話ですし、あれだけの土砂が、何十万立米という土砂が上載荷重といたしますか、上にかかって、あの航路のほうにとか吸い出しが出ていないのかどうかというのは、東宮臨海工業団地でも、いまだに県で造成した部分のところの地盤がやっぱり弱いというふうなこともあります。恐らく同じような形状だと思うんです。

今後、町が率先してここはいいですよと、一部はもちろん地山のところあるんですけども、ほとんどが軟弱地盤だということであまり率先してはPRはできないんですが、やっぱりそのことを分かっている、そういった形で利用されるものであれば利用していただければありがたいですが、決して不快施設でも何でも来てもいいからというふうな思いではございません。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 不快施設は遠慮したいですけども、場合によってはというのもありますから、それは諦めていただかなきゃいけない。今までやってきたことが積み重なってこういうふうな状態になっているのは心して対応しなくちゃいけないと思いますので。

さっき都市計画区域の変更の話出ていましたけれども、これ逆線引きでやめちゃったらどうなのかなというのもあるんですけども、その辺の県への相談というのは、先ほど市街化調整区域の相談はするようですけども、逆にこっちは重荷になってしまうような土地で逆線引きというのもありかなと。ただし、残っている土地はどういうふうにするかというのはやっぱり頭に入れておいての逆線引きじゃないとなかなか難しいのかなと思っているので、その辺の考

え方どうでしょう。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 逆線引きに関しましては、確かに土地の所有者は、今、工業系ということで、今は何でも使い勝手が緩いような状況ですけれども、それを逆線引きするには、どうしてもその土地所有者、そういった状況もどうしても必要になってくると思いますので、なかなかちょっと……（「議長」の声あり）だけではないらしいと思われま。す。（「議長」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） どうしました。（「今の答弁、もっとゆっくり、ちょっとはっきり話していただけませんか」の声あり）建設課長、お願いします。

○建設課長（鈴木英明君） 工業系の土地を市街化区域から外すとかといった部分に関しましては、どうしてもやっぱり土地の所有者、そういった部分であの用地も買われているというようなこともありますと、町の思いだけでなかなかそういったことは難しいんじゃないかなと思われ部分もあるんですが、その周りの使い方、その状況ですね、その辺の用地の関係性とかそういうことも必要になってくるので、なかなかちょっと難しいんじゃないかなと思われま。す。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 当然、町だけでは決められませんので、やはりハードルが一番高い1社企業の協議というものを、一応線引きも含めて、要は、どういうふうに使うつもりというような話ではなくて、やはり線引き変えるということをあらかじめやっぱり県に相談しておかないと、その辺の交渉事では使えないので、そういった覚悟でやる必要があるんじゃないかと感じるものでございます。質問は、1番目の質問はそこまででございます。

あと2番目の質問で、残土置場の下流に関してですけれども、これは全く別地区なんです、先ほど、まず形状ですね、形状というものを監視というのを、さっき地滑りのは、何ていうんですか、災害時のワイヤーロープ方式で崩れてきた場合にセンサーが働くというようなものは話しましたけれども、やはり今いろんな計測の方法があって、そういったものを定点で観測させるというのも一つの方法だと思うんですが、まず形状です。形状をどのように監視していかれるつもりなのか。要は、埋立て表土と勾配は管理は県にお任せするという事の中に、一応指導していくと、県と一緒に指導していくという言葉がありましたので、その辺の監視方法等を県に相談される方向で考えられたらどうかと思いますが、そんな考え方ございませんか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに盛土の工事に関しまして、一定の勾配より立っていれば危険だというのはまず分かりますので、そういったことの方針に関しましても、今後県と相談させていただきながら対策を考えたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 今、計測方法はいろいろなレーザー計測等のやり方もございますので、普通の測量屋さんでもできるので、ぜひ県と相談して、心配であれば年に何回とか、雨の降った後とか前とかという話もありますし、そういう時期的な話も相談されて、コスト削減に図っていただいて実際されるといいと思うんです。

もう一つ、水管理なんですけれども、これで質問は終わりますけれども、井戸を掘るというのも大変な話だと思います。それは井戸掘っていただくというのものもあるんですが、あとは既設の井戸、どの辺にあるのか分かりませんが、そういったものを利用して、あと先ほど沈砂池があると、これは絶対ちょっと見ていただかないと、これは許可届の中に入っているの、警察系も入れて入られることをお勧めしますが、やはりこの管理というのは、やっぱり県のほうにももう少ししっかりやっていただくような働きかけ、指導をお願いしたいと思うんですが、その考え方はございますか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 先ほども申しましたとおり、やっぱり沈砂池とか、あと水路とか、あとは航路敷ですか、海のほうまでちょっとどういった調査がいいのか、その専門家にも意見を聞いて、ぜひそういったことを取り組みたいなと思います。

あそこの前面には漁業権はないんですけれども、隣接してあの東宮漁港の沖は漁業権がございまして、そういった以前の形状を考えますと、私的にもあの辺はビオトープの一つのエリアではなかったかと。だから、結構いい意味では漁場だったんじゃないかなと思いますので、そういったものにも被害が生じないように、水質のちょっと調査なんかは町としても積極的に、ちょっと県の指導を仰ぎながら考えたいと思っていました。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） たまたま今年、ああ来年か、来年度は内水のハザードマップ作られる予定になっていますけれども、ちょうどあそこの下流側のほうが内水が上がる部分になると思うんです。ハザードマップを作るには、どういうふうなやり方するか分かりませんが、一般的には地形をもう一回計測するような格好になると思うんですが、そういった基礎データをお持ちになって、次の改定で、半年後なのか何か分かりませんが、その辺もう一回地上で測る

とか、そういったものの基礎ベースにハザードマップの詳細な地形図というのが活用できるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺、もし考えが生まれれば、そういった方法もトライアルしてみただければと思います。

以上で質問終わります。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい、終わります」の声あり）分かりました。

ここで暫時休憩します。3時ゼロ分に再開いたします。9分ばかりの休憩になりますが、よろしくお祈りします。

午後2時51分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について質問させていただきます。

第1の質問は、高齢者の補聴器の購入に対する助成制度を設けるを求めるものであります。

難聴の中でも、加齢性難聴は高齢化に伴う耳の聞こえが悪くなる状態であります。治療が難しく、補聴器での聴力を補う対策が中心であります。補聴器の購入には片耳15万円以上と高額なものが多く、高くて買えないとの声も多く聞かれております。低所得者等には重い負担にもなっております。

難聴の進行により日常生活に不便を来し、対話能力を困難にするなど、生活の質を落とす大きな要因にもなっております。最近では、鬱病や認知症の発症の危険因子となることも明らかになっております。高齢者が社会で活動するためにも、難聴を早期発見するための取組も必要なことから、以下の2点について質問いたします。

1つは、加齢による難聴は気づかないうちに進行していることがあり、定期的な受診が必要であります。加齢性難聴者の状況把握のため、受診の啓発を行う、実施する考えはないか伺うものであります。

2つは、高齢者の方々から、補聴器購入の際、助成をしてほしいという声がありました。助成制度を設ける考えはないか伺うものであります。

第2の質問に入る前に文言の訂正をさせていただきます。

地方自治法第138条3項とありますが、第138条の4、3項に改めさせていただきたいと思えます。

改めて、第2の質問は、区長に委託しているしちがはま広報等の配付は、先ほど述べた、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきと設置された七ヶ浜町区長会条例から逸脱した行為であることから、見直しを求めるものであります。

この地方自治法第138条の4第3項の規定には、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでないと記載されております。

しちがはま広報紙等の配付はこの規定のどこに該当するのでしょうか。地方自治法第138条の4、3項に該当していないことから、私はこの委託内容から除外することを求め、以下の3点を伺うものであります。

その1つは、前回の質問で、町長は、旧区長と現区長の役割の違いを伺ったところ、違いはないとの答弁をしております。これまで区長の身分を非常勤の特別職職員公務員と規定しておりましたが、総務省の見解で、特別職公務員は専門的知識に基づく助言役に限るとし、広報紙等配付の区長業務は公務員になじまないとの見解を示しております。このことも踏まえ、町当局は、区長の身分を地方自治法第138条の4第3項の規定を設け改めたはずではないでしょうか。この措置に基づけば、広報紙等配付は委託内容から除外すべきであります。その考えはないか伺うものであります。

また、少し質問の補足して、前回、同法第2条においても、地域の代表として住民の推薦を受けて選出された者と定めておりますが、前回、これについても見直し検討を行うような答弁をされておりました。この点についても改めて質問させていただきます。

2つは、引き続き区長に広報紙等の配付を委託するのであれば、地方自治法第138条の4第3項の規定外の私人に、私人扱いと改め対応すべきではないでしょうか。このことを伺うものであります。

3つ目は、2021年、昨年、令和3年度に開催した区長会の開催月日とその議題について説明を求めるものであります。

第3の質問は、アリーナ施設、健康スポーツセンターの施設であります。これの早急な修繕で利用者への開放を求めるものであります。

2021年、令和3年度の7月会議補正で、当初、同施設被災調査ウェブ復興工事設計業務委託

料3,000万円を計上され、その後2,989万2,000円に減額補正になりましたが、施設の利用開催に向けた今後の修繕計画について、以下の4点を伺うものであります。

1つは、2022年度、令和4年度、新年度の当初予算、これに計上されておりましたが、その理由について説明を求めるものであります。復興事業計画は業者から提示されているのかも伺います。

2つ目は、2022年、令和4年度内の施設利用再開となるのかどうか。再開までのスケジュールを説明していただきたいと思います。

3つ目は、天井修繕については現行での修繕と聞いておりますが、同規模の地震に対応できるような修繕工事と理解してよいのか、説明を求めたいと思います。ほかに大規模修繕箇所が生じているのかも伺うものであります。そして、その修繕費の見込総額は現在のところ示されるものなのかどうか伺うものであります。

最後になります。今後、同様の被害が生じないために、天井を取り払って改修工事とするような考えはないのか伺うものであります。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、高齢者の補聴器購入費に助成を、2問目、広報紙等配付は区長会条例の設置目的外、3問目、アリーナ施設（健康スポーツセンター）の修繕を早急について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 12番歌川議員の1問目の御質問、高齢者の補聴器購入費に助成をについてお答えをさせていただきます。

加齢による身体各所の機能の低下がありますが、耳の聞こえが悪くなることも多くの高齢者が経験すると言われておりますし、歌川議員が述べたように、治療が難しいということも認識をしているところでございます。

1点目の御質問、加齢性難聴者の状況把握のために受診の啓発の考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

加齢性難聴は、症状の出方、症状の程度、発生年齢も様々であると言われております。耳鼻科医の受診啓発については今後検討していきたいと考えております。

次に、2点目の御質問、高齢者の補聴器購入費に対する助成についてお答えをさせていただきます。

現時点において、本町では、障害者障害福祉制度のルールにより、身体障害者手帳所持者に対する補装具の支給ということでの運用を行っており、町独自の制度を創設する考えは持って

おりません。

なお、今後、国による高齢者の補聴器購入に対する保険適用などの動きなどがないかどうか、引き続き注意して見てまいりたいと思います。

次に、2問目の御質問、広報紙等配付は区長会条例の設置目的外についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、自治法第138条の4第3項の規定に基づけば広報紙等の配付は委嘱内容から除外すべきであるが、その考えはないかについてお答えをさせていただきます。

近年、地区を取り巻く状況として、少子高齢化などの課題に加え、住民の価値観も多様化し、地域のつながり、コミュニティーの希薄化が進んでおります。このような状況を踏まえ、広報紙等配付について検討した結果、現在はコロナ禍という、日常とは状況が違うものの、今後とも互いに顔と顔が見えるまちづくりを進めるためにも、附属機関としての区長の業務ではなく、自治会組織が地区の隣組等を介して配付していただくのが望ましいのではないかと考えております。地区への配付手数料についても検討を進めているところでございます。

次に、2点目の御質問、区長に広報紙等配付を委嘱するのであれば、私人扱いと定め対応すべきではとのことでありますので、2点目の御質問に対する回答は1点目の回答内容に代えさせていただきます。

なお、現在、区長の役割について整理しているところでございます。今後、整理後には、区長さん方に御理解をいただくことも必要になってまいります。1点目及び2点目については、もう少しお時間をいただきたいと思います。

次に、3点目の御質問、2021年度に開催した区長会の各開催月日と議題についてお答えをさせていただきます。

令和3年6月16日に開催された区長会議の議題は、次の4点でありました。

1つ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応等について、2つ目は、令和3年度予算編成における主な事業について、3つ目が、投票所の統合について、4つ目が、議会からの指摘事項に対する今後の対応についてであります。

4つ目の議会からの指摘事項に対する今後の対応については、行政区設置規則を整備すること、町附属機関としての役割を明確にすること、各地区における町広報紙等の全戸配付方法の把握と検討の3点でございます。

2回目は令和3年12月10日に開催し、議題は1点のみでありました。

七ヶ浜町健康づくり推進委員の推薦についてでありました。

3回目は令和4年2月18日に開催し、議題は次の7つでありました。

1つとして、新型コロナウイルス感染症への対応について、2つ目が、令和4年度赤十字運動について、3つ目が、令和4年度緑の募金について、4つ目が、地区公民分館長任期終了に伴う推薦について、5つ目が、第28回みやぎ国際トライアスロン仙台ベイセツ浜大会の開催について、6つ目が、任期満了に伴う区長の推薦について、7つ目が、区長報酬積算に伴う各区長が所管する世帯数の照会について、8つ目が、各地区が所管する区域についてでございます。

次に、3問目の御質問、アリーナ施設（健康スポーツセンター）の修繕を早急についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、令和4年度当初予算に計上されていない理由はについてお答えをさせていただきます。

セツ浜健康スポーツセンター・アクアリーナは、令和3年2月13日の福島県沖地震、翌月3月23日の宮城県沖地震等により大きな被害を受けました。特に、アリーナは照明の落下、ガラスの破損、屋根支柱の脱落など大きな被害を受け、現在利用を休止しています。また、アクアリーナ、アリーナ以外も被害はありましたが、復旧工事を行い、現在開館しているところがあります。

御質問の令和4年度当初予算に工事費を計上していないのは、現在業務委託により設計積算中で、3月末までの委託期間としており、新年度当初予算へ計上できなかった状況であります。工事の設計がまとまり次第、早急に発注への対応を進めてまいります。

次に、2点目の御質問、令和4年度内の施設利用再開となるのか。再開までのスケジュールはについてお答えをさせていただきます。

見通しとしましては、新型コロナをはじめ、昨今の様々な世情の悪化等による建築資材の確保が難しい状況であり、さらなる遅延も考慮しなければならないことを懸念しております。

通常の場合ですと、順調に進捗すれば工事期間は約7か月程度と見込んでおります。

次に、3点目の御質問、天井修繕には現行での修繕と聞いていますが、同規模の地震に対応できる修繕工事と理解してよいか。ほかに大規模修繕箇所が生じているのか。修繕費の見込総額は示せるのかについてお答えさせていただきます。

既存のアリーナの天井照明では、電球交換に係る昇降式の器具を採用しており、器具等天井材のクリアランスを設けておりましたが、想定以上の地震の揺れにより衝突を起こし、破損や落下したものと考えられます。

今回は、LED照明器具に改修することで電球と器具が一体化したものとなり、天井材に固

定されますので、揺れによる破損や落下をしない設計としております。

屋根を支えているレイキング柱、レイキング柱というのは、あの屋根のところに斜めになっているあれです。レイキング柱のベースプレート、その下にあるあのプレートですけれども、ベースプレートには変形等の異常は確認されませんでした。柱頭、いわゆる柱の頭と柱脚、柱の脚ですね、その接合部は経年劣化もあり、ピングワッシャー、ロックボルト等は交換する予定でございます。

また、ガラスの破損については、外装サッシ、これまではめ込みといいますか、FIXだったんですけれども、それを金属製の窓枠といいますか、それを構造体の変形に追随できるようなスライド工法に改修し、アリーナの落下物による安全度を確保する対応を考えております。

また、事業費については積算中でありまして、まだお示しできません。

次に、4点目の御質問、今後同様の被害が生じないため、天井を取り払って改修工事にするという考えはなかったのかについてお答えをさせていただきます。

天井については、吸音を含め、室内音響を考慮しています。先ほどの回答のとおり、照明をLEDにすることにより、落下物などによる利用者への安全度を高める対応で進めております。

以上を質問への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） いっぱい再質問予定していますが、面倒くさいから至極簡単にお聞きします。

再質問1点目、補聴器の購入助成であります。

町長も答弁されました加齢性難聴、50歳ごろから始まり、75歳以上では7割の人に起こり、誰にでも起こる可能性があると言われております。

平成26年3月24日、難聴の聞こえと難聴者・中途失聴への正しい理解をでのとおり、これが一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会というのが平成26年3月24日に声明を、難聴者への正しい理解をということで声明を出しました。この中にどういうことが書かれているかということでは、音が聞こえるけれども言葉が分からないことが1つ。あとは、補聴器供給システムの在り方研究会が平成14年に調査してきたところ、1,944万人、全国民の6人に1人が難聴だというような報告をしています。そういう意味では、何らかの、自分が難聴だということが分からないんだけど、何となく聞き取りにくい、そして、テレビとかそういうものを音量高くしちゃうとか、そういう傾向があります。

そこで、くどくど言わないで、全国の助成、全国で平均的なこう見ると、全国でもその自

治体でやっているんです。65歳ぐらいの方々からやっているというのがよく聞かれています。

ということで、ぜひ町の住民健診、そのときに医師の間診による健診ですね、聴覚健診、そういうものを入れることはできないのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 現在のところは考えておりませんが、ちょっと検討させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 検討というのは一番お互いに曖昧にできるんですけども、今年度の事業、新年度の事業の中でやるのかどうか、その点も含めて。

そして、1つは、健診の中に医者の間診とか、そういうふうなので言いましたけれども、よく医療機器の中でオージオメーターというのがあるんです。そういう機械、よく耳鼻科に行くと、そういうものを住民健診に取り入れれば、機械的にも大した金額、ああ、大した金額でねえな、それなりの金額はするんですけども、ぜひ措置すれば多くの方々に安価に健診できるということもあるので、そういうことも含めて検討の対象にしていくのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 高齢者75歳の後期高齢については、後期高齢のほうの委託でやっておりますので、ちょっとその辺も聞いて、あとは町独自にやれるかどうかというのはちょっと検討させてください。すみません、時期はちょっと言えませんが、来年度は予算がありませんので来年度はできません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、今、後期高齢者というのは75歳、あとは一定の障害があれば年齢下がりますけれども、そういう点では、後期高齢者だけの対応というのはなかなか難しいと思います。

そこで、もう一点、こういう団体があるんです。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、日本臨床耳鼻咽喉科医会というのが合同で調査いたしました。令和2年、どういう調査かということ、軽度・中度等難聴児、子供ですね、に対する補聴器購入費用助成制度の地域差の調査というのがあるんです。その中で、ここで言っているのは、町でも小児科の難聴の助成はしています。ここで付け加えて最後に言ったのは、補聴器の装用、いわゆる使うのは一度きりではない。成人後にも必要となることを考えると、小児のみならず成人・老年にも幅広く拡大すべきであるとい

うことです。ということで、そういうことも含めて、ここの制度的には前向きにいくということですので、第1点目の質問は、1点目の1については終わります。

2点目、補助対象を設ける考えはないかについては、今のところない。随分冷たい答弁でありました。

そこで、これもちょっと紙もったいなくて大きくしませんでした。ここには全て書いていません。大体全国的に、一昨年までは39、今だと43という自治体があります。宮城県においては、何と富谷市が新年度から、4月からの新年度から1件当たり2万円、240万円のこの助成事業を始めました。そして、具体的に実施するのは、今、医師会との調整中だということで実施の時期はまだ未定ですけれども、今年度予算でもう240万円、1件当たり2万円ということで120人分計上しております。

ぜひそういう方々にも、そういう対象者にも手厚い助成事業を設ける考えはないか。隣の富谷市の、近くでやっているから七ヶ浜町も負けずに頑張る、そういう気持ちはないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） どちらのほう。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 県内でもそういうところがあるということですが、自治体といたしますか、状況を確認してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この障害者手帳を持っていない方、それで高齢者の難聴というのが大体60歳から70歳前後で出てくるんですか、そうなんだそうです。

そして、私、町内の高齢者の方から補聴器を借りてきました。こんな小っちゃいんですよ、これ。これ片耳です。幾らするか。20万円弱だそうです。これはちょっと使用して壊れたので今使っていないんです。この方は現在両耳に使っています。両耳だと当然これの倍ですから40万円。だから、この方はもう難聴で60万円使っているんです。そして、右と左の当然機器が違うので同じ機械じゃないんです。

だから、そういう方々も、やっぱり先ほどの6人に1人ということなので、ぜひ町としても進めていただき、前向きに検討していくべきではないかなというふうに思います。隣の岩手県については3市町、九戸村と遠野市、あとは大船渡市でそれぞれ1件について4万4,000円ずつやっているというところも身近にあるので、ぜひ当町で、改めて検討する余地がないのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは、そういう難聴の方といたしますか、障害の認定をまず受ければ補装具として1割負担でできるわけです。そして、それについても軽度難聴、中度、高度、重度とその段階が分かれていますけれども、それに応じたいろんな障害での対応もありますので、その辺も含めて状況等を見てまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 当然、障害の認定を受けるのが先んじていたと思います。私が言っているのは、障害者の手帳にならない70歳以下、そういう方々、もうさっき言ったように、何人なんだっけ、さっき1,944万人いるということですから、そういった人たちへの補助です。先ほど国の姿勢も見られ、推移を見ていきたいということと言われました。ぜひ検討、前向きな取組を求めて次に移ります。

次は、区長のやつです。区長の問題ですね、配付。これについては、結果的には今検討中というような話でしたので、改めて問題だけは指摘していきたいというふうに思います。

毎回、今回も繰り返します。第138条の4の3項、附属機関として自治紛争処理、先ほど今度文言で、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。要するに、今やっている、先ほど午前中の木村議員の区長のと自治会の問題で区長の役割を話されました。顔と顔とが見えるようなというような話されました。これのどこに入るんですか。ぜひそういうところも含めて検討されると思います。

さて、現在の七ヶ浜町区長会条例設置の第1条に、ここがくせ者なんです。行政に関する情報の地区住民への周知、多分ここで取るのかなというふうに思うんですけども、しかし、この町行政に関する情報の地域住民への周知というのはこれに入らないんです。なので、ぜひそういうことも踏まえて検討していくということで理解していいのかどうか、説明を求めたいです。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） はい、そのとおりでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 以上。

次は、2点目であります。引き続き、区長という名前と、区長に配付をするのであれば私人として取り扱うべきじゃないかということに関連して、区長の役割、区長会というか、この組織そのものは私設のものでもありません。なので、これに準じた地区からの代表なり委員の選出ということをやるのであれば、こういう形で進めていくことも一つの手法じゃないかなとい

うふうに思います。

例えば、文言で、行政委員とか、あとは自治委員とか、区長と区別するんだったらそういうものを設けて、そういう行政に関わるいろんな問題点を行政側が諮問、問題提起して検討してもらい、そういうような形の手法をぜひ考えて、区長会とはまた別な形で、もし区長にやるんだったら区長についても私人扱いして、地域の顔と顔のために頑張ってくださいということも一つの手法だと思うんですけども、そういう考え、一つの例としてありますが、検討の余地あるのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） そういったことも含めて検討はしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 時間いっぱい余すので、3点目に移ります。

これについて、1つの例、仙台市泉区の松森の、何だっけ、プールが床落ちました、全て。あれとは七ヶ浜町のレベルが違うので、全部一旦天井取り替えるのがというのは、そこまではいかなと思いますけれども、繰り返し言います。要するに今回、前回並みまたは東日本大震災的な地震が起きたときに耐えられるような構造になるんだということで理解していいのかどうか、改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） どっち。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） そのようになる予定でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、100%とは言えなくても、アクアリーナの大規模事故、災害には見舞われないということで理解しましたので、以上で質問を終わります。

○議長（岡崎正憲君） 終わりですか。（「終わり、終わり。今日は早い」の声あり）御苦労さまでした。（「びっくりした」の声あり）びっくりした。

これにて一般質問を終了いたします。

○議長（岡崎正憲君） 以上をもって、本定例会3月会議に付議されました案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、明日3月15日から12月28日までの289日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日3月15日から12月28日までの289日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時35分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月14日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員